

ISSN 0448-4347

宗務時報

No. 120

平成 27 年 10 月

文化庁文化部宗務課

目次

論説

判例における政教分離原則

岡山大学大学院法務研究科教授 田近 肇…………… 1

宗教法人と地方の人口減少

國學院大學副学長，神道文化学部教授 石井 研 士……………17

判例

納骨堂経営不許可決定処分取消請求事件……………36

行政資料

『宗務時報』（No.1～No.120）総目録…………… 47

宗務報告

1 宗教法人審議会

（1）宗教法人審議会委員の異動……………123

（2）宗教法人審議会の開催状況……………124

2 平成27年度宗教法人実務研修会の日程……………124

3 『宗教関連統計に関する資料集』の概要……………126

※ 本書における外部有識者の寄稿文について、文中における意見等は、著者の見解である。なお、原則として、著者の意向に従った漢字と送り仮名で表記してある。

判例における政教分離原則

岡山大学大学院法務研究科教授 田近 肇

はじめに

本稿は、日本国憲法の政教分離原則に関する（最高裁判所の）判例を紹介し、分析することを通じて、地方公共団体において行政事務の処理に携わる担当者に対し、政教分離原則にかかわる問題に直面したとき、どう考えたらよいかについて一定の「指針」を提供することを目的とする。

政教分離原則をめぐるのは、特にマス・メディアや市民運動のレベルでは、厳格な政教分離を主張する立場であれ、緩やかな政教分離を支持する立場であれ、それぞれの個人的な価値観や世界観を背景にした、やや極端な主張がなされることが少なくないように思われる。ただ、そうした議論は、往々にして、法令の条文や判例に基づいたものというよりは、それらを主張する論者の個人的な知識・経験、信念・思考に基づいた「政教分離とはかくあるべき」というイメージに基づいたものであるようにみえる。しかし、憲法の規定は社会の全員に影響を及ぼすものである以上、地方公共団体の担当者にしてみれば、宗教にかかわる行政事務を処理する際に、そうした個人的な信念による主張を前提にして事務を行うわけにはいかず、むしろ、経験的に形成されてきた判例を踏まえて、我われの社会生活に即した適切な判断をすることが求められるであろう⁽¹⁾。

それゆえ、本稿では、「政教分離とはかくあるべき」という一刀両断的な議論をするのではなく、政教分離規定にかかわる諸問題について、裁判所、とりわけ最高裁判所が何を考え、どのような理由でどのような結論を下したのか、そこから推論すると類似の事例についてどのようなことが言えるのかを検討することにしたい。

本稿の構成は次の通りである。まず、1において、最高裁判所が政教分離規定について一般的にどのような解釈をとっているのかを分析し、判例の考え方のおおまかな傾向を検討する。そのうえで、2では、地方公共団体の事務において宗教とのかかわり合いが生じる場面をいくつか想定し、これまでの判例に即して考えた場合、憲法上どのように評価されるかを個別の事例ごとに検討することとする。

1. 政教分離規定の解釈

(1) 目的効果基準

まず、政教分離原則とは何かについて、憲法は、「政教分離原則」という抽象的な原則を定めているわけではない。ただ、憲法には、「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」（第20条第1項）、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」（同条第3項）、「公金その他の公の財

産は、宗教上の組織若しくは団体の使用，便益若しくは維持のため……これを支出し，又はその利用に供してはならない」（第 89 条前段）とする規定がおかれており，この 3 つの規定を総称して，政教分離原則と呼んでいる。

この政教分離原則に関するリーディング・ケースとしては，なによりも，津地鎮祭事件最高裁判決（最大判昭和 52 年 7 月 13 日民集 31 卷 4 号 533 頁）を挙げなくてはならない。周知のように，最高裁は，この判決において，①政教分離原則は「国家が宗教とのかかわり合いをもつことを全く許さないとするものではなく，宗教とのかかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ，そのかかわり合いが〔わが国の社会的・文化的諸条件に照らし〕相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものである」という一般的な判断枠組みを提示し，②ある国家行為が憲法第 20 条第 3 項にいう「宗教的活動」に当たるか否かの具体的な判断基準として，「当該行為の目的が宗教的意義をもち，その効果が宗教に対する援助，助長，促進又は圧迫，干渉等になるような行為をいう」とする基準を示し，③この点から，ある行為が「宗教的活動」に該当するか否かを検討するにあたっては，「当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく，当該行為の行われる場所，当該行為に対する一般人の宗教的評価，当該行為者が当該行為を行うについての意図，目的及び宗教的意識の有無，程度，当該行為の一般人に与える効果，影響等，諸般の事情を考慮し，社会通念に従って，客観的に判断しなければならない」と説いていた。この②及び③として引用したところが，一般に目的効果基準と呼ばれる。

この目的効果基準は，本来，いわゆる違憲審査基準というよりは，憲法第 20 条第 3 項で禁止される「宗教的活動」とは何かを定義するものであった。しかし，最高裁は，後に，宗教団体への公金の支出や公的財産の供用が憲法第 89 条前段に違反するか否かについても，「同様の基準によって判断しなければならない」と説くに至り（愛媛玉串料事件最高裁判決〔最大判平成 9 年 4 月 2 日民集 51 卷 4 号 1673 頁〕），さらには，公金支出等を受ける団体が「宗教上の組織若しくは団体」に当たるかどうかの判断さえも目的効果基準によって行うべきものと判示したことがある（箕面忠魂碑事件最高裁判決〔最三判平成 5 年 2 月 16 日民集 47 卷 3 号 1687 頁〕）。このように，従来，最高裁は，目的効果基準を，政教分離裁判を解決するいわば万能の「公式」のように利用してきたのである。

（２）判例理論の変化

（ア）目的効果基準のゆらぎ？

これに対し，最近の空知太神社事件最高裁判決（最大判平成 22 年 1 月 20 日民集 64 卷 1 号 1 頁）は，政教分離規定の違反の有無を判断する基準として，目的効果基準を用いなかったことから注目を集めた。

空知太神社判決における最高裁の説示のうち，憲法第 89 条は「宗教とのかかわり合いが，我が国の社会的，文化的諸条件に照らし，信教の自由の確保という制度の根本目的

との関係で相当とされる限度を超えるものと認められる場合に、これを許さないとするもの」という部分については、先に引用した津地鎮祭判決の①と大きくは変わらない。しかし、よく見ると、津地鎮祭判決の①にはあった「宗教とのかかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ」という語句がなくなり、さらに、津地鎮祭判決がこれに続けて述べていた②の部分（つまり、目的効果基準を説いていた部分）も、空知太神社判決ではなくなっている。そして、目的効果基準を用いる際に考慮すべき諸要素を列挙していた③の部分についても、空知太神社判決では、津地鎮祭判決が列挙していた諸要素とは別の諸要素に置き換わっている（表を参照）。

（表）津地鎮祭判決と空知太神社判決との異同

津地鎮祭事件最高裁判決	空知太神社事件最高裁判決
<ul style="list-style-type: none"> ・ 政教分離原則は「国家が宗教とのかかわり合いをもつことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわりが〔わが国の社会的・文化的諸条件に照らし〕相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものである」。 ・ 憲法 20 条 3 項によって禁止される「宗教的活動」とは、「当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為」をいう。 ・ ある行為が「宗教的活動」に該当するか否かを検討するにあたっては、「当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない」。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 憲法 89 条は、「公の財産の利用提供等における宗教とのかかわり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものと認められる場合に、これを許さないとするもの」である。 ・ 宗教とのかかわり合いが「相当とされる限度を超えて憲法 89 条に違反するか否かを判断するにあたっては、当該宗教的施設の性格、当該土地が無償で当該施設の敷地としての用に供されるに至った経緯、当該無償提供の態様、これらに対する一般人の評価等、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すべき」である。

このように、空知太神社判決では従来とは異なる合憲性判断の枠組みが用いられたようにみえることから、学説上、最高裁は目的効果基準を放棄したのかどうかという問題

が議論されるようになった。

この問題に関して学説の理解はいまだ固まっていないように思われるが⁽²⁾、空知太神社判決に関する最高裁判所調査官の解説によれば、政教分離規定に関する判例理論は、一部に変化もみられるものの、基本的な部分は変わっていないということのようである。調査官は、その解説の中で、津地鎮祭判決の合憲性判断枠組みは、「①『我が国の社会的、文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるもの』に当たるか否かという中核的・基底判断枠組みに関する部分」と「②『宗教とのかかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ』という、①の枠組みに沿った判断をする上での着眼点を提示する部分」とに分けることができ、空知太神社判決によって「従来の判例に変更が加えられたのは、このうち、着眼点提示部分であって、基底判断枠組み部分についてはいささかも変更が加えられていない」という説明をしている⁽³⁾。

そうすると結局、現在の判例理論を整理すれば、国家（国・地方公共団体）のある行為が政教分離規定に違反するかどうかについては、まず、それによってもたらされる「宗教とのかかわり合いの程度が、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、……相当とされる限度を超える」か否かという大きな枠組みがあり、そのうえで、その行為が具体的に「相当とされる限度を超える」かどうかの判断については、目的効果基準を用いて判断することもあるし、これを用いずに判断することもあるというのが、現在の最高裁の立場だということができよう。

(イ) 目的効果基準の適用の厳格化

このように、今日、目的効果基準は常に用いられるわけではないが、だからといって、最高裁は目的効果基準を放棄したわけではなく、その意義が失われたわけではない。事実、空知太神社判決の後においても、最高裁は、後に触れる白山比咩神社事件^{しらやまひめ}において、国家の行為の目的と効果とに注目した判断を行っている。

ただ、津地鎮祭判決の当時から現在に至るまで、目的効果基準が何も変わっていないかといわれると、そうではない。代表的な憲法の教科書では、愛媛玉串料判決^{あまのたまぐしりょう}について、目的効果基準を「厳格に適用して違憲の結論を導いた判決」だという説明がなされており⁽⁴⁾、どのような意味で目的効果基準が、「厳格に適用」されるようになっているかが問題となるからである。

愛媛玉串料判決は、次の2つの点で、それ以前の目的効果基準の適用の仕方とは異なっていたとすることができる。それは、第一に、目的効果基準のうち「目的」の部分について、行為自体が客観的に有する宗教的意義から、行為者の主観的な「行為の目的」を推認する手法を採っていることであり、第二に、「効果」の部分について、「一般人に対して、当該特定の宗教団体を特別に支援しており、それらの宗教団体が他の宗教団体とは異なる特別のものであるとの印象を与え、特定の宗教への関心呼び起こす」効果の有無に着目する手法を採っていることである。

前者の点について、目的効果基準は本来、「行為の目的」が宗教的意義を有するか否かを問題とするものであるが、愛媛玉串料判決においては、むしろ行為自体が有する宗教的意義が重視されたといえることができる。最高裁が重視したのは、愛媛県知事が現実を何を考えて玉串料等を奉納したかではなく、靖国神社の例大祭等に際して玉串料等を奉納する行為は「一般人が……社会的儀礼の一つにすぎないと評価しているとは考え難い」という、玉串料の奉納行為自体が有する宗教的意義であった。つまり、宗教的意義を有すると一般に評価しうる行為がなされる場合、その行為をする者は宗教的意義を有する目的で行為しているとみることができ、それゆえに行為の宗教的意義から行為の目的の宗教的意義を認定することができるというのが、愛媛玉串料判決の考え方だったといえることができる。この点を明確に説いているのが大野正男裁判官の補足意見であり、彼は、「行為の目的は、当該行為者の主観的、内面的な感情の有無や濃淡によってのみ判断されるべきではなく、その行為の態様等との関連において客観的に判断されるべきもの」と説明している。

他方で、後者の点について、愛媛玉串料判決で最高裁がとったアプローチがアメリカ法にいうエンドースメント・テスト（政教分離原則違反の有無を判断するに際し、政府の行為が宗教を是認（エンドース）するメッセージを送るものであるか否かを審査するテスト）に類似していることは、しばしば指摘されている^⑤。愛媛玉串料判決は、「効果」の判断において、玉串料の奉納行為が靖国神社に対し物質的な援助等を与えるものか否かというだけでなく、これが一般人に対してどのような「印象」を与えるかという精神的な効果をも問題としていたことが注目されたのである。再び大野裁判官の言葉を借りれば、「本件玉串料の支出は……経済的にみれば、宗教に対する援助、助長に当たるとは必ずしもいえないとの議論もあり得る」が、「政教分離原則の適用を検討するに当たっては、……社会に与える無形的なあるいは精神的な効果や影響をも考慮すべき」とであるとされる。

こうした目的効果基準の厳格な適用は、津地鎮祭判決による目的効果基準の適用方法とは異なっており、当然、賛否両論がありうる。しかし、このような合憲性判断基準の適用の厳格化傾向は、目的効果基準に限られないのかもしれない。空知太神社判決で用いられた合憲性判断基準についてもまた、「20条3項目的効果基準よりも厳格な判断方法であり、また客観的で明確な判断方法である」という指摘があり^⑥、それゆえ、目的効果基準に限らず、「相当とされる限度」を超えるか否かを判断する具体的な基準を適用するに際しては、これを厳格に適用するという流れができつつあるといえるのかもしれない。

（3）小 括

これまで、最高裁判所が政教分離規定について一般的にどのような解釈をとっているのかを概観してきた^⑦。以上のところから、最高裁——少なくとも多数意見——は、地

方公共団体の行為を違憲と判断する場合であっても、「およそ政教分離というのはかくあるべき」という抽象的な政教分離原則のイメージを大上段に振りかざし、この原則を機械的に適用してその結論を導き出しているわけではないことが分かる。むしろ、最高裁は一貫して、政教分離規定は「宗教とのかかわり合いの程度が、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないものとするもの」で、その限度を超えるか否かは「諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すべき」(傍点・筆者)と説いてきたのであり、この説示は、近時の判例によっても「いささかも変更が加えられていない」のである⁽⁸⁾。

冒頭で、「政教分離とはかくあるべき」と、抽象的に政教分離原則のイメージを設定し、政教分離にかかわる個々の問題については、その抽象的な「政教分離原則」を基にして、そこから一刀両断的に結論を引き出そうとする議論に触れたが、そうした議論の仕方が今みてきたような最高裁の考え方とは相容れないものであることは、言うまでもない。最高裁は、例えば「憲法は厳格な政教分離原則を採用しているから、地方公共団体が宗教とかかわり合いをもつことは当然に憲法違反である」といった機械的な判断をしているわけではなく、そのかかわり合いが「我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、……相当とされる限度を超える」か否かを、個別的・具体的な事情を基礎にして、「社会通念に照らして総合的に判断」しているのである。

確かに、抽象的な「政教分離原則」を設定し、個々の問題については、これを物差しにして演繹的に結論を下す方が明快ではある。また、個別的・具体的な事情に基づく判断をそのつど正当化し説明することは面倒で、機械的・一律的な判断の方が無難なように思われるかもしれない。しかし、問題は、それで適切な判断をすることができるかどうか、である。

繰り返しになるが、さまざまな論者が主張する「政教分離とはかくあるべき」というイメージは、それぞれの論者がその個人的な知識・経験・信念・思考などに基づいて理想とする政教関係を思い思いに描いたものにすぎず、必ずしも見解の一致がみられるわけではない。そうした中、それらの抽象的な政教分離原則のイメージを物差しにして問題を解決しようとするれば、そうしたやり方は「所詮、憲法に書かれていないところを、自分がそう欲するという考えの下に補おうとする」ものであるから、「そう欲しない者にとっては何の説得力ももたない」結果となろう⁽⁹⁾。それよりはむしろ、それぞれの事案ごとに、具体的な事情を汲んだうえで、宗教とのかかわり合いの社会的な相当性を判断した方が、より説得的で適切な判断ができるように思われる。

2. 個別的問題

(1) 宗教団体への公金支出・公の財産の供用

(ア) 一般的施策の枠組みがある場合

以下、地方公共団体の事務において宗教とのかかわりあいが生じる場面を想定して、個別の事例ごとにみていこう。

まず、地方公共団体が宗教団体に対して公金を支出し又は公の財産を供用しようとする場合、そのことが「宗教上の組織若しくは団体」への公金支出・公の財産の供用を禁止した憲法第 89 条前段（及び宗教団体への特権付与を禁止した第 20 条第 1 項後段）に違反しないかという問題が生じる。ただ、宗教団体であるか否かを問わず一定の条件をみたす者に対して経済的支援を行うという一般的な枠組みがあり、その支援の対象者の中にたまたま宗教団体も含まれるというような場合には、結果的に宗教団体に対して経済的支援がなされるとしても、容易に正当化が可能であろう。

一般的な枠組みに従った利益の付与が宗教団体にも及ぶ場合の例として、例えば、宗教法人の非収益事業所得に対する法人税の非課税（法人税法第 4 条第 1 項及び第 7 条）や文化財を所蔵する社寺等への保存修繕費の補助（文化財保護法第 35 条）などが挙げられる。前者の法人税の非課税措置は、宗教法人だけが対象とされているのではなく、法人税法の別表第二に掲げられた「公益法人等」に広く認められているのであり、この「公益法人等」に宗教法人も含まれるものとされる結果として、宗教法人にも利益が及んでいるにすぎない。

このような場合について、これまでに政教分離原則違反が裁判で争われたことはないが、学説上は、「一定の要件を充たす国民（もしくは団体）一般への利益付与であって、その中にたまたま宗教団体が含まれるような場合は、原則として、本条〔憲法第 20 条第 1 項後段〕の禁止する宗教団体への特権付与にはあたらないものと解される。……この場合、宗教団体にはこれらの利益の享受が否定されるとするならば、宗教団体であるということに基づいて、国民（もしくは他の団体）一般よりも不利な扱いがなされるということになり、それはかえって、信教の自由を侵害することになる」⁽¹⁰⁾という説明がなされている。

(イ) 一般的施策の枠組みがない場合

問題は、そうした一般的施策の枠組みがない場合である。地方公共団体が公金を支出し又は公の財産を供用しようとする場合、法律であれ条例であれ、法令上の一般的な枠組みに基づいているとは限らず、むしろ、必要があるごとにアドホックな判断によって支出・供用が決定されることの方が多いのかもしれない。しかし、その判断を行う際、宗教団体の宗教的な性格に着目して公金支出又は公の財産の供用が決定されるとしたら、まさしく憲法第 89 条前段ないし第 20 条第 1 項後段に違反することになる。

① 目的・効果の世俗性によって正当化しうる場合　しかし、公金支出・公の財産の供用が、宗教団体の宗教的な性格に着目するのではなく、別の世俗的な理由によってなされる場合には、先に触れた目的効果基準に照らして合憲と判断される場合がある。そのような例として、三峯神領民家事件（さいたま地判平成 21 年 7 月 22 日〔判例集未登載〕⁽¹¹⁾) を挙げることができよう。

本件は、埼玉県旧大滝村（平成 17 年 4 月 1 日以降は、秩父市）が宗教法人三峯神社所有の三峯神領民家の茅葺屋根の葺替工事を行い、同工事の代金として 1361 万円余りを支出したことが憲法第 89 条に違反するとして住民訴訟が提起された事例である。本件民家が存在する三峯地区は、秩父多摩甲斐国立公園内に位置し、本件民家の周辺は、園地や休憩施設、駐車場、ビジターセンターなどが整備されている。本件民家は、江戸時代に建築されたと推定される古民家であって、昭和 53 年に三峯神社が取得・移築した後、昭和 58 年には旧大滝村によって文化財に指定されており、当時の生活をうかがわせる農機具や生活用具が展示されている。そして、本件工事は、三峯山駐車場周辺整備工事に際し、その一環として行われたという事情があった。

このような事実関係の下、さいたま地裁は、「本件民家は、文化的な価値を有するものとして、併設されている観光施設とともに観光資源として利用され」、本件葺替工事は「観光客を誘致するために上記観光施設の整備をするに際し、その観光事業の一環として」行われたものであり、また、本件民家について「三峯神社が取得するに至った上記経緯、その存在する場所、外観、利用方法」に照らすと、「本件民家自体は宗教的意味合いを持たない」と認定したうえで、目的効果基準を用いて、「本件公金支出の目的は、観光施設の整備をすることにあるのであって、このような目的で、宗教的意味合いを持たない本件民家の工事に、旧大滝村ないし秩父市が本件公金の支出をしたとしても、これにより、住民に対して、旧大滝村ないし秩父市により、神社神道に対する特別の援助がされているものとの印象を与えることにはなら」ず、「したがって、本件葺替工事代金の支出により、旧大滝村ないし秩父市が、相当な限度を超えて神道と関わり合いをもったということとはできず、同支出が、憲法 89 条の定める政教分離原則に反するものということとはできない」と判示している⁽¹²⁾。

本件葺替工事代金の支出は、おそらく、法令上の一般的な枠組みがあったわけではなく、個別的な判断によって決定されたのであろう。それゆえ、この場合には、(ア) で述べたような、「一般的な施策の受益者の中にたまたま宗教法人が含まれていた」という説明によっては支出を正当化することができない。しかし、本件支出は、本件民家の所有者である三峯神社が宗教団体であることに着目してなされたわけではなく、本件民家の文化的な価値あるいは観光資源としての価値に着目してなされたものであり、それゆえ、社会通念に照らして総合的に判断すれば、これによって生じる秩父市と三峯神社とのかわり合いは相当とされる限度を超えるとは言えないと判断されたのである。

② 対象の宗教性が希薄な場合　また、公金支出・公の財産の供用の対象が宗教と関係ないわけではないが、宗教性が希薄である場合には、そうした支出・供用が憲法上許容されることがある。そのような例として、箕面忠魂碑事件（最三判平成5年2月16日民集47巻3号1687頁）を挙げることができる。

本件は、大阪府箕面市が、小学校の増改築工事に際し、市遺族会が所有管理する忠魂碑を移転する必要が生じたので、移転用地として7882万円で土地を購入し、忠魂碑を移設するとともに、この土地を遺族会に無償で貸与したことに対し、住民訴訟が提起された事例である。本件で、最高裁は、目的効果基準を用いて、本件の代替地購入行為及び移設行為が世俗的な目的——小学校に隣接する公有地上に存在していた旧忠魂碑を小学校の校舎の建替え等のために他の場所に移設し、その敷地を学校用地として利用するという目的——によるものであったことを強調している。しかし、今となつては、空知太神社事件からも明らかなように、もし、本件の忠魂碑が宗教施設であり、これを維持管理している市遺族会が「宗教上の組織若しくは団体」だとしたら、そもそも、そうした施設がその後も公有地上に存在し続けること自体が問題になるように思われる。

それゆえ、箕面市の本件行為が合憲であるとする理由としては、むしろ、本件忠魂碑の宗教性が希薄であることが決定的な意味をもっていたと考えるべきであろう。この点について、最高裁は、次のように説いている。すなわち、「旧忠魂碑は、……戦没者記念碑的な性格のものであり、……本件忠魂碑と神道等の特定の宗教とのかかわりは……、少なくとも戦後においては希薄であり」、また、「本件忠魂碑を所有し、これを維持管理している市遺族会は、箕面市内に居住する戦没者遺族を会員とし、戦没者遺族の相互扶助・福祉向上と英霊の顕彰を主たる目的として設立され活動している団体であつて、宗教的活動をすることを本来の目的とする団体ではない」と。

本件で最高裁が忠魂碑の宗教性は希薄であると判断したことに対しては、学説上、異論も唱えられている。ただ、一般論として言えば、公金支出・公の財産の供用の対象が宗教とまったく関係ないというわけではない場合であっても、宗教性が希薄と評価しうるときには、そうした対象への支出・供用は、憲法上許されるということができよう。

③ 信教の自由によって正当化しうる場合　最後に、信教の自由と政教分離原則とが対立し、両者の調整の結果、宗教団体に対する公の財産の供用が正当化される場合というのがある。これがまさしく問題となつたのが、空知太神社事件であつた。

空知太神社判決において、最高裁は、地方公共団体が宗教施設に対し公有地を無償で貸与し続けることが憲法第89条前段に反すると判示した。しかし、この違憲状態を解消するに当たり、最高裁は、単純に神社物件を撤去すべきとしたわけではない。むしろ、最高裁は、「違憲状態の解消には、神社施設を撤去し土地を明け渡す以外にも適切な手段があり得る」と述べ、無償譲与、有償譲渡、適正な時価での貸付といった方法を例示している。どうして、神社物件の単純な撤去ではなく、そうした取扱いが必要なのかにつ

いて、空知太神社事件と同日に判決が出された富平神社事件最高裁判決（最大判平成 22 年 1 月 20 日民集 64 卷 1 号 128 頁）は、次のように説いている。「仮に市が本件神社との関係を解消するために本件神社施設を撤去させることを図るとすれば、……地域住民の集団によって守り伝えられてきた宗教的活動を著しく困難なものにし、その信教の自由に重大な不利益を及ぼすことになる」、と。

つまり、確かに、「宗教上の組織若しくは団体」に対する公の財産の供用を禁じた憲法第 89 条前段からすれば、神社という明白な宗教施設が公有地上に存在しているという現状は憲法上問題があるといわざるをえない。しかし、現にその神社の氏子としてこれを崇敬している人々がいるのであり、神社物件を単純に撤去するとしたら、神社あるいは氏子の人々は行き場を失ってしまい、その宗教活動に重大な支障が生ずることになる。それゆえ、一方では、政教分離原則に反する状態を解消する必要があるが、他方では、神社あるいは氏子の人々の信教の自由に不利益となるような結果が生じることは避けなければならない。したがって、信教の自由と政教分離原則とを調整して、信教の自由の侵害にならないような方法で問題の解決を図ることが必要となるのである。

そのような方法として、最高裁は、無償譲与、有償譲渡、有償貸付という 3 通りの解決策を例示しているが、実は、これらの解決策はいずれも、かつての国有境内地処分問題を解決するために、立法上及び行政上行われてきたやり方であることに留意する必要がある。国有境内地処分問題というのは、要するに、明治初年の上地によって寺社領が国有財産となり、境内地については寺社に無償で貸し付けるということが終戦まで続いていたところ、現行憲法の施行に伴ってその合憲性が問題となり、これを解消する必要に迫られたというものである。この問題を解決するために国有境内地処分法が制定され、境内地として使用されている国有地については寺社に対して無償で譲渡し又は半額で売り渡すというやり方で解決が図られた。そして、その後も、行政実務上、「神社、寺院、仏堂又は教会……が境内地等の用に供するため旧国有財産法第 24 条第 1 項の規定により無償貸付けを受けていたとみなされる財産、同条第 2 項の規定により無償貸付けを受けていた財産及び社寺等が管理している墓地等」について、「国有財産評価基準」所定の評価に従って売払い、または、「当該相手方に資力がなく売払いが困難な場合」には、「普通財産貸付事務処理要領」に則った貸付料で貸し付けるということが行われてきた（「社寺境内地等として使用されている普通財産の処理について」〔大蔵省国有財産局長から各財務局長宛通達昭和 42 年 7 月 24 日蔵国有第 1196 号〕参照）。

このことは、地方公共団体の公有境内地についても同様である。国有境内地処分法と同様の措置を促す通牒（「神社寺院等宗教団体の使用に供している地方公共団体有財産の処分に関する事」〔昭和 22 年 4 月 2 日内務文部次官通牒発宗 24 号〕）を受けて、各地方公共団体において、国有境内地処分法に類似した条例⁽¹³⁾が制定され、公有境内地の処理が進められてきたようである。

こうした国有境内地処分のやり方については、かつては、「特殊な沿革的理由」⁽¹⁴⁾を根

拠にした消極的合憲論が説かれ、判例(最大判昭和 33 年 12 月 24 日民集 12 卷 16 号 3352 頁)も、そうした考え方をとっていたと言われる。しかし、比較的最近になって、学説上、富士山頂譲与事件(最三判昭和 49 年 4 月 9 日判時 740 号 42 頁)で最高裁が展開した積極的合憲論にこそ注目すべきで、「信教の自由と政教分離原則との合理的な調和を図った立法」⁽¹⁵⁾として国有境内地処分法を再評価すべきことが主張されてきた。

そして、先の富平神社判決において、最高裁も、国有境内地処分法が定めていた解決策は「政教分離原則を定める憲法の下で、社寺等の財産権及び信教の自由を尊重しつつ国と宗教との結び付きを是正解消するためには、上記のような財産につき譲与の措置を講ずることが最も適切と考えられたことによるもの」であると説いており、国有境内地処分法に関して、この学説と同様の再評価を行ったものとみることができる。以上のところから、空知太神社判決及び富平神社判決が実務上どのような意義を有するかを考えると、この 2 つの判決は、今なお残る国公有地上の宗教施設の問題について、国有境内地処分法を先例として、これと同様に処理がなされるべきことを示したところに、実務上の意義があると言いうことができよう。

なお、空知太神社事件については、その後、神社施設を 1 箇所を集約し、その敷地を適正な賃料で賃貸するという措置がとられており、そうしたやり方が合憲かどうかは差戻後控訴審(札幌高判平成 22 年 12 月 6 日民集 66 卷 2 号 702 頁)及び差戻後上告審(最高判平成 24 年 2 月 16 日民集 66 卷 2 号 673 頁)で争われたが、当然のことながら、最高裁は合憲との判断をしている。

ところで、なお残る国公有地上の宗教施設の問題に取り組もうとすれば、最高裁が例示する 3 つの解決策のうち、いずれの解決策をとるかが問題となる。この場面でも、個々の事案ごとに具体的な事情を考慮に入れた判断をする必要があり、宗教施設の敷地として国公有地が提供されるに至った沿革的理由などは、まさしくこの場面で考慮されるべきであろう。例えば、地方公共団体の都合で宗教施設の移転を求め、代替地として公有地が提供されていたような場合には、今になって敷地を有償で買い取るよう求めることは公平とはいえないであろう。反対に、そうした沿革的な理由がない場合には、信教の自由が損なわれないようにするためとはいえ、土地を無償で譲与するというのは、他の住民の理解を得にくいように思われる。また、有償での買取りを求めようにも、相手方である宗教団体の側にそれだけの資力がなければ、有償貸与という現実的な選択をせざるをえないであろう。いずれにせよ、この選択に当たっては、それぞれの事案の具体的な事情を踏まえて、社会通念に照らして妥当な解決策を選ぶことが求められる。

(2) 宗教行事等への市長その他の職員の出席

(ア) 判 例

宗教団体等が行う宗教的儀式・行事に地方公共団体がどこまでかかわることが許されるかという問題に関連して、そうした宗教的儀式・行事等に地方公共団体の長その他の

職員が出席することが許されるかが、しばしば裁判で争われることがある。

① 箕面慰霊祭事件 この問題にかかわる判例として、箕面慰霊祭事件（最三判平成 5 年 2 月 16 日民集 47 卷 3 号 1687 頁）がある。この事件は、先の箕面忠魂碑事件に関連して、忠魂碑において市遺族会が行った神式又は仏式の慰霊祭に、箕面市教育長が参列し、玉串奉奠・焼香をするなどしたことが憲法第 20 条第 3 項に反するか否かが争われた事例である。本件で、最高裁は、本件慰霊祭への教育長の参列は、「地元において重要な公職にある者の社会的儀礼として、地方遺族会が主催する地元の戦没者の慰霊、追悼のための宗教的行事に際し、戦没者やその遺族に対して弔意、哀悼の意を表する目的で行われたものであること」が明らかであると述べ、その目的は「専ら世俗的なものであり、その効果も、特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為とは認められない」と判示している。

② 鹿児島大嘗祭事件 また、鹿児島大嘗祭事件（最一判平成 14 年 7 月 11 日民集 56 卷 6 号 1204 頁）は、現天皇の即位に際し、鹿児島県知事が大嘗祭に参列し、拝礼した行為が憲法第 20 条第 3 項に反するか否かが争われた事例である。

本件においても、最高裁は、大嘗祭が「神道の儀式にのっとり行われた」ものである以上、「鹿児島県知事……がこれに参列し拝礼した行為は、宗教とかかわり合いを持つものである」ことを認めつつも、知事の行為は「三権の長、国務大臣、各地方公共団体の代表等と共に大嘗祭の一部を構成する悠紀殿供饌の儀に参列して拝礼したにとどまる」うえ、「大嘗祭への……参列は、地方公共団体の長という公職にある者の社会的儀礼として、天皇の即位に伴う皇室の伝統儀式に際し、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇の即位に祝意を表する目的で行われたものである」ことを指摘し、目的効果基準を用いて、本件参列行為は「宗教とのかかわり合いの程度が我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、……相当とされる限度を超えるものとは認められず、憲法上の政教分離原則及びそれに基づく政教分離規定に違反するものではない」と結論づけている。

③ 白山比咩神社事件 最後に、白山比咩神社事件（最一判平成 22 年 7 月 22 日判時 2087 号 26 頁）は、白山比咩神社の御鎮座二千百年式年大祭の大祭奉賛会の発足に際して行われた奉賛会発会式に、白山市長が出席し、祝辞を述べた行為が政教分離原則に違反するとして、住民訴訟が提起された事例である。

この判決は、先の空知太神社判決より半年ほど後に出されたものであるが、最高裁は目的効果基準を用いることを明示しているわけではないものの、実質的には目的効果基準を用いた判断がなされたといえることができる。というのは、最高裁は、市長の行為が憲法第 20 条第 3 項に違反するか否かを判断するに際し、本件市長の行為は「市長としての社会的儀礼を尽くす目的で行われたものであり、……特定の宗教に対する援助、助長、

促進になるような効果を伴うものでもなかった」と、市長の行為の目的と効果とに注目した判断を行っているからである。

なお、白山比咩神社事件に関しては、先に1(2)(イ)で触れた、目的効果基準の適用の厳格化との関係について、一言触れておきたい。この事件の控訴審判決(名古屋高金沢支判平成20年4月7日判時2006号53頁)は、愛媛玉串料判決による目的効果基準の適用の厳格化を極端な形で推し進めた議論を展開していた。すなわち、①大祭奉賛会の諸事業は宗教活動であるから、その発会式に出席する行為は当然に宗教的意義を有する、②発会式に出席する行為が宗教的意義を有する行為である以上、市長が発会式に出席したのは宗教的意義を有する目的によるものであったとみるべきである、と。

確かに、②の「宗教的意義を有する行為をしていれば、その目的も宗教的意義があるといえる」という部分は、愛媛玉串料判決の論理に従えば成り立ちうる議論といえることができる。しかし、問題は、①の部分が成り立つのかどうか、つまり、「大祭奉賛会の諸事業が宗教活動であれば、その発会式に出席する行為も宗教的意義を有する」と、当然に言えるのかどうかである。政教分離原則違反が争われる事案では常に、国家の行為がなんらかの形で宗教とのかかわり合いをもっていることが問題となっているはずで、この控訴審判決の論理が正しいとしたら、宗教とのかかわり合いをもつ行為はすべて宗教的意義があり、したがって宗教的意義を有する目的で行われたものだけということになってしまうであろう。別の言い方をすれば、これまで最高裁の判例では、国家の行為が宗教とのかかわり合いを有する場合であっても、それが社会通念に照らして「相当とされる限度」内であるかどうかを検討されてきたはずであり、宗教とのかかわり合いを有する場合には常に違憲になるかのような控訴審判決の論法は、愛媛玉串料判決を含めて従来の最高裁判例を基準に考えれば、明らかにこれから逸脱していたように思われる。

(イ) 小 括

いずれにせよ、先の3つの最高裁判例によれば、宗教的儀式・行事等——これらは通常民間団体が主催するものであろうが、ただし、鹿児島大嘗祭事件における大嘗祭は皇室の公的行事であった——に地方公共団体の長その他の職員が出席することは、その公職者の「社会的儀礼」として行う限りにおいては、政教分離規定に違反しないとされている。この点、宗教的儀式・行事に公職者が社会的儀礼として出席することに対しては、そうした行事に出席しなくても地方公共団体の公務に支障が生じるわけではないのだから余計なことだという批判もあるようである。しかし、地方公共団体も社会的実体を有する以上、「社会的儀礼」、俗な言い方をすれば、例えば社寺や遺族会のような各種の団体との「お付き合い」というのが必要な場面というのは当然あるのではないか。白山比咩神社事件を例にとれば、地方公共団体が地元の寺社の祭礼を観光資源として活用しようというときに、その主催者側に対して「挨拶一つない」というわけにはいかないというのが社会の現実であろう。最高裁の判例は、そうした「我が国の社会的、文化的諸条

件」に理解を示したものとみることができよう。とはいえ、もちろん、物事には限度というものがある。憲法上許されるのは、「社会的儀礼」の範囲内で行われる限りにおいてなのであって、宗教的儀式・行事への関与がもたらす宗教とのかかわり合いがこれを超える場合には、当然違憲と判断されることになるだろう。

おわりに

以上述べてきたところから明らかなように、最高裁判所は、政教分離原則違反が問題とされた事件を解決するに当たり、決してこの原則を杓子定規に適用してきたわけではなく、むしろ、それぞれの事案の個別的・具体的な事情を基に、わが国の社会的、文化的諸条件を踏まえて、社会通念に照らして判断してきた。こうした最高裁の姿勢に対しては、「厳格な政教分離」を求める憲法学者やマス・メディアからは、批判もなされている。しかし、最高裁の判例は、その結論においては、我われの社会生活に即した妥当なものだったように思われる。

これに対し、政教分離原則に関する地方公共団体の姿勢は、時として、この原則に過剰に反応し、あるいは宗教に関して腰の引けた対応をとる結果、別の問題を生じさせることがあるようにみえる。その一例として、ここでは、東日本大震災に際して地方公共団体が宗教に関してとった対応を挙げる⁽¹⁶⁾。

①被災地域及び近隣地域の複数の宗派の僧侶が「読経ボランティア」を組織し、遺体安置所や火葬場で、ボランティアで読経を行ったことについて、次のようなマス・メディア報道がなされている。「各地で読経ボランティアを――。そんな音頭をとった全日本仏教会にとって、地域の仏教会から報告される行政との軋轢は、実に意外な展開で、腹立たしい事態のようだ。地域にもよるが、行政側が憲法の『政教分離の原則』を理由に、拒否するケースが頻発している。自治体の火葬場などで葬送する場合、そうした公的施設で『読経』という宗教行為をすること、それに便宜をはかることが『政教分離に触れかねない』という。〔仏教のある住職は〕遺体安置所を訪れた際の様子を振り返る。安置所は、宮城県施設である総合運動公園の一角。中に入って読経していると、安置所を警備する県関係者が飛んできて、外へ引っぱり出された。聞けば『政教分離』で入場自体が御法度だという」⁽¹⁷⁾。

②震災では、社寺等の宗教施設もまた被災し、それらをいかに再建するかが問題となっている。しかし、この問題についても、次のような報道がなされている。「仙台市では防災集団移転促進事業が進められ、住民たちの落ち着き先も決まりつつあるが、……寺は檀信徒と一緒に移ることはできない。宗教施設は事業対象に含まれないためだ。……仙台市移転推進課は『政教分離の原則があり、仙台市では神社、寺など宗教施設への支援は行えない』と説明する。移転先の地区には公民館や公園など公共施設が整備される場合もあるが、寺社や寺が移転することはないという。そもそも宗教施設のための区画は存在しないのだ」⁽¹⁸⁾。

もつとも、これらの報道がどこまで事実を正確に伝えているのかは、明らかではない。例えば、①の読経ボランティアの問題については、混乱が続く中で現場の対応は必ずしも一貫していなかったということが実情のようであり、仙台市が編集した『東日本大震災 仙台市震災記録誌』は、「身元不明者についても……本市が関与しない宗教団体の独自活動として読経が行われた」と伝えている⁽¹⁹⁾。

ただ、次のことは、言えるであろう。政教問題のこうした解決の仕方は、抽象的な「政教分離原則」を物差しにして一刀両断的に結論を下そうとする政教分離規定の解釈には合致しているのかもしれない。しかし、これは、最高裁判所が判例を通じて形成してきた政教分離規定の解釈ではない、と。

注記

- (1) 大石眞「イメージとしての『政教分離』論を問う」大石眞ほか『憲法 20 条 その今日的意義を問う』（第三文明社、2000年）137頁（142頁）を参照。
- (2) 宍戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開〔第2版〕』（日本評論社、2014年）129頁。
- (3) 清野正彦・最高裁判所判例解説民事篇平成 22 年度（上）1頁（38頁以下）。
- (4) 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第6版〕』（岩波書店、2015年）161頁。
- (5) 高畑英一郎「エンドースメント・テストと愛媛玉串料訴訟最高裁判決」日本法学 66 巻 3 号（2000年）351頁（367頁）。
- (6) 小泉洋一・民商 143 巻 1 号（2010年）44頁（61頁）。
- (7) 以上の点について、拙稿「津地鎮祭事件最高裁判決の近時の判例への影響」法学教室 388 号（2013年）23頁も参照。
- (8) 清野・前掲注（3）40頁。
- (9) 大石・前掲注（1）137頁，142頁及び147頁。
- (10) 樋口陽一ほか『注解法律学全集 1 憲法 I』（青林書院、1994年）396頁（浦部法穂執筆）。
- (11) 裁判所ウェブサイト（<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20091101151933.pdf>）を参照。
- (12) なお、本件の控訴審判決である東京高判平成 22 年 1 月 21 日（判例集未掲載）は、第一審判決を是認して控訴を棄却し、最二決平成 22 年 6 月 11 日（判例集未掲載）は、上告を斥けている。
- (13) 例えば、「都有境内地、墓地及び特別区の管理する都有財産その他の処分に関する条例」（昭和 24 年 3 月 22 日東京都条例第 27 号）など。
- (14) 宮沢俊義（芦部信喜補訂）『全訂日本国憲法』（日本評論社、1978年）742頁。
- (15) 大石眞「いわゆる国有境内地処分法の憲法史的考察—その合憲性の問題に寄せて—」同『憲法史と憲法解釈』（信山社、2000年）201頁（202頁）。また、同・宗教判例百選〔第2版〕（1991年）60頁も参照。
- (16) 大規模自然災害における地方公共団体の施策と政教分離原則との関係については、拙稿「大規模自然災害の政教問題」岡山大学臨床法務研究 13 号（2014年）15頁も参照。なお、この拙稿は、岡山大学ウェブサイト（<http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/metadata/52747>）でも閲覧が可能である。
- (17) AERA2011年 5 月 23 日号「被災地が鍛える『仏教』の道 『信仰』は力となりうるか」（34頁）。
- (18) 中外日報 2013 年 6 月 27 日『「信教の自由」を保障するはずが…… 復興に立ちだかる政教分離の壁』（第 6 面及び第 7 面）。なお、この記事は、中外日報ウェブサイト（<http://www.chugainippoh.co.jp/rensai/jiryu/130627-001.html>）でも閲覧が

- 可能である。
- (19) 仙台市『東日本大震災 仙台市震災記録誌～発災から1年間の活動記録～』（2013年）355頁。なお、この記録誌は、仙台市ウェブサイト（http://www.city.sendai.jp/fukko/1207640_2757.html）でも閲覧が可能である。

宗教法人と地方の人口減少

國學院大學副学長，神道文化学部教授 石井 研士

はじめに

「地方創生」という言葉が，新聞やテレビといったメディアに登場するようになったのは平成 26 年のことである。地方の人口減少と東京への一極集中を背景にして，地方再生を図るために従来の地域振興や地域活性化に代わって新たに作られた言葉である。

政府は平成 26 年 7 月 25 日，内閣官房に「まち・ひと・しごと創生本部」設立準備室を発足させた。9 月 3 日には第 2 次安倍改造内閣で石破茂前自民党幹事長を地方創生担当相に起用し，同日，安倍晋三首相を本部長，石破茂前自民党幹事長と菅義偉官房長官を副本部長とする「まち・ひと・しごと創生本部」（地方創生本部）を発足させた⁽¹⁾。

過疎が叫ばれたのは昭和 40 年代初めであった。過疎とは「農村から人口，特に若年層が流出して，地域共同体の基礎的なサービスである消防や治安をはじめ社会サービスが供給できない状況におちいる現象」⁽²⁾である。過疎はとくに山間地域で厳しく，挙家離村が相次いで集落が壊滅状態にあるという指摘はこれまでに数多くなされてきた⁽³⁾。

今回，安倍内閣が「地方創生」を掲げて新組織を立ち上げたことには，現状の厳しさとともに，平成 26 年 5 月に民間の研究機関である日本創成会議が公表した「消滅自治体リスト」の影響があると指摘されている⁽⁴⁾。

平成 26 年 5 月，民間の政策発信組織である日本創成会議（座長・増田寛也）が公表した「消滅可能性自治体 896」は，かなりの衝撃を持って迎えられた。テレビや新聞を初め，数多くのメディアで取り上げられた⁽⁵⁾。人目を引くタイトルがメディアで用いられることは珍しくないが，日本創成会議の報告には幾つかの点で現代日本人に対して十分な説得力を持っていたからだと考えられる。

第一は，「人口減少」や「限界集落」が，国民の間でかなりの程度，共通の認識として形成されており，日本人が漠然と感じる将来への不安を「消滅」という表現で言い表したことに，興味本位を超えた説得力が存在したと考えられる。

第二に，「消滅」は単なるレトリックではなく，データに裏付けられた事実として語られた。「消滅」を根拠づけているデータは，国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成 25 年 3 月）によるものである。人口動態の予測は精度が高いといわれ，現在，社会問題化している少子高齢化や人口減少も早くから予想されてきた。

最後に，消滅するとされた自治体数の多さが衝撃的であった。消滅可能市町村数 896 は，現在の全市町村数の 49.8 パーセントに当たる。府県によっては大半の市町村が該当することになった。

過疎化による消滅する集落数予測

昭和 30 年代に始まる急激で急速な人口移動により都市化が生じたが、結果として 40 年代になって過疎化が指摘されるようになった。国は昭和 45 年以来 4 次にわたり議員立法として過疎対策立法を制定し対策に当たったが問題の解消には至らなかった。平成 22 年には「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」を施行し、時代に対応した実効性ある過疎対策を講じようとしたが、状況は改善されることなく現在にいたっている⁽⁶⁾。

総務省はこれまでに過疎対策に関する現況調査や集落の実態調査を繰り返し実施している。そうした実態調査の中に、将来消滅が予想される集落について言及されている報告書が存在する⁽⁷⁾。

平成 22 年に実施した「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」の結果によると、全国の過疎地域にある 6 万 4954 集落のうち、4.3 パーセントに当たる 2,796 集落が高齢化などで消滅する可能性があるという。消滅可能性集落のうち 454 集落は、10 年以内になくなる可能性がある。地域別では中部圏、四国圏、近畿圏が多く、いずれも 400 集落以上が消滅の危機を迎えている。(図表 1 参照)⁽⁸⁾

図表 1 地方ブロック別・消滅の可能性のある集落数

	今後の消滅の可能性				合 計
	10 年以内に消滅	いずれ消滅	消滅の可能性はない	無回答	
1 北海道	20 (0.5%)	182 (4.6%)	3,426 (86.6%)	329 (8.3%)	3,957 (100.0%)
2 東北圏	55 (0.4%)	343 (2.4%)	12,170 (86.5%)	1,504 (10.7%)	14,072 (100.0%)
3 首都圏	18 (0.7%)	80 (3.2%)	2,056 (82.0%)	354 (14.1%)	2,508 (100.0%)
4 北陸圏	21 (1.2%)	51 (2.9%)	1,226 (70.1%)	450 (25.7%)	1,748 (100.0%)
5 中部圏	50 (1.2%)	265 (6.6%)	2,595 (64.7%)	1,098 (27.4%)	4,008 (100.0%)
6 近畿圏	25 (0.8%)	194 (6.2%)	2,355 (74.7%)	580 (18.4%)	3,154 (100.0%)
7 中国圏	82 (0.6%)	445 (3.5%)	10,910 (85.9%)	1,257 (9.9%)	12,694 (100.0%)
8 四国圏	129 (1.8%)	431 (6.0%)	6,217 (86.2%)	439 (6.1%)	7,216 (100.0%)
9 九州圏	53 (0.3%)	349 (2.3%)	12,958 (84.6%)	1,948 (12.7%)	15,308 (100.0%)
10 沖縄県	1 (0.3%)	2 (0.7%)	285 (98.6%)	1 (0.3%)	289 (100.0%)
合計	454 (0.7%)	2,342 (3.6%)	54,198 (83.4%)	7,960 (12.3%)	64,954 (100.0%)

■ 各消滅可能性において該当集落数の割合が最も大きい地方ブロック

■ 各消滅可能性において当該集落数の割合が 2 番目に大きい地方ブロック

同様の調査は平成 11 年にも実施されており、そのときは、消滅の可能性のある集落は 2,109 だった。平成 11 年の 7 年後の平成 18 年に実施された調査では 2,641 集落だった。平成 22 の調査は平成 18 年調査のフォローアップ調査として位置づけられており、4 年後の実施だったにもかかわらず消滅可能性集落数は 2,796 に増加している。要するに 10 年以内に消滅する可能性集落数は 11 年間で 687 集落増えたことになる。

総務省の調査からは限界集落化の深刻さを十分に理解することができる。しかしながら、東北圏といった広域での状況は把握できるものの、個別の消滅可能性集落は特定できない⁹⁾。また、過疎の現況に関する全国的な調査が実施されており、過疎地は公表されている。しかし過疎地がそのまま消滅するわけではないことはこれまでの経緯からも明らかである。

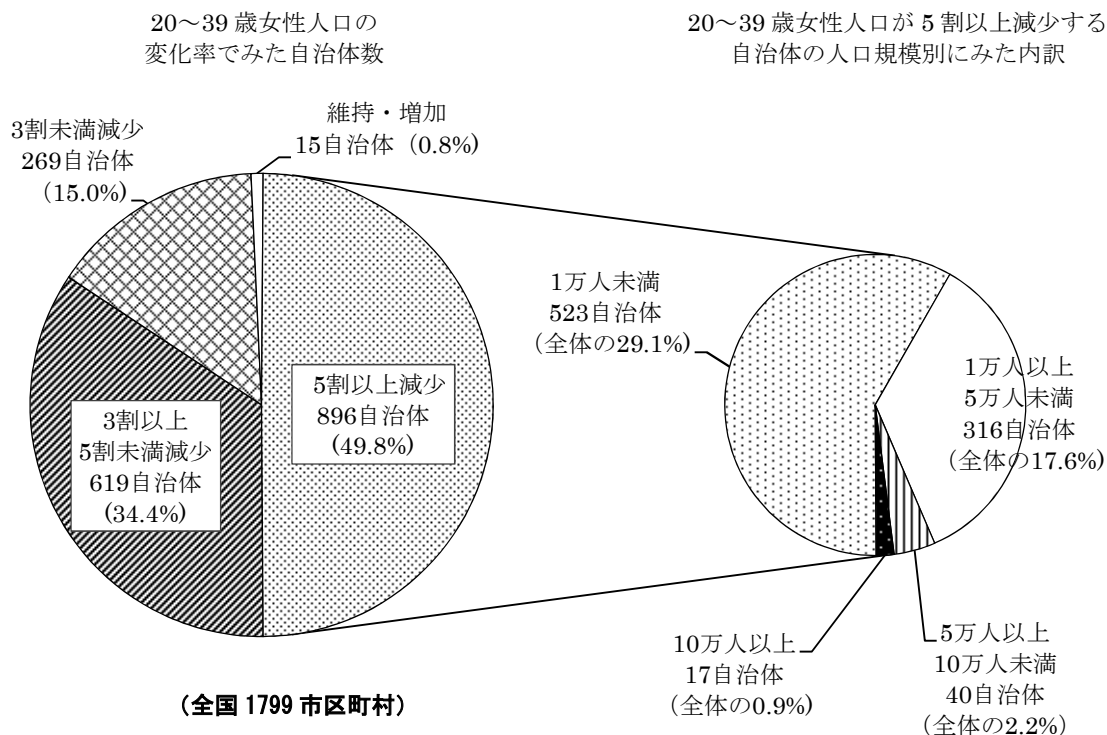
それゆえに日本創成会議が公表したデータは、公開された基準に基づいており、全国規模で市町村名が明らかにされている点で、全国の宗教法人の現況を把握するための有効な資料として利用できるものと考えられるのである。

日本創成会議「消滅可能性自治体 896」の基準

日本創成会議が「消滅する」と試算する根拠は次のようなものである。国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」において、2010 年の性別・年齢 5 歳階級別人口（90 歳以上まで）を基準に将来人口を五年ごとに推計する。そして①今後も人口流出が収束しない場合において、②2040 年に若年女性（20 代と 30 代の女性）が 50 パーセント以上減少する場合に、その自治体は消滅すると考えるのである。

地域社会における主たる人口増減の理由は、出生と死亡、そして人口移動（流入と流出）である。人口の流出が流入を上回っている地域で、人口を維持するためには、かなりの出生数を必要とする。女性が生涯に産む子供の平均数を合計特殊出生率というが、人口が減少しないための数値（人口置換水準）は全国平均で 2.07 である。ところが、現在の合計特殊出生率は 1.43 とかなり下回っている。その結果、人口は減少していくことになる。ちなみに、団塊の世代が生まれた昭和 22～24 年は、合計特殊出生率は 4.32 であった。子供を産む女性の数が 50 パーセントを切ると、一人の女性が生まなくてはいけない子供の数は 4 人を超える。合計特殊出生率の大幅な増加を期待できなければ、地域の人口は減少を続け消滅することになる。（図表 2）

図表2 人口移動が収束しないケースにおいて若年女性が5割以上減少する市町村

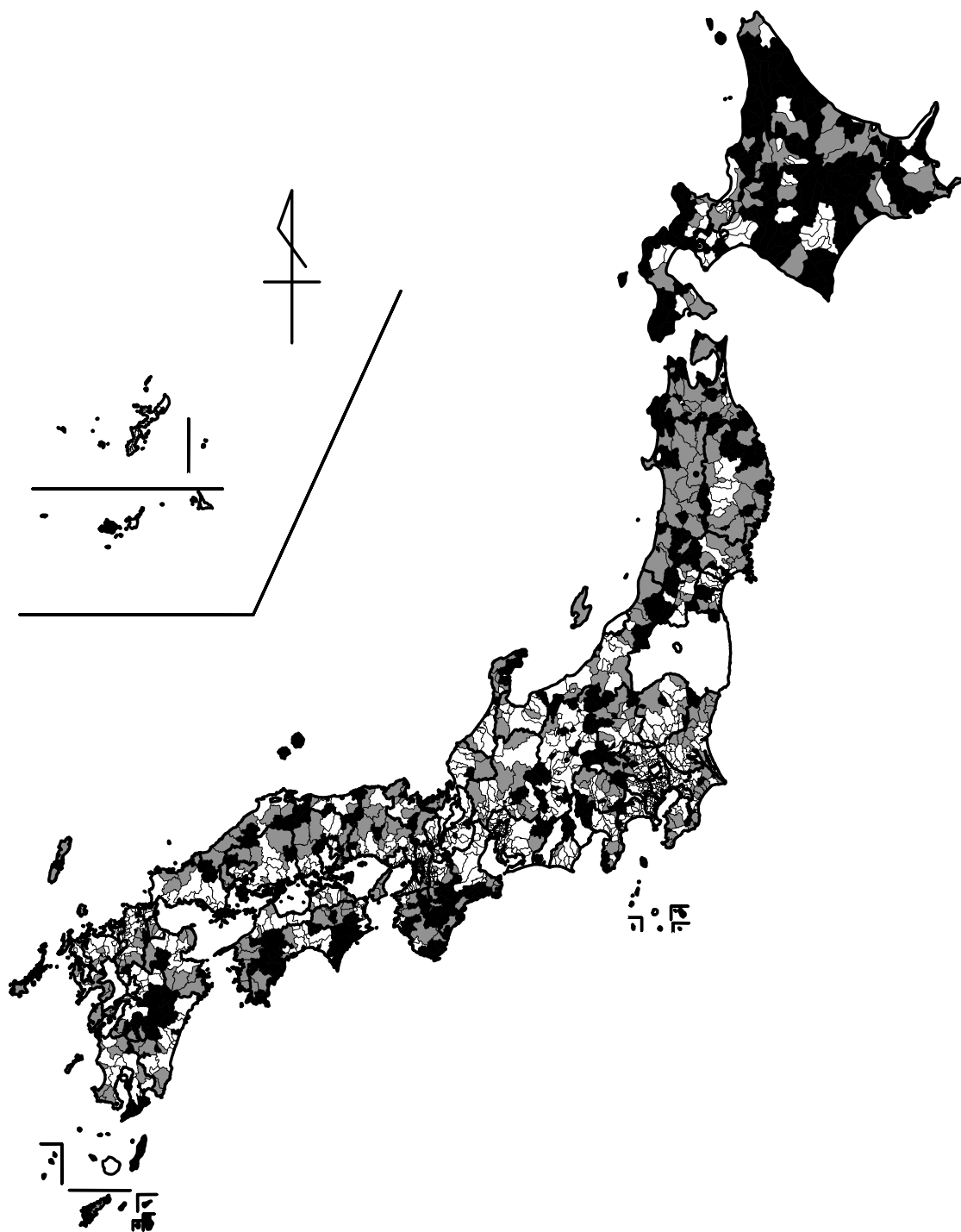


備考

- (1) 本図表は、増田寛也編『地方消滅—東京一極集中が招く人口急減—』（中央公論新社、平成26年）に掲載されたグラフをもとに、筆者が作成した。原図は、国立社会保障・人口問題研究所「日本地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」及びその関連データから作成されたものである。
- (2) 人口移動が収束しないと仮定した場合の推計は、平成22年から平成27年にかけて人口の社会純増数（純移動率がプラスとなっている項の合計）と社会純減数（純移動率がマイナスとなっている項の合計）とがその後もほぼ同じ水準で推移するよう、年次別・性別・年齢階級別（85歳未満まで）の純移動率について、プラスの純移動率、マイナスの純移動率別に一定の調整率を乗じて推計したものである。
- (3) 政令指定都市のうち、平成15年より前に移行した12市は区別に推計している。また福島県の自治体は含まない。

日本創成会議が公表した消滅する可能性がある自治体896は県ごとに示されている。消滅の段階は、先の二つの条件の他に、人口が1万人以上であるかどうかで二段階に区分されている。当然ながら自治体の存続は人口1万人未満の方が厳しい。これを日本地図で示すと次のようになる。(図表3)

図表3 消滅する可能性がある自治体の地図



資料：一般社団法人北海道総合研究調査会（HIT）作成。転載許可済み。
出典：日本創成会議ホームページより。

消滅する可能性がある自治体に所在する宗教法人

ところで、消滅を予測された 896 の市町村には、それぞれ少なからぬ数の宗教法人が存在している。その数はどのくらいになるのだろうか。46 都道府県（福島県は人口動態が予測困難として日本創成会議の調査対象から外されている）の宗教法人名簿から、896 の市町村に位置する宗教法人数を数えることで、過疎化、限界集落化が宗教法人に及ぼす影響を概観したいと思う。

消滅予想の 896 市町村に位置する宗教法人を算出するための具体的な方法は以下の通りである。日本創成会議が資料作成のために依拠している国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成 25 年 3 月）にできるだけ近い年度の宗教法人名簿を収集する。宗教法人名簿は都道府県が情報公開により開示しているため、行政窓口で宗教法人名簿の情報開示を請求した。一部の都府県はネット上で公開している⁽¹⁰⁾。平成 25 年 3 月に近似した年月の名簿という要求に対しては、印刷物の関係でかなり古いものや、デジタル処理されている名簿は更新されたために過去のデータが残っていない場合など、データは必ずしも平成 25 年 3 月にそろっているわけではない。しかしながら宗教法人の場合には、毎年大幅な増減が生じるわけではないので、概観する上で十分な資料として扱える⁽¹¹⁾。

調査結果は図表 4 の通りである。筆者が収集した宗教法人名簿による宗教法人数の合計は 17 万 6670 法人で、該当する法人（以下「限界宗教法人」）は 6 万 2971 法人であった。消滅するとされる自治体に位置する宗教法人は、人口 1 万人以上市町村に 4 万 6100 法人で 26.1 パーセント、人口 1 万人未満の市町村に 1 万 6871 法人で 9.5%、全「限界宗教法人」は 6 万 2971 法人で全宗教法人の 35.6 パーセントであった。極めて単純な言い方をすれば、日本創成会議が予想した 2040 年までに、宗教法人の 3 分の 1 以上は消滅する可能性があることになる。

図表 4 消滅する可能性がある自治体の宗教法人数：全国

人口 1 万人以上		人口 1 万人未満		消滅する市町村全体		全宗教法人数
法人数	%	法人数	%	法人数	%	
46,100	26.1	16,871	9.5	62,971	35.6	176,670

日本創成会議では、消滅可能性自治体の中でも、とくに人口 1 万人未満の自治体により厳しい状況にあることを指摘しているが、人口 1 万人未満市町村に全宗教法人のおおよそ 1 割（9.5%）の 1 万 6871 宗教法人が含まれていることは重要視してもいいと考える。

「限界宗教法人」の格差

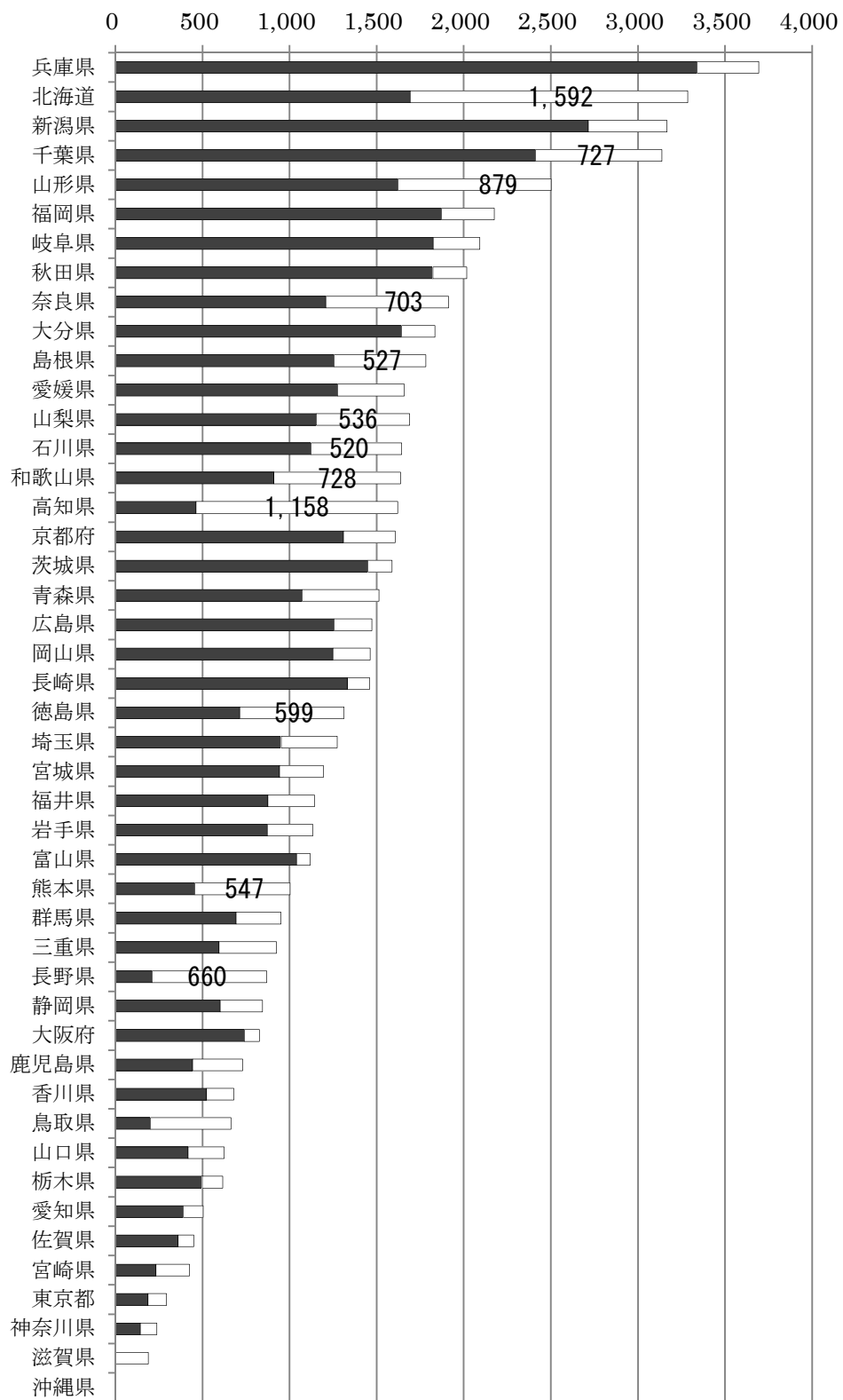
日本創成会議のデータは、都道府県ごとにすべての市町村個別に示されている。筆者が作成したデータも同様に、すべての市町村ごとになっている⁽¹²⁾。膨大なデータを掲載するだけの紙数がないので、都道府県ごとに集計した資料を示すと図表 5 のようになる。

図表5 都道府県別該当宗教法人一覧

県名	人口1万人以上		人口1万人未満		合計		全宗教法人数
	法人数	%	法人数	%	法人数	%	
北海道	1,693	37.5	1,592	35.3	3,285	72.8	4,512
青森県	1,071	67.5	442	27.9	1,513	95.3	1,587
岩手県	872	52.3	261	15.6	1,133	67.9	1,668
宮城県	943	44.4	251	11.8	1,194	56.2	2,125
秋田県	1,823	90.3	194	9.6	2,017	100.0	2,018
山形県	1,623	48.0	879	26.0	2,502	74.1	3,378
茨城県	1,450	35.5	139	3.4	1,589	38.9	4,086
栃木県	499	16.0	118	3.8	617	19.8	3,113
群馬県	693	26.0	258	9.7	951	35.7	2,665
埼玉県	952	19.4	322	6.6	1,274	26.0	4,907
千葉県	2,411	36.1	727	10.9	3,138	47.0	6,675
東京都	188	3.1	106	1.8	294	4.9	6,045
神奈川県	144	3.8	94	2.5	238	6.3	3,806
新潟県	2,715	34.0	452	5.7	3,167	39.7	7,978
富山県	1,040	26.1	79	2.0	1,119	28.1	3,987
石川県	1,123	32.6	520	15.1	1,643	47.6	3,449
福井県	876	24.6	267	7.5	1,143	32.0	3,568
山梨県	1,153	39.7	536	18.5	1,689	58.2	2,903
長野県	210	4.7	660	14.9	870	19.6	4,431
岐阜県	1,825	30.1	267	4.4	2,092	34.5	6,064
静岡県	602	9.9	243	4.0	845	13.9	6,101
愛知県	390	4.3	114	1.2	504	5.5	9,172
三重県	596	15.9	329	8.8	925	24.7	3,740
滋賀県	0	0.0	189	3.9	189	3.9	4,856
京都府	1,310	23.4	297	5.3	1,607	28.7	5,606
大阪府	740	12.3	87	1.4	827	13.7	6,016
兵庫県	3,339	38.1	355	4.1	3,694	42.1	8,764
奈良県	1,209	31.4	703	18.3	1,912	49.7	3,847
和歌山県	910	37.8	728	30.2	1,638	68.0	2,408
鳥取県	202	13.3	462	30.5	664	43.9	1,514
島根県	1,256	45.8	527	19.2	1,783	65.0	2,744
岡山県	1,249	33.8	214	5.8	1,463	39.6	3,691
広島県	1,256	24.2	216	4.2	1,472	28.3	5,199
山口県	417	15.6	207	7.7	624	23.3	2,678
徳島県	714	30.8	599	25.9	1,313	56.7	2,315
香川県	524	26.0	156	7.7	680	33.7	2,018
愛媛県	1,276	43.5	383	13.1	1,659	56.6	2,931
高知県	463	16.4	1,158	41.0	1,621	57.4	2,826
福岡県	1,872	27.5	303	4.5	2,175	32.0	6,795
佐賀県	361	15.3	89	3.8	450	19.1	2,360
長崎県	1,332	56.9	128	5.5	1,460	62.3	2,342
熊本県	456	16.1	547	19.3	1,003	35.4	2,835
大分県	1,643	44.4	192	5.2	1,835	49.6	3,703
宮崎県	233	19.0	193	15.7	426	34.7	1,227
鹿児島県	444	24.5	286	15.8	730	40.2	1,815
沖縄県	2	1.0	2	1.0	4	2.0	202
全国	46,100	26.1	16,871	9.5	62,971	35.6	176,670

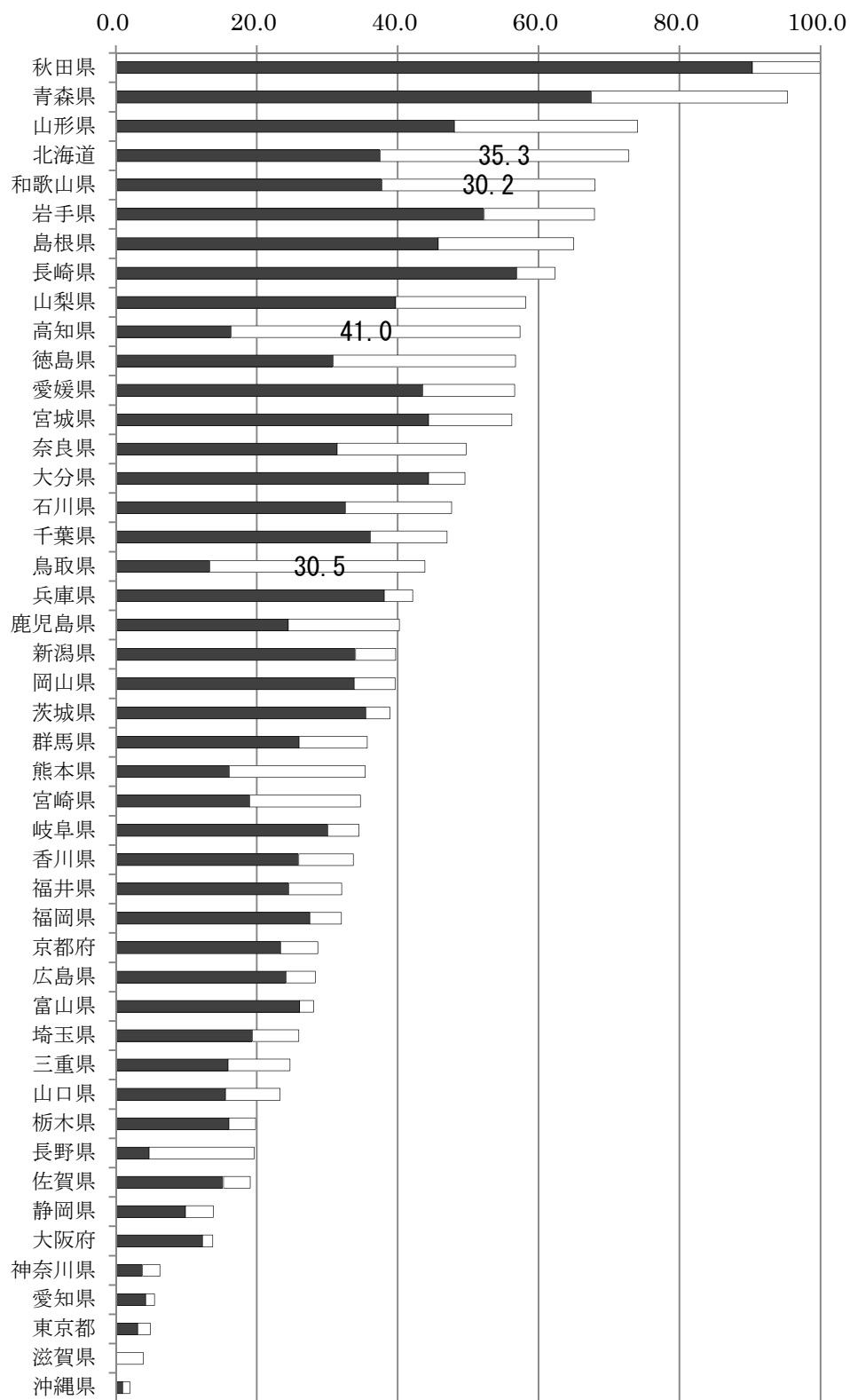
図表6 都道府県別該当宗教法人一覧（法人数の多い順）

県名	人口1万人以上		人口1万人未満		合計	
	法人数	%	法人数	%	法人数	%
兵庫県	3,339	38.1	355	4.1	3,694	42.1
北海道	1,693	37.5	1592	35.3	3,285	72.8
新潟県	2,715	34.0	452	5.7	3,167	39.7
千葉県	2,411	36.1	727	10.9	3,138	47.0
山形県	1,623	48.0	879	26.0	2,502	74.1
福岡県	1,872	27.5	303	4.5	2,175	32.0
岐阜県	1,825	30.1	267	4.4	2,092	34.5
秋田県	1,823	90.3	194	9.6	2,017	100.0
奈良県	1,209	31.4	703	18.3	1,912	49.7
大分県	1,643	44.4	192	5.2	1,835	49.6
島根県	1,256	45.8	527	19.2	1,783	65.0
愛媛県	1,276	43.5	383	13.1	1,659	56.6
山梨県	1,153	39.7	536	18.5	1,689	58.2
石川県	1,123	32.6	520	15.1	1,643	47.6
和歌山県	910	37.8	728	30.2	1,638	68.0
高知県	463	16.4	1158	41.0	1,621	57.4
京都府	1,310	23.4	297	5.3	1,607	28.7
茨城県	1,450	35.5	139	3.4	1,589	38.9
青森県	1,071	67.5	442	27.9	1,513	95.3
広島県	1,256	24.2	216	4.2	1,472	28.3
岡山県	1,249	33.8	214	5.8	1,463	39.6
長崎県	1,332	56.9	128	5.5	1,460	62.3
徳島県	714	30.8	599	25.9	1,313	56.7
埼玉県	952	19.4	322	6.6	1,274	26.0
宮城県	943	44.4	251	11.8	1,194	56.2
福井県	876	24.6	267	7.5	1,143	32.0
岩手県	872	52.3	261	15.6	1,133	67.9
富山県	1,040	26.1	79	2.0	1,119	28.1
熊本県	456	16.1	547	19.3	1,003	35.4
群馬県	693	26.0	258	9.7	951	35.7
三重県	596	15.9	329	8.8	925	24.7
長野県	210	4.7	660	14.9	870	19.6
静岡県	602	9.9	243	4.0	845	13.9
大阪府	740	12.3	87	1.4	827	13.7
鹿児島県	444	24.5	286	15.8	730	40.2
香川県	524	26.0	156	7.7	680	33.7
鳥取県	202	13.3	462	30.5	664	43.9
山口県	417	15.6	207	7.7	624	23.3
栃木県	499	16.0	118	3.8	617	19.8
愛知県	390	4.3	114	1.2	504	5.5
佐賀県	361	15.3	89	3.8	450	19.1
宮崎県	233	19.0	193	15.7	426	34.7
東京都	188	3.1	106	1.8	294	4.9
神奈川県	144	3.8	94	2.5	238	6.3
滋賀県	0	0.0	189	3.9	189	3.9
沖縄県	2	1.0	2	1.0	4	2.0
全国	46,100	26.1	16871	9.5	62,971	35.6



図表7 都道府県別該当宗教法人一覧（割合の高い順）

県名	人口1万人以上		人口1万人未満		合計	
	法人数	%	法人数	%	法人数	%
秋田県	1,823	90.3	194	9.6	2,017	100.0
青森県	1,071	67.5	442	27.9	1,513	95.3
山形県	1,623	48.0	879	26.0	2,502	74.1
北海道	1,693	37.5	1,592	35.3	3,285	72.8
和歌山県	910	37.8	728	30.2	1,638	68.0
岩手県	872	52.3	261	15.6	1,133	67.9
島根県	1,256	45.8	527	19.2	1,783	65.0
長崎県	1,332	56.9	128	5.5	1,460	62.3
山梨県	1,153	39.7	536	18.5	1,689	58.2
高知県	463	16.4	1,158	41.0	1,621	57.4
徳島県	714	30.8	599	25.9	1,313	56.7
愛媛県	1,276	43.5	383	13.1	1,659	56.6
宮城県	943	44.4	251	11.8	1,194	56.2
奈良県	1,209	31.4	703	18.3	1,912	49.7
大分県	1,643	44.4	192	5.2	1,835	49.6
石川県	1,123	32.6	520	15.1	1,643	47.6
千葉県	2,411	36.1	727	10.9	3,138	47.0
鳥取県	202	13.3	462	30.5	664	43.9
兵庫県	3,339	38.1	355	4.1	3,694	42.1
鹿児島県	444	24.5	286	15.8	730	40.2
新潟県	2,715	34.0	452	5.7	3,167	39.7
岡山県	1,249	33.8	214	5.8	1,463	39.6
茨城県	1,450	35.5	139	3.4	1,589	38.9
群馬県	693	26.0	258	9.7	951	35.7
熊本県	456	16.1	547	19.3	1,003	35.4
宮崎県	233	19.0	193	15.7	426	34.7
岐阜県	1,825	30.1	267	4.4	2,092	34.5
香川県	524	26.0	156	7.7	680	33.7
福井県	876	24.6	267	7.5	1,143	32.0
福岡県	1,872	27.5	303	4.5	2,175	32.0
京都府	1,310	23.4	297	5.3	1,607	28.7
広島県	1,256	24.2	216	4.2	1,472	28.3
富山県	1,040	26.1	79	2.0	1,119	28.1
埼玉県	952	19.4	322	6.6	1,274	26.0
三重県	596	15.9	329	8.8	925	24.7
山口県	417	15.6	207	7.7	624	23.3
栃木県	499	16.0	118	3.8	617	19.8
長野県	210	4.7	660	14.9	870	19.6
佐賀県	361	15.3	89	3.8	450	19.1
静岡県	602	9.9	243	4.0	845	13.9
大阪府	740	12.3	87	1.4	827	13.7
神奈川県	144	3.8	94	2.5	238	6.3
愛知県	390	4.3	114	1.2	504	5.5
東京都	188	3.1	106	1.8	294	4.9
滋賀県	0	0.0	189	3.9	189	3.9
沖縄県	2	1.0	2	1.0	4	2.0
全国	46,100	26.1	16,871	9.5	62,971	35.6



図表 5 からは、一見して都道府県によってかなりの相違のあることがわかる。極端な事例としては、秋田県は大潟村を除いてすべて「消滅予想自治体」と予想されているために、大潟村の一つの宗教法人（神社）を除いてすべてが消滅する可能性があるという計算になる。（計算上、小数点以下第二位を四捨五入しているために「100.0」という表記になる。）また、東京をはじめとした人口の集中地域では「限界宗教法人」が極めて少ないこともわかる。

もともと日本創成会議の指摘は、896 の市町村に消滅可能性があるという点と東京一極集中であった。人口が減少していく中で、今後ますます人口が偏在していく可能性を人口動態から予測してみせたものであった。

図表 5 を該当宗教法人の多い都道府県の順に並べたのが 24～25 ページの図表 6 である。

もともと「限界宗教法人」が多いのは兵庫県で 3,694 法人となっている。これは兵庫県の全宗教法人の 42.1 パーセントに当たる。「限界宗教法人」が 2,000 を超える都道府県が 8 つあり、兵庫県の他に、北海道（3,285 法人）、新潟県（3,167 法人）、千葉県（3,138 法人）、山形県（2,502 法人）、福岡県（2,175 法人）、岐阜県（2,092 法人）、秋田県（2,017 法人）となっている。

これらの都道府県の中でも、北海道は「人口 1 万人未満」の「限界宗教法人数」が多く、1,592 法人が該当している。同様に数多くの「限界宗教法人」を抱えているのは高知県で、県の法人数自体は必ずしも多くないが、1,158 法人と千を超えている。

同様に山形県（879 法人）、和歌山県（728 法人）、千葉県（727 法人）、奈良県（703 法人）、長野県（660 法人）、徳島県（599 法人）、熊本県（547 法人）、山梨県（536 法人）、島根県（527 法人）、石川県（520 法人）も、「限界宗教法人」が多い県といえる。

他方で、消滅がほとんど予想されない都県がある。沖縄県（4 法人）、滋賀県（189 法人）、神奈川県（238 法人）、東京都（294 法人）、宮崎県（426 法人）、佐賀県（450 法人）は、「限界宗教法人」が 500 以下の都県である。

該当する宗教法人数は、都道府県に位置する宗教法人数によって左右されるので、次に、各都道府県の全宗教法人に占める「限界宗教法人」の割合を、多い都道府県順に見たのが 26～27 ページにある図表 7 である。

「限界宗教法人」の占める割合の高い順に都道府県を並び替えると、該当宗教法人数の多い順とはかなり異なっていることがわかる。北海道は割合でも高い部類になるが、上位には東北のほとんどの諸県が含まれている。

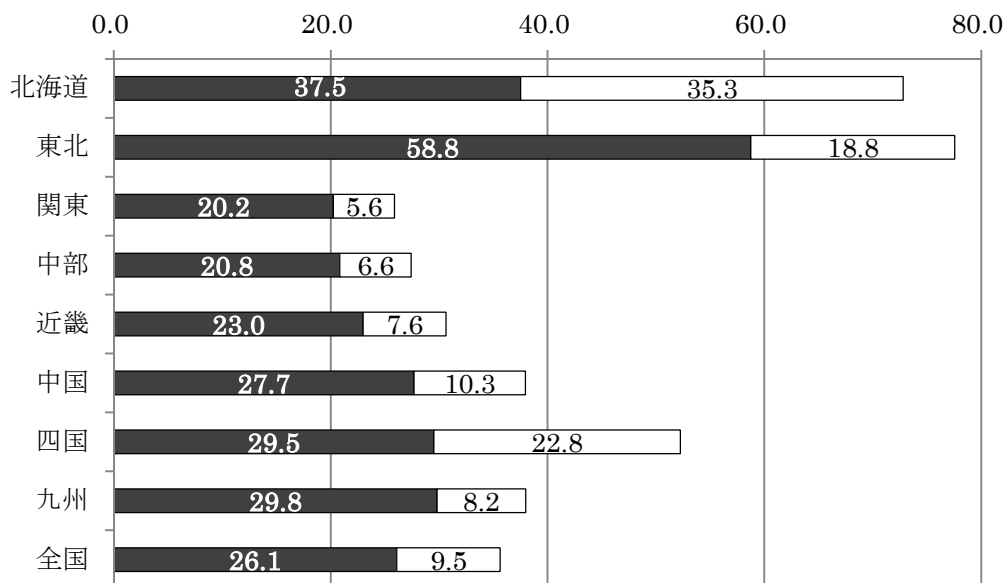
もっとも割合の高いのは秋田県で、表記上は100.0パーセントとなる。青森県も極端に高く95.3パーセントとなる。

以下順に示すと山形県(74.1%)、北海道(72.8%)、和歌山県(68.0%)、岩手県(67.9%)、島根県(65.0%)、長崎県(62.3%)、山梨県(58.2%)、高知県(57.4%)でベストテンの道県となる。全国平均が35.6パーセントであることを考えると、極めて高いとしか言いようがない数値である。

割合の高い県を概観すると、地域に偏りのあることがわかる。先に東北地方の諸県が多いことを指摘したが、**図表8**は地方別に集計したものである。

図表8 地方別該当宗教法人数

地 方	人口1万人以上		人口1万人未満		合 計		全宗教法人数
	法人数	%	法人数	%	法人数	%	
北海道	1,693	37.5	1,592	35.3	3,285	72.8	4,512
東 北	6,332	58.8	2,027	18.8	8,359	77.6	10,776
関 東	6,337	20.2	1,764	5.6	8,101	25.9	31,297
中 部	9,934	20.8	3,138	6.6	13,072	27.4	47,653
近 畿	8,104	23.0	2,688	7.6	10,792	30.6	35,237
中 国	4,380	27.7	1,626	10.3	6,006	38.0	15,826
四 国	2,977	29.5	2,296	22.8	5,273	52.3	10,090
九 州	6,343	29.8	1,740	8.2	8,083	38.0	21,279
全 国	46,100	26.1	16,871	9.5	62,971	35.6	176,670



地方別に見ると東北地方と北海道が突出している様子がよくわかる。東北地方は 77.6 パーセントである。日本創成会議のデータには福島県が含まれていないが、福島県を含めたときに、この割合は更に高くなるのではないかと予想される。

四国地方が高いのは、高知県と徳島県に該当宗教法人が多いためである。

宗教系統別に見た該当宗教法人

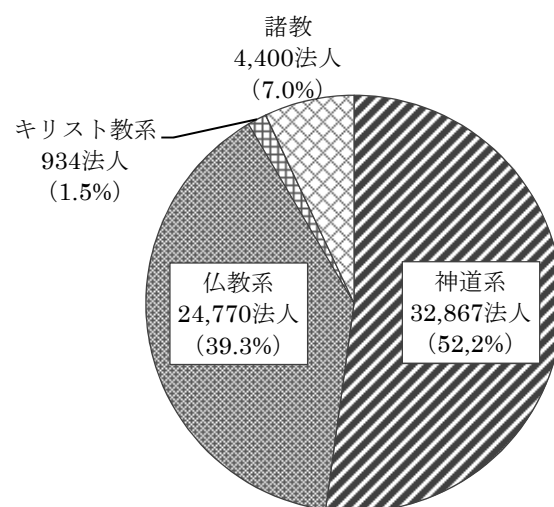
宗教系統別に「限界宗教法人」を見ると、神道系がもっとも多く 3 万 2867 法人で全体の 52.2 パーセントを占めている。次いで仏教系が多く 2 万 4770 法人で 39.3 パーセントとなっている。神道系と仏教系を合わせると 9 割を超える。(図表 9)

諸教が 4,400 法人で 7 パーセントとなっているが、諸教の内には、天理教や金光教のように、支部教会のうち多くが宗教法人になっているものは該当法人として算出されることになるが、本部と一部の教会しか法人化していない教団の支部は、表面上は数えられないことになる。実際には諸教の教団でも、消滅可能性自治体では末端の支部教会の活動がかなり不活発になっているものと予想される⁽¹³⁾。

それぞれの系統における「限界宗教法人」数が、その系統の全宗教法人に占める割合をみると、神道系 40.1 パーセント、仏教系 32.7 パーセント、キリスト教系 21.4 パーセント、諸教 30.7 パーセントとなる。ここでも神道系の割合の高さが顕著であるが、系統別全数に占める割合の差は、宗教法人数の差(図表 6)ほど大きな開きはみられない。

図表 9 系統別該当宗教法人

系 統 別	神道系	仏教系	キリスト教系	諸 教	合 計
限界宗教法人	32,867	24,770	934	4,400	62,971
系統別全数	82,028	75,711	4,362	14,354	176,455
全体割合	52.2%	39.3%	1.5%	7.0%	100.0%
系統別全数に占める限界宗教法人の割合	40.1%	32.7%	21.4%	30.7%	

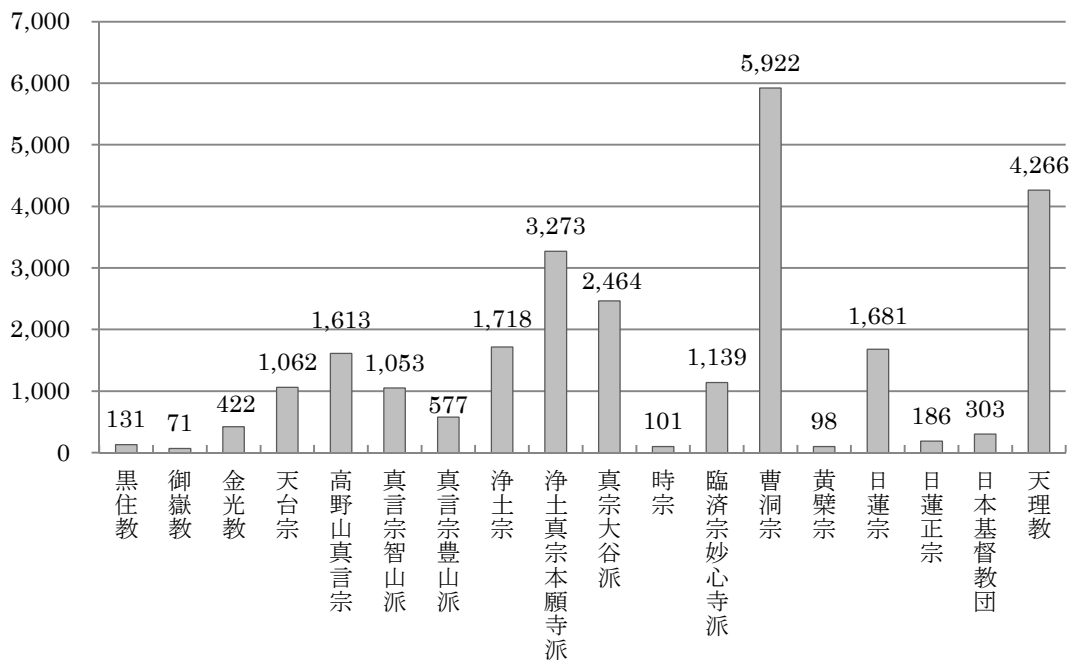


包括宗教法人別

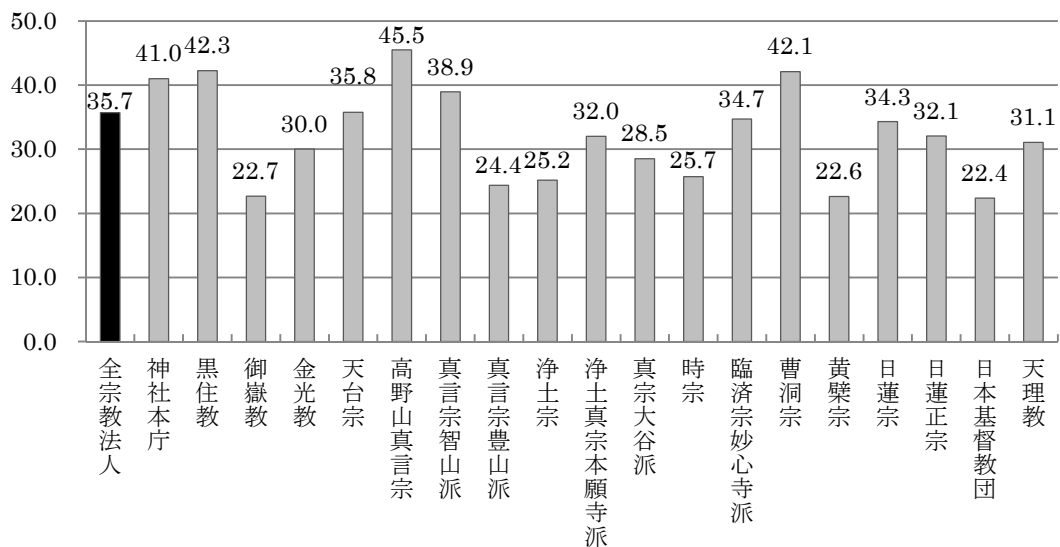
次に、包括宗教法人の包括する「限界宗教法人」数に着目したいと思う。包括宗教法人の内、1. 多くの被包括宗教法人を包括し、2. 全国的に展開している包括宗教法人を念頭に該当する被包括宗教法人の数を示した。3. 一部、系統別に配慮して包括宗教法人を選んでいる。

主立った包括宗教法人の「限界宗教法人」数とその割合は以下の通りである。神社本庁は該当被包括宗教法人数が31,184人と極端に多く、図表10からは外してある。

図表10 包括宗教法人の該当被包括宗教法人数



図表11 包括宗教法人の該当被包括宗教法人の割合



法人数でいうと、神社本庁（31,184 法人）と曹洞宗（5,922 法人）が突出しているが、これらの法人はもともと被包括宗教法人数が多く、また、歴史的な経緯による配置のためである。神社は全国の津々浦々に存在し、地域共同体で祀られてきたもので、大規模で急速な人口移動がこうした事態を招いている。曹洞宗も東北地方、あるいは山間部に立地する寺院が多く、神社と同じ理由で「限界宗教法人」が多くなっている。

この他にも、天理教（4,266 法人）、浄土真宗本願寺派（3,273 法人）と被包括宗教法人数の多い包括宗教法人が続いている。

次に「限界宗教法人」の占める割合を示すと図表 11 のようになる。神社本庁や曹洞宗ほど被包括宗教法人数が多くなくても、占める割合の高い包括宗教法人が見られる。

神社本庁（41.0%）、曹洞宗（42.1%）は割合でも全国平均の 35.7 パーセントを上回っている。もっとも高いのは高野山真言宗で 45.5 パーセントである。次が黒住教（42.3%）、真言宗智山派（38.9%）、天台宗（35.8%）となっている。

全国平均の 35.7 パーセント自体が低い割合ではないので、他の包括団体もすべて 2 割を超えており、人口の偏差に伴う法人の基盤の脆弱化を免れる包括宗教法人は、系統の如何に関わらず存在しないのではないかと思われる。

おわりに

冒頭で述べたように、高度経済成長期以降に生じた大規模で急激な人口移動は、都市化と過疎化として認識されてきた。こうした戦後の社会変動と宗教の関係については、昭和 40 年代から研究論文が輩出されている。また、宗教界においても、仏教宗派のいわゆる宗勢調査を始め、現状を把握するための調査が繰り返し行われ、その結果、時間的な経緯を含めた分析が行われるまでになっている。

近年の動向は、こうした大規模で急激な人口移動が人口の布置を変えただけでなく、少子高齢化の問題を含んだ現象であることを顕著にしている。日本創成会議が明らかにした消滅する自治体も年齢階層の変動を含んだデータであった。先に引用した渡辺雅子の論考も高齢化に着目しており、『宗務時報』No.118 に掲載された川又俊則「人口減少時代の宗教—高齢宗教者と信者の実態を中心に—」もまた年齢に言及している⁽⁴⁾。

過疎化・限界集落化と高齢化（あるいは人口減少）は、地域によっては克服される可能性を持った社会現象であるが、日本全体を概観したときには、今のところ、止めようがない現実である。こうした変動の中に宗教法人もまた位置しているのであって、個々の法人、包括宗教法人、行政など、対応を迫られることになる。まずは、本論で明らかにされた傾向が今後も続くのかどうかに関する十分な現状把握を継続的に実施する必要があるだろう。そしてもし傾向が明らかであるようならば、関係者が叡智を集めて、宗教法人としての在り方、公益性の担保等、今度生じるであろう諸問題について考察しなくてはならないだろうと考える。

注記

- (1) 詳しくは「まち・ひと・しごと創生本部」のホームページ参照。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/>
- (2) 宮本憲一「過疎／過密」見田宗介・栗原彬・田中義久編『社会学事典』弘文堂，昭和 63 年。
- (3) 古くは，今井幸彦編『日本の過疎地帯』（岩波新書，昭和 43 年），近年では大野晃による『下界集落と地域再生』（京都新聞出版センター，平成 20 年）。
- (4) 例えば毎日新聞，平成 26 年 9 月「地方創生」の背景と論点（毎日新聞論説委員 人羅格）。事実，日本創成会議の座長を務める松田寛也は当初より「まち・ひと・しごと創生本部」のメンバーである。
- (5) 日本創成会議の公表した資料やメディアでの引用は，増田寛也編『地方消滅—東京一極集中が招く人口急減—』（中央公論新社，平成 26 年）及び日本創成会議のホームページに掲載されている。<http://www.policycouncil.jp/>
- (6) 過疎対策は総務省自治行政局過疎対策室を中心に行われており，総務省ホームページに，「過疎」の定義や対策の変遷，事業内容が公開されている。
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm
- (7) 『平成 12 年「過疎地域等における集落再編成の新たなあり方に関する調査』，『平成 18 年度「国土形成計画策定のための集落の状況に関する現況把握調査」最終報告』，『平成 23 年 過疎地域等における集落状況に関する現況把握調査報告書』参照。農林水産省の委託研究として農村開発企画委員会『平成 17 年度 限界集落における集落機能の実態等に関する調査』（平成 18 年 3 月）においても限界集落の割合等が明記されている。
- (8) これらの調査における集落とは「一定の土地に数個以上の社会的まとまりが形成され，住民の基本的な地域単位であり，市町村行政において扱う行政区の基本単位とする」である（『平成 23 年 過疎地域等における集落状況に関する現況把握調査報告書』5 ページ）。
- (9) 総務省自治行政局過疎対策室に理由を問い合わせたが，実名を公表することで生じる社会的影響が懸念されるということで明らかにしていただけなかった。
- (10) 情報公開請求により収集した名簿は多様な形態であった。印刷された冊子体の名簿の他に，デジタル形式の名簿を印刷したものが含まれていた。デジタル形式は基本的に印刷物であるために，宗教法人が地域別・包括宗教法人別に並んでいるものだけでなく，「あいうえお」順，地域性は排除して包括宗教法人別になっているなど様々だった。一部の県には，法人名簿ではなく，市町村・包括宗教別宗教法人数一覧を提供いただいた。
- (11) 都道府県の宗教法人名簿の基準日と名称は以下の通り。都道府県の宗教法人名簿は，本論で試みた地域別・包括宗教法人別に算出しやすいように表記されているわけではない。それゆえに，筆者が個別に数える場合が圧倒的に多かった。そのために，数え間違いの生じる可能性があった。複数回ほど確認したが，なお数値に誤りの可能性は残っている。誤差の範囲は 0.5 パーセント以下と考えられる。

	名簿の名称	名簿作成基準日
北海道	『北海道宗教法人名簿』	平成 24 年 12 月 31 日
青森県	「市町村・宗教法人別一覧」	平成 26 年 7 月 10 日
岩手県	名称なし	平成 25 年 7 月
宮城県	『宮城県宗教法人名簿』	平成 25 年 4 月 1 日
秋田県	『平成 25 年度 秋田県宗教法人名簿』	平成 25 年 3 月 31 日
山形県	名称なし	平成 24 年 12 月 31 日
福島県	調査対象外	

茨城県	名称なし	平成24年12月14日
栃木県	「市町村別宗教法人名簿」	平成25年4月1日
群馬県	「宗教法人名簿」	平成26年6月1日
埼玉県	「埼玉県知事所轄宗教法人数」	平成25年1月
千葉県	「宗教法人名簿」	平成25年1月
東京都	『東京都宗教法人名簿』	平成25年1月1日
神奈川県	「神奈川県知事所轄の宗教法人名簿」	平成25年1月
新潟県	名称なし	平成26年3月31日
富山県	「富山県知事所轄宗教法人台帳」	平成26年4月1日
石川県	「宗教法人名簿」	平成25年4月1日
福井県	名称なし	平成24年12月31日
山梨県	「山梨県の宗教法人」	平成26年4月1日
長野県	『長野県所轄宗教法人名簿』	平成25年12月31日
岐阜県	『岐阜県宗教法人名簿』	平成25年9月30日
静岡県	「市町村・包括宗教法人別一覧」	平成25年3月31日
愛知県	『愛知県宗教法人名簿 平成23年版』	平成24年12月31日
三重県	『三重県宗教法人名簿 H25』	平成25年5月
滋賀県	「宗教法人名簿」	平成25年9月4日
京都府	『京都府宗教法人名簿』	平成19年9月
大阪府	「大阪府宗教法人名簿」	平成24年3月31日
兵庫県	『兵庫県宗教法人名簿 平成22年』	平成22年3月31日
奈良県	『奈良県宗教法人名簿』	平成26年5月31日
和歌山県	「和歌山県包括宗教法人別法人数」	平成24年12月31日
鳥取県	名称なし	平成24年10月15日
島根県	名称なし	平成24年12月31日
岡山県	『岡山県所轄宗教法人名簿』	平成25年1月31日
広島県	「宗教法人名簿」	平成24年12月10日
山口県	「山口県宗教法人名簿（一覧表）」	平成24年4月1日
徳島県	名称なし	平成25年4月1日
香川県	名称なし	平成26年4月30日
愛媛県	「宗教法人一覧（一覧表）」	平成26年6月10日
高知県	『高知県宗教法人名簿』	平成24年12月31日
福岡県	「市区町村別・系統別宗教法人数一覧」	平成20年4月15日
佐賀県	『佐賀県所轄宗教法人名簿』	平成25年12月31日
長崎県	「市町村・郡別法人一覧」	平成25年3月31日
熊本県	『熊本県宗教法人名簿』	平成23年4月1日
大分県	『大分県宗教法人名簿』	平成23年4月
宮崎県	「宮崎県宗教法人一覧（県所轄）」	平成24年12月31日
鹿児島県	『鹿児島県宗教法人名簿』	平成10年3月31日
沖縄県	「H25 宗教法人名簿」	平成25年11月30日

(備考)『』は冊子体、「」は印刷物

- (12) 参考までに和歌山県のみ示す。文末の別表を参照。
- (13) 渡辺雅子「新宗教における過疎・高齢化の実態とその対応—金光教と立正佼成会を事例として—」(『宗務時報』No.117, 平成26年, 1-26ページ) 参照。
- (14) 現在の過疎化や限界集落化を意識した調査としては、櫻井義秀「過疎と寺院」(大谷栄一・藤本頼生編『叢書 宗教とソーシャル・キャピタル2 地域社会をつくる宗教』明石書店, 平成24年), 前掲の渡辺雅子「新宗教における過疎・高齢化の実態とその対応」がある。神社に関しては石井研士「神社神道と限界集落化」(『神道宗教』第237号, 神道宗教学会, 平成27年, 1-24ページ), 冬月律が高知県の一地域を調査対象とした一連の論文がある。

注(12) 別表 和歌山県：消滅可能性自治体所在の宗教法人（「和歌山県包括宗教法人別法人数」（平成24年12月31日現在）より作成）

市区町村	宗法人 数	宗法人 数	神社本 庁	黒住 教	御嶽 教	金光 教	神そ 道他 系	天台 宗	高真 言宗	真智 言山 派	真豊 言山 派	浄土 宗	浄本 願寺 派	真大 谷宗 派	時 宗	臨妙 心寺 派	曹洞 宗	黄檗 宗	日蓮 宗	日蓮 正宗	仏そ 教の 系他	日督 本基 団	きそ の 下 繫	天理 教	諸そ の 教他	
和歌山市																										
海南市	165		29			1	1	7	5			35	30	3		2			5		27	1			19	
橋本市	124		20						54				7	2					1		19		1		20	
有田市	67		6				1	3	1			6	8	2		4				1	20		1		14	
御坊市																										
田辺市	162		29			3	1	1				4	3			26	18		1	1	23	1	1		50	
新宮市	77		14			3	2		2			3	2	1		10	14		1	1	3		2		19	
紀の川市	198		38					13	31			5	10						3	1	76	1	1		19	
岩出市																										
紀美野町		57	9						30			3	3						2		2				8	
かつらぎ町		95	28			1			31				7								18		1		9	
九度山町		19	5						10																4	
高野町		135	11						123																1	
湯浅町		31	2			1	1		2				10	1							8		1		5	
広川町																										
有田川町	117		14						16			31	22	1		1				1	16				14	1
美浜町		14	3					1				2	4												4	
日高町																										
由良町		25	2										12			3					2		1		5	
印南町		39	12						2			7	4								9				5	
みなべ町		33	6			1			1			1	2			2					14				6	
日高川町		46	7					2	2			21	3			3					1				7	
白浜町																										
上富田町																										
すさみ町		31	9										2			15							1		4	
那智勝浦町		68	24			1		3	1			1	1			24	2				2	1	1		7	
太地町		7	3													3									1	
古座川町		57	21										1			23	9								3	
北山村		4															3								1	
串本町		67	23			1			1			3	2			14	6		1		5		1		10	
合計	910	728	315	0	0	12	6	30	312	0	0	122	133	10	0	130	52	0	14	5	245	4	12	235	1	
000																									000	
県合計	2408	422	0	0	19	11	36	327	0	4	197	281	18	2	159	72	4	43	6	408	8	19	368	3		
%	68.0	74.6			63.2	54.5	83.3	95.4		0.0	61.9	47.3	55.6	0.0	81.8	72.2	0.0	32.6	83.3	60.0	50.0	63.2	63.9	33.3		

納骨堂経営不許可決定処分取消請求事件

本件は、原告である宗教法人Xが、被告自治体に対し納骨堂経営の許可申請をしたところ、被告自治体は申請を不許可とする処分をした（以下「本件不許可処分」という。）ことから、Xは、本件不許可処分が被告自治体の裁量権の範囲を逸脱、濫用したものであるとして、その取消しを求めた事案である。

松山地裁は、全国から送骨パックにより焼骨を無制限に受け付ける等のXの経営方法が国民の宗教感情等に反するとしてされた本件不許可処分は、被告自治体に与えられた合理的裁量の範囲を逸脱したものということとはできないとして、Xの請求を棄却した。

Xはこれを不服として控訴し、本件不許可処分の不許可理由は、被告自治体からの従前の行政指導において指摘も指導もない事項であり、これをいきなり不許可処分の理由にすることは妥当でない旨主張したが、高松高裁は、Xの主張する事実は認められないとして、原判決と同様、本件不許可処分を適法であると判断し、Xの請求を棄却した。

（１）平成25年9月25日 松山地方裁判所判決

平成24年（行ウ）第1号 納骨堂経営不許可決定処分取消請求事件

愛媛県伊予市（以下略）

原	告	宗 教 法 人 X
同 代 表 者 代 表 役 員		A
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士		矢 野 隆 三

愛媛県伊予市（以下略）

被 告 兼 処 分 行 政 庁	伊 予 市
同 代 表 者 市 長	中 村 佑
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	南 健 夫
同	向 井 昌 寿
同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士	福 岡 壯 一

主 文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

被告が原告に対し平成23年12月1日付けでした納骨堂経営不許可処分を取り消す。

第2 事案の概要

1 本件は、原告が、愛媛県知事から墓地、埋葬等に関する法律（以下「法」という。）10条1項の納骨堂経営の許可に関する権限を委任された被告に対し、納骨堂経営の許可申請をしたところ、同申請を不許可とされたことから、当該不許可処分は被告の裁量権の範囲を逸脱、濫用したものであるとして、その取消しを求める事案である。

2 前提となる事実（後掲各証拠及び弁論の全趣旨から明らかである。）

(1) 原告は、愛媛県伊予市（以下略）に主たる事務所を置く宗教法人である。

(2) 被告は、愛媛県知事から法10条1項の墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可に関する権限を委任されたものである。

(3) 原告は、原告の寺院の境内地に納骨堂を開設することを企図して、平成23年4月28日、被告に対し、法10条1項に基づき、納骨堂経営の許可申請をした（以下、「本件許可申請」といい、本件申請に係る施設を「本件施設」という。乙1）。

(4) 被告は、平成23年12月1日、原告に対し、本件許可申請を不許可とする処分をした（以下「本件不許可処分」という。）。本件不許可処分に係る通知書には、本件不許可処分の理由として、以下の記載がある（甲2）。

「宗教法人Xから申請のあった納骨堂の設置図面、現地調査、代表役員からの聞き取り並びに申請添付各書類の内容を、総合して下記のとおり判断した。

〈1〉 申請に係る納骨堂はコンクリートをもって築造した階段に墓標を設置し、その裏面には焼骨を収蔵或いは埋蔵いずれも可能な空間を設けたものである。

〈2〉 申請人が委託者から受ける焼骨には埋葬許可証、改葬許可証を添えたものも受託し、上記施設に埋蔵することが可能な施設である。

〈3〉 埋葬は、墳墓に埋蔵すべきものであり、これを納骨堂に収蔵することはできない。

〈4〉 上記〈1〉、〈2〉、〈3〉を合わせ判断すると、申請にかかる納骨堂は墳墓の施設をも兼ね備えたものである。墳墓は、墓地に設けるものと定められており、寺院の境内にこれを設けることは許されません。

〈5〉 全国から送骨パック（引用者注：小包等に焼骨を入れて郵便等により送付すること。）により送骨を受け取り、これを利用料金の多寡によって設置した墓標の大小を決め、これを申請にかかる施設に収蔵・埋蔵する事実及びこの施設の規模からして受ける焼骨の数も限られているにもかかわらず、無制限に現に委託者を募っている行為、その制限数を越える焼骨について何らの対策も講じていない経営は、墓地・埋葬等に関する

法律第1条に規定する、国民の宗教的感情に適合しないばかりか、公衆衛生の見地からしても、これを容認することはできません。

〈6〉 同意書等の書類の不添付は、墓地・埋葬等に関する法律第1条に規定する、公衆衛生その他公共の福祉の見地に支障がないと判断できない。

〈7〉 住民の同意不十分。」

3 争点及び当事者の主張

本件不許可処分理由は、要するに、(1) 本件施設は法2条6項にいう「納骨堂」ではなく、同条4項にいう「墳墓」に該当するものであり、寺院の境内地に設けることができないものであること（以下「本件処分理由(1)」という。）、(2) 全国から送骨パックにより焼骨を無制限に受け付けるなどの原告の経営方法が、国民の宗教感情等に反するものであること（以下「本件処分理由(2)」という。）、(3) 近隣住民の同意書等、納骨堂経営の許可申請において被告が必要とする書類の添付がないこと（以下「本件処分理由(3)」という。）、及び(4) 本件訴訟で被告が新たに追加したその他の理由にある。本件の争点は、上記処分理由(1)ないし(4)により、本件不許可処分を行うことの適否である。

(1) 争点1(本件処分理由(1)について)

(被告の主張)

ア 法2条6項は「納骨堂」を「他人の委託をうけて焼骨を収蔵する」ための施設と定義しており、墳墓と納骨堂の違いは、他人の委託を受けて焼骨を納める施設であるか否かの点にある。そして、当該他人とは、血族、姻族に含まれない者をいい、これらの者から依頼を受けて納骨する施設が納骨堂である。本件施設は、死者の血族あるいは姻族から依頼を受けて当該死者の焼骨を埋蔵するものであるから、墳墓に該当する。

イ また、法施行規則6条2項には「納骨堂又は火葬場の所在地、敷地面積及び建物の坪数を記載した図面を備えなければならない」と規定され、納骨堂が建物であることが明示されている。

そして、例えば、東京都の墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（昭和59年東京都条例第125号）では、納骨堂の構造設備は、〈1〉壁、柱、はりその他の主要な部分が耐火構造であること、〈2〉床面は、コンクリート、タイル、石等堅固な材料で築造すること、〈3〉納骨堂の設備は、不燃材料を用いること（ただし、納骨堂内で火気を使用しない場合は、この限りではない。）、〈4〉必要な換気設備を設けること、〈5〉出入口及び窓には、防火戸を設けること、〈6〉出入口及び納骨装置は、施錠ができる構造であること（ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂の管理者に限られている納骨堂の納骨装置については、この限りではない。）の各要件が定められており（9条）、当該規定や他府県の条例、法施行規則の定め等にも照らし、被告では、納骨堂は堂宇を有する建物であるものと解してい

る。

しかしながら、本件施設は上記構造とはかけ離れたものであり、堂宇を有する建物に当たるとはいえず、共同墳墓に当たるものというべきである。

ウ 以上より、本件施設は法2条6項にいう「納骨堂」ではなく、法2条4項にいう「墳墓」に当たるものであり、墳墓は寺院の境内地に設けることができないのであるから、被告が本件許可申請を不許可としたのは相当である。

(原告の主張)

ア 法2条6項の「他人の委託を受けて」の解釈として、当該他人に血族、姻族を含めない解釈は妥当でない。焼骨の収蔵を寺院に依頼する者のほとんどは死者の姻族、血族であり、被告の解釈は実情に沿わないものである。同項の「他人の委託を受けて」との規定は、親族が自宅に遺骨を安置する場合と区別するためのものと解すべきである。

イ 本件施設は、焼骨を収蔵するための施設であり、焼骨を埋蔵し墓地にすることは予定されておらず、墳墓に当たるものではない。本件施設のような形式の納骨堂は、他の地域にも存在するところであり、本件施設も、それらと同様に法2条6項にいう「納骨堂」に当たるといべきである。

(2) 争点2 (本件処分理由(2)について)

(被告の主張)

原告は、納骨堂経営許可のない状態で、インターネットなどを通して無制限に利用者を募集し、全国から送骨パックにより焼骨を受け取るなどしており、現に受託した焼骨数は本件施設の収蔵可能数を超えている。しかるに、原告は、収蔵可能数を超えた焼骨に対しどのように対処するのかについてあらかじめ定めておらず、また、被告から募集を中止するよう求められたのに、これに応じない。このような経営方法は、国民の宗教感情に反するものであり、公衆衛生その他公共の福祉の見地からも相当とはいえない。

(原告の主張)

本件施設の収蔵可能数は約250体であるが、原告が無制限に焼骨を募っているということではなく、予定数に達すれば当然に募集を打ち切ることになる。なお、収蔵可能数を超えた焼骨については、分骨の上、原告が経営する他の合葬墓地に共同埋葬する予定である。

本件施設のような形式の納骨堂は、全国に見られるものであり、国民の宗教感情や公衆衛生その他公共の福祉に反するものではない。

(3) 争点3 (本件処分理由(3)について)

(被告の主張)

被告においては、納骨堂経営の許可申請の際に、〈1〉法1条に規定する国民の宗教的感情に適合し、公衆衛生の見地から支障なく墓地等の経営が行われるか否か及び

〈2〉愛媛県の墓地，埋葬等に関する法律施行細則（昭和24年愛媛県規則第3号。以下「県細則」という。）3条2項に規定する「周囲の状況によって，公衆衛生上支障がないと認められる」か否かを確認する資料として，近隣住民の同意書及び地元の排水に関する関係者の同意書の提出を求めているが，本件申請においては，これらの者の同意を得た旨の記載がある書面はない。原告は，近隣住民に対し本件施設の経営に関する説明会を開催したというが，本件施設の収蔵可能数を超えた焼骨の受託についての説明がないなど，十分な説明があったとはいえない。

（原告の主張）

原告は，近隣住民への説明会を数回開催し，住民の一部から同意書を取り付け，原告の納骨堂経営に反対する住民に対しては更に説明会を開催した。しかし，原告の経営する寺院の半径100メートル以内には人家はなく，半径200メートル以内には6軒の人家があるが，このうち4軒の住人が本件施設の経営に反対しているため，同人らの同意書の添付ができなかったものである。もっとも，同人らが反対する理由は明らかではないし，同人らを除く近隣住民及び檀家は本件施設の経営に賛同しているのであり，一部の近隣住民の反対があるからといって，本件施設の経営が国民の宗教感情に反し，又は公衆衛生その他公共の福祉に悖るとはいえない。また，排水の同意については，区長の同意書を提出したが，区長が改選されたため，被告から新たに同意書を求められたものの，その同意は得られなかったものである。

そもそも，法や県細則には許可申請に際し近隣住民の同意及び排水に関する関係者の同意を得ることなどの条件は規定されておらず，これらの者の同意の有無は法の要件とはなっていない。したがって，近隣住民等の同意書がないことをもって本件申請を不許可とすることは違法である。

（4）争点4（その他の処分理由について）

（被告の主張）

ア 本件施設にはその経営管理に必要な納骨台帳の備付けがなく，分骨，改葬の手續が不能となるおそれがあり，納骨の管理が適切に行われるとは認められない。

イ 原告は，本件施設の経営を営利目的で行っており，墓地等の経営の公益性に反する。

ウ 本件許可申請では，本件施設の利用者は原告の檀家信者とされていたのに，原告は全国から利用者を募集しており，上記申請理由は虚偽の記載であった。

エ 法施行規則7条2項は，墓地等の管理者に，墓地等の経営に係る業務に関する財産目録，貸借対照表，損益計算表，事業報告書等の備付けを義務付けているところ，本件施設に関しては上記帳簿等の備付けがなく，将来にわたり備付けられる可能性もない。

オ 本件施設の使用契約に関し，契約書に該当するものはなく，料金，使用期限等の契約内容が不明確である。また，重要事項説明書の作成もないなど，契約内容につ

いて利用者に十分説明されているとはいえない。

カ 本件施設の経営に当たっては、使用料等を原資とする管理基金が作られておらず、会計に関する監査の手続も欠落しているなど、厚生労働省の定める墓地等の経営許可の指針に合致しない。

キ 原告は、被告担当者による現地調査の際に、現に受託した焼骨やその資料の確認を拒否するなど、非協力的であった。

(原告の主張)

ア 納骨台帳は、本件施設の経営が許可されれば、備え付ける予定である。

イ 原告の経営する寺院には古くから多数の墓地があり、健全な墓地経営が継続されている。本件施設は、高齢化社会に伴い安く簡素な墓を求める国民の需要に応えたもので、一般的にみられる永代供養墓の一例であり、公益性に反するとはいえない。

ウ その他、被告の主張するところは、納骨堂経営許可の根本的条件ではなく、被告からの行政指導により改善され得る事項であり、現に、原告は被告からの行政指導に従ってきたものである。

また、本件不許可処分の際に理由として提示されていない事項を本件訴訟において追加して主張することは許されないというべきである。

第3 当裁判所の判断

1 前記前提となる事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告は、納骨堂を開設することを企図し、本件許可申請までに、原告の寺院の境内地内に本件施設を築造した(原告代表者)。本件施設は、コンクリートによって築造された前部が階段状となっている構築物であり、その内部には6段の棚が、後部にはアルミ製の引き戸が設けられている。棚上には骨壺を並べて焼骨を安置することができ、階段部分の上には、家名を彫った墓石のようなものが並べられている(乙1, 7ないし9)。

(2) 原告は、本件許可申請までに、本件施設の利用者の募集を開始した。その際に原告が作成した広告には、「第一期募集中」、「第一期募集価格 永代供養料25万円」、「一霊ごとに納骨料5万円」との記載があり、「宗旨宗派を越えてどなたでも安心してご利用頂ける永代供養墓です。」などの記載があるが、受入可能数の記載はない(乙1・48, 49頁)。また、原告は、インターネットを通じての募集も開始し、そのインターネット上の広告には、「全国から送れる『永代供養堂』」、「送骨パック利用 納骨供養5.5万円」との記載とともに、「Xでは宗派に問わず、全国各地、永代供養を5.5万円から受付いたします。」との記載及び永代供養の特徴として、「もし無縁になられても50年間、Xが責任持って永代にわたって供養と管理をいたします。50年間お預かりした後は合祀いたします。」、「ゆうパックを使った簡単手順で、納骨供養を5.5万円という

他には見られない安心の低価格で行います。維持管理費用もかかりません。1年を通して清掃もXが行います。」との記載があるが、受入可能数の記載はない(乙5)。

(3) 原告は、本件許可申請までに、少なくとも約400件の利用申込みを受け、約100体の焼骨を郵送により受け取った(乙17, 原告代表者)。

(4) 原告は、平成23年4月28日、被告に対し、本件許可申請をしたが、被告は、同年12月1日、本件不許可処分をした(甲2, 乙1)。

2 法10条1項は、墓地等を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない旨規定するのみで、その許可の要件について特に規定していない。これは、墓地等の経営が、高度の公益性を有するとともに、国民の風俗習慣、宗教活動、各地方の地理的条件等に依存する面を有し、一律的な基準による規制になじみ難いことに鑑み、墓地等の経営に関する許否の判断を所轄行政庁の広範な裁量に委ねる趣旨に出たものであり、法は、墓地等の経営管理が国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的とする法の趣旨に従い、行政庁が、公益的見地から、墓地等の経営の許可に関する許否の判断を行うことを予定しているものと解される(最高裁平成10年(行ツ)第10号同12年3月17日第二小法廷判決・裁判集民事197号661頁参照)。そうすると、行政庁による法10条1項の許可あるいは不許可処分の判断が、法が行政庁に裁量権を付与した趣旨に照らし合理的裁量の範囲内にとどまるものである限り、当該処分は違法となるものではないと解すべきである。

以上を前提として、本件不許可処分の各理由の適否について以下検討する。

3 争点1(本件処分理由(1)について)

(1) 被告は、死者の血族あるいは姻族から依頼を受けて当該死者の焼骨を埋蔵等する場合には、法2条6項にいう「納骨堂」には該当せず、同条4項にいう「墳墓」に該当するものと主張する。しかしながら、法2条6項は、「納骨堂」を「他人の委託を受けて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設」と規定しているところ、ここにいう「他人」とは、焼骨を安置し管理する者との関係において判断されるものと解すべきである。そうすると、本件施設は、原告及び原告代表者との関係において、「他人」から委託を受け、焼骨を収蔵するために設置されたものであるから、法2条6項にいう「他人の委託を受けて焼骨を収蔵」する施設に該当するものというべきである。被告は、当該「他人」を死者との関係において判断すべきとするが、独自の見解であり採用できない。

(2) 次に、被告は、納骨堂というためには堂宇を備えた建物でなければならない、本件施設はそのような構造のものではないから、墳墓に当たるものであると主張する。しかしながら、被告の主張する点を考慮しても、法が、納骨堂を堂宇

を備えた建物に限定していると解することはできない。また、被告の引用する東京都の墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例の規定は、納骨堂の構造設備を規定するに当たり、納骨堂が壁、柱、床や出入口等を有するものであることを前提としているような規定となっているが、当該規定は、公衆衛生及び国民の宗教感情などの観点から、焼骨が適切に管理されるために、納骨堂の構造は堅固で防火・衛生管理等に優れたものでなければならないことを定めた趣旨のものと解することができ、一般に、納骨堂が堂宇を備えた建物でなければならないとする趣旨のものではないというべきである。そして、堂宇を備えた建物でなくても、その形態に応じた堅ろう性を有する施設であれば、これを納骨堂として利用することが法の趣旨目的に反するということはできないのであるから、納骨堂を堂宇を備えた建物に限定し、これに当たらないものは墳墓であるとする被告の解釈、主張は採用の限りでない。

- (3) したがって、本件施設が法2条4項にいう「墳墓」に当たるとの理由で本件不許可処分をすることは、著しく不合理なものというべきである。

4 争点2 (処分理由(2)について)

- (1) 前記1(2)のとおり、原告は、「ゆうパックを使った簡単手順で、納骨供養を5.5万円という他には見られない安心の低価格で行います」と謳い、殊更に安価な価格で、かつ簡便な手続であることを強調して、インターネットを通じて、全国から本件施設の利用者を募るなどしていることが認められる。
- (2) この点、原告代表者は、少子化、核家族化に伴い、継承者のない遺骨が増加する可能性のあることや、墓地の高額化などの問題に対処するため、他の寺院の納骨堂経営を参考として、本件施設の経営を企図するようになったと述べる(甲6)。このような社会的な需要が存在すること自体は否定し難いものであって、比較的簡素な焼骨の収蔵施設の利用権を安価に提供する行為が、直ちに公共の福祉に反するものとはいえない。しかし、〈1〉本件不許可処分の当時、インターネットを通じて全国から利用者を募集し、郵送により焼骨を受け取るという方法による納骨堂の運営形態が広く一般的に利用されていたとは言い難い状況下にあったことに加えて、〈2〉宗旨・宗派を問わないとする点や、〈3〉殊更に安価な価格であることや、遺骨を持参して住職と面談することなく郵送により受け入れるなどと簡便であることを強調していることなどを総合的に勘案すると、前記(1)のような利用者の募集方法が、商業主義的との印象を与えるものであることは否定し難い。また、原告は、利用者を募集する際に、その受入可能数を明示しておらず、原告が、当該地域はもとより原告とすら何ら縁のない遺骨を無制限に募っているとみられかねない事情もあった。

そうすると、被告地域における風俗習慣等に照らし、前記のような本件施設の運営方法が、地域住民の宗教感情に適合しないものであるとした被告の判断

が、合理性を欠くということとはできない。

また、原告が本件許可申請に先立って本件施設を完成させ、無許可の状態での利用者の募集を開始し、焼骨を受託していたことも、地域の宗教感情等への配慮が求められる納骨堂の経営者において必要とされる、納骨堂の運営管理の健全性に疑念を生じさせる一つの事情となるといわざるを得ない。そうすると、被告がこの点をも問題視して、原告による本件施設の経営が、国民の宗教感情等に悖ると判断したことも、一概に不合理なものということとはできない。

(3) したがって、本件施設の経営実態が、国民の宗教感情に反するとしてされた本件不許可処分が、被告に与えられた合理的裁量の範囲を逸脱したものということとはできない。

5 争点3 (本件処分理由 (3) について)

被告は、地域住民及び地元の排水に関する関係者の同意書の提出がないことを本件不許可処分の理由として主張する。しかしながら、法は、地域住民の同意や排水に関する関係者の同意を許可処分の要件とはしていない。また、地域住民の同意や排水に関する関係者の同意があることは、地域住民の宗教感情との適合性や公衆衛生上の支障の有無を判断する上で重要な一資料となることは否定されるものではないが、これらの者の同意がないからといって、直ちに、本件施設の設置が国民の宗教感情に反するか、公衆衛生の見地から支障があると判断されることになるものではないから、地域住民の同意や排水に関する関係者の同意がないことをもって、納骨堂経営を不許可とすることは著しく合理性を欠くものといわざるを得ない。したがって、地域住民の同意や排水に関する関係者の同意がないことを、本件不許可処分の理由とすることは許されないものというべきである。

6 以上によれば、本件処分理由 (1) ないし (3) のうち、同 (1) 及び (3) により本件不許可処分とすることは許されないが、同 (2) により本件不許可処分をすることについては、被告に与えられた合理的な裁量の範囲を逸脱するものということとはできないから、本件不許可処分は適法である。

よって、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

民事第1部 (裁判長裁判官 森實将人 裁判官 岡本陽平 裁判官 村井美樹子)

(2) 平成26年3月20日 高松高等裁判所第2部判決

平成25年(行コ)第14号 納骨堂経営不許可決定処分取消請求控訴事件

愛媛県伊予市(以下略)

控訴人(原審原告)

宗教法人X

同代表者代表役員	A
同訴訟代理人弁護士	矢野隆三
愛媛県伊予市（以下略）	
被控訴人（原審被告）	伊予市
同代表者市長	武智邦典
処分行政庁	伊予市長 武智邦典
同訴訟代理人弁護士	南健夫
同	向井昌寿
同	福岡壮一

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 伊予市長が控訴人に対し平成23年12月1日付けでした納骨堂経営不許可処分を取り消す。
- 3 訴訟費用は、第1，2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、控訴人が、愛媛県知事から墓地、埋葬等に関する法律（以下「法」という。）10条1項の納骨堂経営の許可に関する権限を移譲された伊予市長（処分行政庁）に対し、納骨堂経営の許可申請をしたところ、同申請を不許可とされたことから、当該不許可処分は伊予市長（処分行政庁）の裁量権の範囲を逸脱、濫用したものであるとして、その取消しを求める事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人が控訴した。

2 前提となる事実、争点及び当事者の主張

前提となる事実、争点及び当事者の主張は、以下のとおり原判決を補正するほか、原判決の「事実及び理由」欄の第2の2項及び3項のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決2頁5行目、8行目及び11行目、3頁18行目、4頁22行目、5頁13行目、25行目、6頁19行目及び8頁1行目の「被告」を「処分行政庁」と各改める。

(2) 原判決5頁22行目末尾の次に、改行の上、以下のとおり加える。

「控訴人の経営方法が国民の宗教感情に合わないとする本件不許可処分の不許可理由

〈5〉は、本件不許可処分に至って初めて出てきたもので、被控訴人において従前問題にしていなかった解決済みの事柄であり、本件許可申請の許否を左右する重要な事項ではなかった。このように、処分行政庁からの従前の行政指導で指摘も指導もない事項をいきなり不許可処分の理由にすることは妥当ではない。」

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、原判決と同様、本件不許可処分は適法であり、控訴人の請求は棄却すべきものと判断する。その理由は、次項のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第3に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

(1) 原判決9頁4行目、11頁19行目、25行目、12頁2行目及び18行目の「被告」を「処分行政庁」と各改める。

(2) 原判決11頁18行目の「そうすると、」を以下のとおり改める。

「したがって、本件施設の運営方法について、商業主義的との印象を地域住民に与えることや控訴人と何ら関係のない遺骨も無制限に募っていると地域住民から見られかねないことを考慮すると、」

(3) 原判決11頁26行目末尾の次に改行の上、以下のとおり加える。

「さらに、控訴人は、控訴人の経営方法が、国民の宗教感情に合わないとする本件不許可処分の不許可理由〈5〉は、本件不許可処分に至って初めて出てきたもので、処分行政庁からの従前の行政指導で指摘も指導もない事項をいきなり不許可処分の理由にすることは妥当ではない旨主張する。しかし、証拠（甲12）及び弁論の全趣旨によれば、処分行政庁は、平成23年5月12日付けで、控訴人に対し、「送骨パック」について、住民の中には不安を抱いている者もいるものと思われるから、地元住民に周知されていることが重要である旨指摘していたことが認められるところ、前記1認定のとおり、「送骨パック」とはゆうパックを使い納骨供養を5.5万円という低価格で行う方法を意味するものであるから、処分行政庁は本件不許可処分前に控訴人の経営方法が地元住民の宗教感情に合わないとの指摘をしていることが認められるのであって、控訴人が主張するように処分行政庁が従前の行政指導において指摘も指導もない事項をいきなり不許可処分の理由としたとの事実は認められない。控訴人の主張は前提を欠いているといわざるを得ない。」

3 結語

以上の次第で、控訴人の請求は理由がなく、これを棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

第2部 (裁判長裁判官 山下寛 裁判官 政岡克俊 裁判官 田中一隆)

『宗務時報』（No. 1 ～ No. 120）総目録

本誌『宗務時報』は、昭和 39 年に創刊された。本誌は、今号で通算 120 号を数えることになり、これまでの総目録を掲載する。過去には、節目ごとに総目録を掲載してきたが、記事の種類ごとに分類して配列したものである。今回は、歴史的経過を見るために、各号の発行順に目録を作成した。

本誌の継続前誌は、『宗務月報』であるが、既に本誌 No.118 にて総目録を掲載した。

凡例

- (1) 発行者の名義は、文部省調査局宗務課（No.1～No.10）、文部省文化局宗務課（No.11～19）、文化庁文化部宗務課（No.20～現在）である。
- (2) 明らかな誤字は修正して、必要に応じて書式の統一及び補訂を行った。
- (3) 各号冒頭にある目次を参照しつつ、本文の表題と異同がある場合には、本文を優先したところがある。
- (4) 著者に肩書きがある場合は、原則として記載内容に従ったが、補訂したところがある。
- (5) 本文にない補足の情報は、〔 〕で記した。

No. 1	（昭和 39 年 5 月発行）	
	発刊の辞に代えて（中城堅吉〈宗務課長〉）	1
論説	わが死生観—生命飢餓状態に身をおいて—〔『理想』1963 年 11 月号より転載〕（岸本英夫〈東京大学教授，宗教法人審議会委員〉）	5
	宗教法人の現状と動向（河和田唯賢〈宗務課課長補佐〉）	14
宗教界の動き	1 神道系（梅田義彦）	27
	2 仏教系（松野純孝）	30
	3 キリシト教系（井門富二夫）	36
	4 諸教系（井門富二夫）	42
	5 その他（大村潤之助）	44
行政実例	1 登録税の免許証明について	45
	2 寺院仏閣の境内地占有に関する件について	46
都道府県だより	1 東京都における宗教法人の事務指導について（東京都行政部指導課宗教法人係）	49
	2 宗教法人事務研究協議会について（茨城県総務部学事文書課）	54
文献紹介		55
人事消息		57
宗教関係日誌	〔昭和 39 年 3 月～4 月〕	58
連絡事項		60
関係資料	宗教統計	63
編集後記	（J. O.）	68

No. 2	(昭和 39 年 7 月発行)	
論説	宗教法人令下の宗教行政 (井上恵行 (日本学士院紀要編集委員, 駒澤大学教授))	1
宗教界の動き	1 神道系 (梅田義彦)	19
	2 仏教系 (松野純孝)	26
	3 キリシト教系 (井門富二夫)	35
	4 諸教系ほか (井門富二夫)	39
ブロック会議 の状況	1 近畿・中部各府県宗教法人事務担当者連絡協議会	41
	2 東北・北海道宗教法人事務担当者連絡協議会	47
文献紹介		52
人事消息		53
宗教関係日誌	[昭和 39 年 4 月～6 月]	55
連絡事項		58
編集後記	(J. O.)	60
No. 3	(昭和 39 年 9 月発行)	
論説	アジアの宗教事情 (上) (中村元 (東京大学教授))	1
解説	世界の宗教人口 (井門富二夫)	17
宗教界の動き	1 神道系 (梅田義彦)	23
	2 仏教系 (松野純孝)	26
	3 キリシト教系 (井門富二夫)	33
	4 諸教系 (井門富二夫)	38
	5 その他	40
行政実例	1 責任役員の資格証明等について	45
	2 宗教法人の解散登記手続きについて	46
[ブロック会議 の状況]	ブロック会議の議題から	47
都道府県だより	1 熊本県における宗教法人事務指導について (熊本県文書文教課学事宗教係)	53
	2 大阪府における宗教法人事務指導について (大阪府企画部教育文化課宗教法人係)	55
文献紹介		58
人事消息		60
宗教関係日誌	[昭和 39 年 6 月～8 月]	62
連絡事項		65
編集後記	(J. O.)	67
No. 4	(昭和 39 年 11 月発行)	
論説	アジアの宗教事情 (下) (中村元 (東京大学教授))	1
宗教界の動き	1 神道系 (梅田義彦)	15
	2 仏教系 (松野純孝)	19
	3 キリシト教系 (井門富二夫)	26
	4 諸教系 (井門富二夫)	34
調査	教団機関紙の調査 (内藤次郎, 大村潤之助, 井門富二夫)	38
行政実例	戦没者追悼式の会場問題について	70
文献紹介		71
人事消息		73
宗教関係日誌	[昭和 39 年 9 月～10 月]	74

編集後記	(J. O.)	78
No. 5	(昭和 40 年 1 月発行)	
宗教界の動き	1 神道系 (梅田義彦)	1
	2 仏教系 (松野純孝)	4
	3 キリシト教系 (井門富二夫)	12
	4 諸教系 (井門富二夫)	17
	5 その他	19
都道府県だより	愛知県における宗教連盟等の現況について (愛知県学事課宗教法 人係)	22
文献紹介		25
人事消息		27
宗教関係日誌	[昭和 39 年 11 月～昭和 40 年 1 月]	28
連絡事項		32
編集後記	(J. O.)	36
No. 6	(昭和 40 年 3 月発行)	
宗教界の動き	期待される人間像 (中間草案) (中央教育審議会第 19 特別委員会)	1
	1 神道系 (梅田義彦)	13
	2 仏教系 (松野純孝)	16
	3 キリシト教系 (井門富二夫)	19
	4 諸教系 (井門富二夫)	26
	5 その他 (松野純孝)	30
	(1) 期待される人間像 (中間草案) と宗教界 (松野純孝)	30
	(2) その他のできごと	37
行政実例	本人の代表権を有する者の資格を証する書面の範囲について	38
文献紹介		39
人事消息		40
宗教関係日誌	[昭和 40 年 1 月～2 月]	41
編集後記	(J. O.)	44
No. 7	(昭和 40 年 6 月発行)	
論説	カトリックの教会法と教会組織 (安齋伸 (上智大学助教授))	1
宗教界の動き	1 神道系 (梅田義彦)	20
	2 仏教系 (松野純孝)	25
	3 キリシト教系	39
	4 諸教系 (井門富二夫)	44
	5 その他 (井門富二夫)	46
行政実例	1 境内地の処分並びに担保提供について	47
	2 被包括関係廃止手続中に代表役員が欠けた場合の後任者の選 任について	48
	3 宗教法人の被包括関係廃止にともなう規則変更認証申請の取 扱いについて	48
	4 宗教法人規則認証申請に関する疑義について	49
	5 天理教信者詰所に対する固定資産税の課税について	50
文献紹介		51
人事消息		53
新旧宗務課長 あいさつ	就任のごあいさつ (萬波教 (宗務課長))	55

	転任に当って中城堅吉（国語課長・前宗務課長）	56
宗教関係日誌	〔昭和40年3月～5月〕	58
連絡事項		62
編集後記	（J. O.）	64
No. 8	（昭和40年9月発行）	
論説	終戦後神道界の動向（安津素彦〈國學院大學教授〉）	1
宗教界の動き	1 神道系（梅田義彦）	16
	2 仏教系（松野純孝）	20
	3 キリスト教系（宮川正直）	27
	4 諸教系その他（河和田唯賢）	29
宗教事務雑感	（中城堅吉〈前宗務課長〉）	34
行政実例	登録税免除の証明資料について	37
ブロック会議		38
の議題から		
判例	ほんみち主宰者の地位確認請求控訴事件	45
文献紹介		49
人事消息		50
宗教関係日誌	〔昭和40年5月～8月〕	51
連絡事項		57
編集後記	（J. O.）	60
No. 9	（昭和40年12月発行）	
論説	戦後における新興宗教の動向（高木宏夫〈東洋大学文学部助教授〉）	1
宗教界の動き	1 神道系	14
	2 仏教系（松野純孝）	17
	3 キリスト教系（宮川正直）	22
	4 諸教系その他（河和田唯賢）	23
行政実例	紛争法人に対する指導助言の限界等について	29
ブロック会議		31
の議題から		
文献紹介		34
人事消息		35
宗教関係日誌	〔昭和40年8月～10月〕	36
連絡事項		40
No. 10	（昭和41年2月発行）	
	所感（阿原謙蔵〈財団法人社会教育連合会理事長，元文部省宗教局長，元宗教法人審議会委員〉）	1
論説	最近の宗教調査における宗教と社会変動の問題（柳川啓一〈東京大学助教授〉）	2
宗教界の動き	1 神道系（梅田義彦）	17
	2 仏教系（松野純孝）	21
	3 キリスト教系（宮川正直）	36
	4 諸教系その他（河和田唯賢）	37
行政実例	1 被包括関係廃止に伴う宗教法人規則変更認証申請の処理について	40
	2 宗教法人法の疑義について	42
都道府県だよ	北海道における宗教法人事務の指導について（北海道総務部学事	43

り	課)	
文献紹介		45
人事消息		45
宗教界日誌	[昭和 40 年 10 月～昭和 41 年 1 月]	47
連絡事項		52
No. 11	(昭和 41 年 5 月発行) 「宗教法人法施行 15 年記念号」	
	宗教法人法制定 15 周年を迎えて (蒲生芳郎 (文化局長))	1
	宗教法人法案の作成に参画して (安達健二 (文化局審議官))	2
	15 周年を迎えて一改めて宗教法人法の精神を一 (阿部竜伝 (全日本仏教会常任理事))	5
	思いのままに (後藤謙一 (熊本県文書文教課主事))	7
	ウッダードさんと共に (井上恵行 (駒澤大学教授, 元宗務課員))	9
	神道指令をめぐって—クレアモント国際神道会議記念討論会から, 40.12.11, 明治神宮参集殿— [『國學院大學日本文化研究所報』第 3 卷第 1 号所載] (司会: 上田賢治, 発言者: W. P. ウッダード, 葦津珍彦, 戸田義雄, 大串兎代夫, 平井直房, 小野祖教, 岩本徳一)	10
	宗教行政 15 年の歩み (概観) (河和田唯賢)	20
論説	戦後における仏教界の動向 (村上重良)	35
宗教界の動き	1 神道系 (梅田義彦)	46
	2 仏教系 (松野純孝)	53
	3 キリスト教系 (井門富二夫)	69
	4 諸教系, その他 (河和田唯賢)	83
行政実例	1 認証のためにする所轄庁の審査について	89
	2 宗教法人の代表役員の選任について	89
	3 宗教法人法第 3 条に規定する境内建物及びその付属建物について	90
	4 寺院所有の動産・不動産処分に対し包括団体が有する権限について	91
	5 礼拝用建物及び敷地の登記について	92
今国会から	今国会の質疑応答から—衆議院法務委員会, 41. 5. 6—	93
文献紹介		96
消息	1 文部省	102
	2 都道府県	102
	3 宗教界, その他	104
宗教界日誌	[昭和 41 年 1 月～4 月]	108
連絡事項		113
No. 12	(昭和 41 年 7 月発行)	
論説	統計上からみた戦後におけるキリスト教界の動き (加藤邦雄 (北星学園大学教授))	1
宗教界の動き	1 神道系 (梅田義彦)	23
	2 仏教系 (松野純孝)	27
	3 キリスト教系 (井門富二夫)	35
	4 諸教系, その他 (河和田唯賢)	46
行政実例	宗教法人の適正な運営について	56
ブロック会議	(高岡久勝)	57
文献紹介		67

消息		72
宗教関係日誌	[昭和 41 年 5 月～6 月]	77
連絡事項		81
No. 13	(昭和 41 年 9 月発行)	
宗教界の動き	1 神道系 (梅田義彦)	1
	2 仏教系 (松野純孝)	2
	3 キリシト教系 (井門富二夫)	10
	4 諸教系, その他 (河和田唯賢)	18
	5 琉球 (元沖繩県) の宗教事情 (梅田義彦)	20
外国宗教事情	宗教団体の運営—アメリカの場合— (井門富二夫)	25
行政実例	1 登録税免除規定該当の証明書交付の可否について (高岡久勝)	32
	2 宗教団体法施行以前の寺院の主務官庁について	32
会議	1 宗教法人審議会	35
	2 ブロック会議 (春原三吉位, 高岡久勝)	35
文献紹介		46
消息		48
連絡事項		50
宗教関係日誌	[昭和 41 年 7 月～9 月]	51
No. 14	(昭和 42 年 1 月発行)	
論説	宗教法人について (高岡久勝)	1
宗教界の動き	1 神道系	5
	2 仏教系 (松野純孝)	6
	3 キリシト教系 (井門富二夫)	8
	4 諸教系, その他 (河和田唯賢)	11
行政実例	1 宗教法人の代表役員の変更登記の事務取扱いについて (高岡久勝)	13
	2 宗教法人規則変更認証について	14
	3 宗教法人に対する固定資産税の非課税の範囲について	14
	4 裁判上の仮処分の決定により就任した代表役員職務代行者及び当該神社宮司の職務権限について	16
ブロック会議 から	都道府県宗教法人事務連絡協議会—9 月 1, 2 日 広島県—	18
消息		23
編集後記		27
No. 15	(昭和 42 年 5 月発行)	
論説	宗教法人について (2) (高岡久勝)	1
宗教界の動き	1 神道系 (河和田唯賢)	8
	2 仏教系 (松野純孝)	12
	3 キリシト教系 (井門富二夫)	17
	4 諸教系, その他 (河和田唯賢)	24
ブロック会議 から	関東甲信越静地区宗教法人事務連絡協議会—昭和 42 年 10 月 6～7 日, 神奈川県— (高岡久勝)	28
文献紹介		37
消息		39
宗教界日誌	昭和 42 年 1 月～4 月	46
連絡事項		50

編集後記		51
No. 16	(昭和 42 年 7 月発行)	
論説	法人以前の問題—宗教団体への提言— (萬波教〈文部省宗務課長〉)	1
宗教界の動き	1 神道系 (河和田唯賢)	5
	2 仏教系 (松野純孝)	7
	3 キリシト教系 (井門富二夫)	11
	4 諸教系, その他 (河和田唯賢)	14
行政実例	1 認証後設立登記前に死亡した宗教法人代表役員の変更登記申請の取扱いについて (高岡久勝)	17
	2 法附則第 5 項の規定により切替えられた宗教法人の財産の承継について	17
	3 規則の規定と矛盾する規程の定め効力について	19
	4 境内地及び境内建物に関する疑義について	20
	5 登記税法の全部改正等について	22
都道府県の動き		23
消息		29
宗教界日誌	昭和 42 年 5 月～6 月	34
	宗教法人実務研修会実施要項	37
連絡事項		39
編集後記		39
No. 17	(昭和 42 年 11 月発行)	
論説	日本における宗教社会学の発達 (森岡清美〈東京教育大学助教授〉)	1
宗教界の動き	1 神道系 (河和田唯賢)	18
	2 仏教系 (松野純孝)	23
	3 キリシト教系 (井門富二夫)	27
	4 諸教系, その他 (河和田唯賢)	30
行政実例	1 宗制認証時に於ける語句の解釈について (高岡久勝)	33
ブロック会議から	関東甲信越静地区宗教法人事務連絡協議会—昭和 42 年 7 月 18～19 日, 千葉県— (菅野啓)	33
文献紹介		38
消息		40
宗教界日誌	昭和 42 年 7 月～9 月	46
連絡事項		49
編集後記		49
No. 18	(昭和 43 年 2 月発行)	
宗教界の動き	1 神道系 (河和田唯賢)	1
	2 仏教系 (松野純孝)	2
	3 キリシト教系 (井門富二夫)	6
	4 諸教系, その他 (河和田唯賢)	10
随想	宗教法人にかんする回顧と問題点	12
	(荻原誠〈福岡県総務部総務課参事補佐〉)	12
	(後藤謙一〈熊本県文書文教課参事〉)	15
	(東川茂夫〈東京都総務局行政部指導課主事〉)	17
	(向井忠夫〈大阪府企画部教育文化課宗教法人係長〉)	20
行政実例	1 宗教法人の規則の変更を伴う事務所移転登記申請書に添付す	24

	る認証書謄本について	
	2 宗教法人法の疑義について	24
宗教団体等連 合会名簿		25
消息		51
宗教界日誌	昭和 42 年 10 月～12 月	58
連絡事項		60
編集後記		61
No. 19	(昭和 43 年 6 月発行)	
論説	宗教法人の行なう事業調査について (井門富二夫 (津田塾大学教 授))	1
宗教界の動き	1 神道系 (河和田唯賢)	14
	2 仏教系 (松野純孝)	16
	3 キリシト教系 (松野純孝)	23
	4 諸教系, その他 (河和田唯賢)	28
行政実例	1 宗教法人の責任役員の解任等について	32
都道府県にお ける事務指 導等の現況	1 懸案となっている宗教法人の対策について (熊本県)	34
	2 宗教法人台帳の改定整備 (栃木県)	37
消息		39
宗教界日誌	昭和 43 年 1 月～4 月	48
編集後記		51
No. 20	(昭和 43 年 12 月発行)	
	本号の概要	1
報告	「宗教法人の行なう事業調査」中間報告	2
宗教界の動き	1 神道系 (河和田唯賢)	21
	2 仏教系 (松野純孝)	22
	3 キリシト教系 (松野純孝)	28
	4 諸教系, その他 (河和田唯賢)	33
宗教関係日誌	昭和 43 年 5 月～10 月	35
時の話題	1 東大寺金堂 (大仏殿) に係る文化観光税の問題について (河和 田唯賢)	38
	2 靖国神社の国家護持に関する問題その後の動きの概況 (高岡久 勝)	40
	3 学生運動と宗教界 (高野良弘)	41
	4 宗教法人立幼稚園の設置状況等について (松野純孝)	43
宗教関係事務 処理状況	1 法人の設立・事務所変更	45
	2 最近の都道府県所轄宗教法人規則認証処理状況より	46
	3 愛知県における「宗教法人の作成, 備えつけるべき帳簿及び書 類」の状況について (杉浦民男 (愛知県総務部学事課宗教法人 係長))	48
	4 『明治以降宗教制度百年史』 (仮称) の刊行について	50
法令・行政実例	法令	51
	1 文化庁の設置に伴う宗教法人法の一部改正について	51
	行政実例	51

	1 改正法人税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて	51
	2 宗教法人規則認証事務について	51
	3 不動産取得税の用途非課税に関する疑義について	52
	4 宗教法人の職務代行者の職務権限及び責任役員の有効について	53
会議	1 宗教法人審議会	54
	2 都道府県宗教法人事務主管課長会議	55
	3 ブロック会議	55
	4 宗教法人実務研究会	56
人事		57
文献紹介	(松野純孝)	61
調査・統計	1 昭和 42 年度宗教団体数, 教師数, 信者数調	64
	2 全国民放宗教番組調査	74
編集後記		75
No. 21	(昭和 44 年 3 月発行)	
	本号の概要	1
論説	現代宗教界の課題 (笠原一男 (東京大学教授))	2
宗教界の動き	1 神道系 (河和田唯賢)	11
	2 仏教系 (松野純孝)	12
	3 キリスト教系 (松野純孝)	15
	4 諸教 (河和田唯賢)	16
	5 その他 (河和田唯賢)	17
	6 宗教関係日誌 昭和 43 年 11 月～昭和 44 年 2 月	17
時の話題	靖国神社国家護持に関する問題—根本私案—	22
宗教関係事務 処理状況	1 法人の設立・事務所変更	30
	2 最近の都道府県所轄宗教法人規則認証事務処理状況より	30
	3 昭和 44 年度宗教法人実務研修会について	31
	4 『明治以降宗教制度百年史 (仮称)』の刊行計画進む	33
	5 宗教法人出張相談所の現状と問題点 (大阪府企画部教育文化課 宗教法人係)	35
行政実例	1 仮責任役員の選任等について	38
	2 宗教法人法の疑義について	39
解説	宗教法人と民法法人との類似点と相違点 (高岡久勝)	44
宗教関係民法法 人めぐり (1)	1 財団法人国際仏教交流センター	48
	2 財団法人国際仏教興隆協会	49
人事		51
文献紹介		53
調査・統計	西平重喜「宗教について国際比較調査」『数研研究レポート』No.21 より	55
	『宗務時報』 (No.1～No.20) 所載論説・報告等総目録	60
編集後記		62
No. 22	(昭和 44 年 9 月発行)	
	本号の概要	1
宗教界の動き	1 神道系 (河和田唯賢)	2
	2 仏教系 (松野純孝)	3

	3 キリスト教系 (松野純孝)	7
	4 諸教 (河和田唯賢)	9
	5 その他 (河和田唯賢)	11
	6 宗教関係日誌—昭和 44 年 3 月～6 月—	13
宗教関係事務 処理状況	1 法人の設立, 名称・事務所の変更	20
	2 昭和 44 年度宗教法人の行なう事業調査協力者について	21
	3 京都府における宗務事務の一端 (坂本行男〈京都府総務部文教 課宗教係長〉)	21
行政実例・判例	行政実例	24
	1 宗教法人の境内地の登記について	24
	2 信者名簿閲覧について	24
	判例	25
	責任役員等確認請求上告事件	25
会議	1 昭和 44 年度各都道府県宗教法人事務主管課長会議	28
	2 関東甲信越静地区宗教法人事務連絡協議会	28
	3 昭和 44 年度宗教法人実務研修会 (中部・近畿地区)	30
解説	民法法人に関する文部省令の改正について (高野良弘)	31
宗教関係民法法 人めぐり (2)	3 財団法人日本宗教連盟 (滝沢清〈日本宗教連盟幹事〉)	33
	4 財団法人国際宗教研究所 (田村芳朗〈国際宗教研究所常務理 事〉)	34
人事		37
文献紹介	(高野久勝, 松野純孝)	43
随想	梵鐘 (井上恵行〈法学博士, 大東文化大学教授〉)	49
資料, 統計	1 現代宗教界における生活規律集 (松野純孝)	50
	2 NHK 総合テレビ・にっぽん診断「お寺さん」	62
	3 戦後の宗教教勢推移一覧 (1)	63
	規則変更認証申請書作成様式例	70
編集後記		73
No. 23	(昭和 45 年 1 月発行)	
	本号の概要	1
論説	各国の宗教法人制度の比較 (林寿二〈國學院大學教授〉)	2
宗教界の動き	1 神道系 (河和田唯賢)	12
	2 仏教系 (松野純孝)	13
	3 キリスト教系 (松野純孝)	15
	4 諸教 (河和田唯賢)	16
	5 その他 (河和田唯賢)	17
	6 宗教関係日誌—昭和 44 年 7 月～11 月—	17
宗教関係事務 処理状況	1 法人の名称・事務所の変更	23
	2 兵庫県の宗務行政 (山元静男〈兵庫県総務部教育課宗務係長〉)	23
行政実例	宗教法人の登記事務の取り扱いについて	26
会議	1 ブロック会議	28
	2 都道府県宗教法人事務担当職員研修会	30
	3 実務研修会	30
解説	包括宗教法人と単位宗教法人 (1) (高岡久勝)	32
随想	柳絮 (梅田義彦〈文学博士, 東海大学短期大学部教授, 元宗務課	35

	専門員))	
宗教関係民法法 人めぐり (3)	5 財団法人全日本仏教会 (阿部顕瑞 (全日本仏教会総務部長))	36
人事		37
文献紹介	(松野純孝)	39
調査・統計	1 昭和 43 年度宗教団体・教師・信者数調	42
	2 戦後の宗教教勢推移一覧 (2)	48
編集後記		54
No. 24	(昭和 45 年 6 月発行)	
	本号の概要	1
論説	都市化と宗教 (藤井正雄 (大正大学助教授))	2
宗教界の動き	1 神道系 (河和田唯賢)	15
	2 仏教系 (松野純孝)	16
	3 キリシト教系 (松野純孝)	18
	4 諸教 (河和田唯賢)	19
	5 宗教関係日誌—昭和 44 年 12 月～昭和 45 年 4 月—	20
宗教関係事務 処理状況	1 宗教法人の所轄庁の変更	25
	2 法人の事務所の変更	25
	3 最近の都道府県所轄宗教法人規則認証事務処理状況より	26
	4 滋賀県の宗務行政事務 (柴田一男 (滋賀県総務部総務課専門 員))	29
	5 山形県の宗務行政について (山形県総務部文書学事課学事宗務 係)	31
行政実例	1 持専寺に関する件	34
	2 住職代務者の選任をめぐる問題について	35
	3 寺院の不動産処分等について	36
解説	包括宗教法人と単位宗教法人 (2) (高岡久勝)	39
宗教関係民法法 人めぐり (4)	6 財団法人新日本宗教団体連合会 (縄田早苗 (新日本宗教団体連 合会事務局参与))	43
	7 財団法人日本聖書協会 (杉本成児 (日本聖書協会総務部))	44
人事		47
文献紹介	(松野純孝)	54
会議	宗教法人審議会	57
編集後記		57
No. 25	(昭和 45 年 10 月発行)	
	本号の概要	1
論説	宗教法人の税関係 (川西誠 (法学博士, 日本大学教授))	2
宗教界の動き	1 神道系 (河和田唯賢)	10
	2 仏教系 (松野純孝)	11
	3 キリシト教系 (松野純孝)	12
	4 諸教 (河和田唯賢)	15
	5 宗教関係日誌—昭和 45 年 5 月～8 月—	16
時の話題	沖縄の宗務行政の現状等について (高岡久勝)	21
宗教関係事務 処理状況	1 法人の名称・事務所の変更	25
	2 最近の都道府県所轄宗教法人規則認証等事務処理状況より	26

	3 昭和 45 年度宗教法人の行なう事業調査について	27
	4 『日本の宗教』（英文版）の刊行について	28
	5 北海道の宗務行政事務について（北川初〈北海道総務部学事課法人係長〉）	29
	6 連絡事項	31
会議	1 宗教法人審議会	32
	2 昭和 45 年度各都道府県宗教法人事務主管課長会議	32
	3 ブロック会議	32
	4 宗教法人実務研修会	35
宗教法人管理 運営実務講座	1 行政実例とその解説（佐伯信男）	36
	2 行政実務質疑応答（佐伯信男）	39
宗教関係民法法 人めぐり（5）	8 財団法人太平洋放送協会（岩下三郎〈太平洋放送協会伝道部長〉）	41
	9 財団法人全日本仏教尼僧法団（北川教全〈全日本仏教尼僧法団理事長〉）	41
人事		43
文献紹介	（松野純孝）	45
随想等	八高線（近藤春文〈大妻女子大学教授，元宗務課長〉）	47
調査・統計	1 宗教法人の行なう事業調査総合報告について	48
	2 老人問題について	49
編集後記		54
No. 26	（昭和 46 年 3 月発行）	
	本号の概要	1
論説	社会教育と宗教活動について（高橋真照〈元文部省社会教育官，日本学校安全会監事〉）	2
	信仰者の宗教態度の諸相—東京・大阪地区勤労者男子の実態調査から—（安斎伸〈上智大学教授〉）	17
宗教界の動き	1 神道系（松野純孝）	32
	2 仏教系（松野純孝）	32
	3 キリスト教系（松野純孝）	34
	4 諸教（松野純孝）	37
	5 その他（河和田唯賢）	37
	6 宗教関係日誌—昭和 45 年 9 月～昭和 46 年 1 月—	38
宗務関係事務 の概況	1 法人の事務所の変更	43
	2 最近の都道府県所轄宗教法人規則認証等事務処理状況より	44
	3 昭和 46 年度宗教法人実務研修会について	45
	4 奈良県の宗務行政の一端について（山上章〈奈良県総務部文書学事課主事〉）	45
	5 新潟県の宗務行政の現状（巻山敬一〈新潟県総務部地方課私学振興係長〉）	47
	6 連絡事項	49
会議	1 宗教法人審議会	52
	2 都道府県宗教法人事務担当職員研修会	52
	3 ブロック会議	52
	4 実務研修会	54

宗教法人管理 運営実務講 座	1 行政実例とその解説 (佐伯信男)	55
	2 行政実務質疑応答 (佐伯信男)	56
宗教関係民法法 人めぐり (6)	10 財団法人全国青少年教化協議会 (井上正憲〈全国青少年教化協議会事務局総務部長〉)	58
	11 財団法人懺悔奉仕光泉林 (一燈園) (西田武〈懺悔奉仕光泉林理事長〉)	59
人事		61
文献紹介	(松野純孝)	65
随想等	立石寺にて (萬波教〈お茶の水女子大学事務局長, 元宗務課長〉)	68
調査・統計	1 昭和 44 年度宗教団体・教師・信者数	69
	2 昭和 44 年事業所統計調査による宗教関連事業所数および従業者数	69
	3 全国民放宗教番組調査	78
編集後記		80
No. 27	(昭和 46 年 9 月発行)	
	本号の概要	1
論説	現代における宗教の役割 (竹中信常〈大正大学教授〉)	2
	都市諸大学学生の宗教観調査における否定的見解の諸相 (安斎伸〈上智大学教授〉)	16
宗教界の動き	1 神道系 (阿部美哉)	32
	2 仏教系 (松野純孝)	33
	3 キリスト教系 (阿部美哉)	34
	4 諸教 (松野純孝)	35
	5 その他 (松野純孝)	37
	6 宗教関係日誌—昭和 46 年 2 月～7 月—	37
宗務関係事務 の概況	1 法人の名称・事務所の変更	43
	2 最近の都道府県所轄宗教法人規則認証等事務処理状況より	44
	3 石川県の宗務行政について (中川隆治〈石川県総務部総務課文教係嘱託〉)	46
会議	1 宗教法人審議会	49
	2 ブロック会議	49
	3 実務研修会	54
宗教関係民法法 人めぐり (7)	12 財団法人仏教伝道協会 (大巴賢充〈仏教伝道協会〉)	56
	13 財団法人日本日曜学校助成協会 (宮山弘〈日本日曜学校助成協会業務主事〉)	56
人事		58
文献紹介		63
随想	公害のことなど (中城堅吉〈日本学術会議学術部長, 元宗務課長〉)	64
No. 28	(昭和 47 年 3 月発行) 「宗教法人法施行 20 周年記念号」	
	本号の概要	1
論説	外国における国家と宗教 (林寿二〈國學院大學教授〉)	2
	信仰治療について—とくに原始治療をめぐって— (小野泰博〈図書館短期大学助教授〉)	21

〔特集〕	宗教法人法制定 20 周年を迎えて（安達健二〈文化庁次長〉）	43
	宗教法人事務を回顧して（座談会）（出席者：向井忠夫〈大阪府 企画部教育文化課主幹兼宗教法人係長〉，吉里邦夫〈文化庁文化 部長〉，後藤謙一〈熊本県総務部文書文教課参事〉，山本宜男〈京 都府総務部文教課主査〉，東川茂夫〈東京都総務局行政部指導課 主事〉，岡本秀一〈大阪府企画部教育文化課主事〉，荒元元暉〈文 化庁宗務課認証係長〉，司会：佐伯信男〈文化庁宗務課長〉）	45
	宗務行政最近 10 年の歩み（河和田唯賢〈元宗務課専門員〉）	60
	宗教界最近 10 年の歩み	72
	1 神道系（阿部美哉）	72
	2 仏教系（松野純孝）	74
	3 キリスト教系（阿部美哉）	78
	4 諸教，その他（松野純孝）	80
	5 統計	82
文献紹介		83
宗務関係事務 の概況	1 法人の設立	90
	2 法人の事務所の変更	90
	3 最近の都道府県所轄宗教法人規則認証等事務処理状況より	90
	4 大分県の宗務行政（鈴木一正〈大分県総務部総務課法規係長〉）	92
	5 宗教法人法施行 20 周年記念感謝状贈呈式	94
会議	1 都道府県宗教法人事務連絡協議会	95
	2 ブロック会議	95
	3 都道府県宗教法人事務担当職員研修会	98
	4 実務研修会	98
宗教界の動き	1 神道系（阿部美哉）	100
	2 仏教系（松野純孝）	101
	3 キリスト教系（阿部美哉）	103
	4 諸教（松野純孝）	104
	5 宗教関係日誌—昭和 46 年 8 月～昭和 47 年 1 月—	105
宗教関係民法法 人めぐり（8）	14 社団法人在家仏教協会（二橋進〈在家仏教協会事務局〉）	109
	15 財団法人基督教視聴覚センター（通称 AVACO）（小川清司〈基 督教視聴覚センター総主事〉）	109
人事		111
調査・統計	宗教団体・教師・信者数の現況	114
編集後記		116
No. 29	（昭和 47 年 10 月発行）	
	本号の概要	1
論説	西洋人は宗教についてどう考えているか（西平重喜〈統計数値研 究所附属統計技術員養成所長〉）	2
宗教界の動き	1 神道系（阿部美哉）	22
	2 仏教系（松野純孝）	23
	3 キリスト教系（阿部美哉）	24
	4 諸教（松野純孝）	25
	5 その他（松野純孝）	26
	6 宗教関係日誌—昭和 47 年 2 月～8 月—	27
宗務関係事務	1 法人の設立，解散	32

の概況		
	2 法人の名称, 事務所の変更	32
	3 最近の都道府県所轄宗教法人規則認証等事務処理状況より	33
	4 宗教法人の事務指導についての一考察 (中原譲 (福岡県総務部総務課宗教係長))	35
	5 千葉県の宗務行政事務の現状 (角田薫 (千葉県総務部文書学事課主任主事))	37
会議	1 宗教法人審議会	39
	2 都道府県宗教法人事務主管課長会議	39
	3 ブロック会議	39
	4 宗教法人実務研修会	49
報告	包括宗教法人の行なう事業 (森岡清美 (東京教育大学助教授))	51
宗教関係民法法人めぐり (9)	16 財団法人禅文化研究所 (木村静雄 (禅文化研究所主事))	72
	17 財団法人キープ協会 (金子忠雄 (キープ協会常務理事))	73
人事		74
文献紹介	(阿部美哉)	78
随想	私が文部省宗務課にいたころ (渡辺榎雄 (鶴見女子大学長))	80
調査・統計	ハワイ (ホノルル) における日系人	83
編集後記		85
No. 30	(昭和 48 年 2 月発行)	
	本号の概要	1
論説	教科書における宗教一高校日本史全冊の調査から一 (安斎伸 (上智大学教授))	2
宗教界の動き	1 神道系 (阿部美哉)	21
	2 仏教系 (松野純孝)	22
	3 キリスト教系 (阿部美哉)	23
	4 諸教 (松野純孝)	25
	5 その他 (阿部美哉)	26
	6 宗教関係日誌—昭和 47 年 9 月～12 月—	27
宗務関係事務の概況	1 法人の合併	31
	2 法人の名称・事務所の変更	31
	3 法人の所轄庁の変更	32
	4 法人の規則の変更	32
	5 最近の都道府県所轄宗教法人規則認証等事務処理状況より	33
	6 宮城県宗教法人の現況について (戸板正夫 (宮城県総務部総務課学事宗教係長))	35
	7 長崎県の宗務行政事務の現況 (寺井誠 (長崎県総務部外務文教課学事係))	38
会議	1 宗教法人審議会	41
	2 昭和 47 年度都道府県宗教法人事務連絡協議会	43
	3 ブロック会議	43
	4 宗教法人実務研修会	45
宗教関係民法法人めぐり (10)	18 財団法人伊勢神宮式年遷宮奉賛会 (久保喜六 (伊勢神宮式年遷宮奉賛会副会長兼事務総長))	46
	19 財団法人不二学道会 (辻雙明 (不二学道会常務理事兼不二禅堂堂長))	47

人事		48
文献紹介	(阿部美哉, 松野純孝)	52
調査・統計	宗教団体・教師・信者数の現況	54
	編集後記	56
No. 31	(昭和 48 年 7 月発行)	
	本号の概要	1
論説	ソ連の宗教事情と宗教政策 (村上重良)	2
宗教界の動き	1 神道系 (阿部美哉)	21
	2 仏教系 (松野純孝)	22
	3 キリスト教系 (阿部美哉)	23
	4 諸教	25
	5 その他 (松野純孝)	26
	6 宗教関係日誌—昭和 48 年 1 年～5 月—	27
宗務関係事務 の概況	1 宗教法人の事務所の変更	30
	2 宗教法人の規則の変更	30
	3 最近の都道府県所轄宗教法人規則認証等事務処理状況より	31
	4 埼玉県の宗務行政事務の現状 (椎橋重和〈埼玉県総務部学事課主任〉)	33
	5 山口県の宗務行政の現状について (栗林俊一〈山口県総務部学事文書課主事〉)	34
	6 昭和 48 年度宗務課予算について	36
会議	1 宗教法人審議会	37
	2 ブロック会議	38
	3 都道府県宗教法人事務担当職員研修会	38
報告	文部大臣所轄宗教法人の活動状況	39
宗教関係民法法 人めぐり(11)	20 財団法人日本仏教鑽仰会 (中山理々〈日本仏教鑽仰会理事長〉)	56
	21 財団法人日本基督教婦人矯風会 (高橋喜久江〈日本基督教婦人矯風会純潔部長〉)	57
人事		58
文献紹介		63
	『宗務時報』 (No.21～No.30) 所載論説・報告等総目録	65
編集後記		68
No. 32	(昭和 49 年 2 月発行)	
	本号の概要	
論説	現代の民間信仰 (宮田登〈東京学芸大学助教授〉)	2
宗教界の動き	1 神道系 (阿部美哉)	14
	2 仏教系 (松野純孝)	15
	3 キリスト教系 (阿部美哉)	16
	4 諸教	18
	5 その他 (松野純孝)	19
	6 宗教関係日誌—昭和 48 年 6 月～11 月—	19
宗務関係事務 の概況	1 法人の設立	23
	2 事務所の変更	23
	3 宗教法人の規則の変更	24

	4 最近の都道府県所轄宗教法人規則認証等事務処理状況より	24
	5 高知県の宗務行政事務の現状（山崎明彦〈高知県総務部文書学 事課主事〉）	26
	6 山梨県の宗務行政事務の現状（末木勝人〈山梨県総務部総務課 主事〉）	28
	7 建築投資の抑制措置について	29
会議	1 宗教法人審議会	31
	2 都道府県宗教法人事務主管課長会議	31
	3 都道府県宗教法人事務連絡協議会	31
	4 ブロック会議	31
	5 実務研修会	33
報告	昭和 47 年度宗教法人の行う事業調査	35
宗教関係民法法 人めぐり(12)	22 財団法人東洋宣教会維持財団（ヘルムート・シー・シュルツ〈東 洋宣教会維持財団理事〉）	50
	23 財団法人世界聖典普及協会（清都理之〈世界聖典普及協会理 事長〉）	50
人事		52
文献紹介	（阿部美哉）	56
随想	愛宕山（鈴木博司〈文部省教科書管理課長，元宗務課長〉）	58
調査・統計	宗教団体・教師・信者数の現況	59
編集後記	（M）	6
No. 33	（昭和 49 年 8 月発行）	
論説	アメリカの宗教事情について—アメリカにおける日本の宗教— （柳川啓一〈東京大学教授〉）	2
宗教界の動き	1 神道系（洗建）	8
	2 仏教系（松野純孝）	9
	3 キリスト教系（洗建）	11
	4 諸教（松野純孝）	12
	5 その他（松野純孝）	13
	6 宗教関係日誌—昭和 48 年 12 月～昭和 49 年 6 月—	14
宗務関係事務 の概況	1 法人の設立	19
	2 法人の解散	19
	3 法人の事務所の変更	19
	4 最近の都道府県所轄宗教法人規則認証等事務処理状況から	20
	5 青森県の宗務行政の現状（中橋福三郎〈青森県総務部文書課法 規班主査〉）	21
	6 鹿児島県の宗務行政事務の現状（牧功〈鹿児島県総務部学事文 書課指導係主査〉）	23
	7 富士山頂の所有権について	25
会議	1 宗教法人審議会	26
	2 都道府県宗教法人事務主管課長会議	26
	3 ブロック会議	26
	4 実務研修会	27
論説	ヒンズー教について（奈良毅〈東京外国語大学アジア・アフリカ 言語文化研究所教授〉）	28
宗教関係民法法 人めぐり(13)	24 財団法人仏教振興財団（本間皓司〈仏教振興財団主事〉）	39

	25 財団法人キリスト教文書センター（青山四郎〈キリスト教文書センター総主事〉）	40
人事		41
文献紹介	（阿部美哉，洗建，松野純孝）	47
随想	若ものと宗教（吉里邦夫〈総理府青少年対策本部次長〉）	50
調査・統計	統計数理研究所の日本人の宗教調査	51
編集後記	（Z・M）	53
No. 34	（昭和 50 年 2 月発行）	
	本号の概要	
論説	青少年の価値意識と宗教意識（家塚高志〈東京工業高等専門学校教授〉）	2
宗教界の動き	1 神道系（洗建）	12
	2 仏教系（松野純孝）	13
	3 キリスト教系（洗建）	15
	4 諸教（松野純孝）	16
	5 その他（松野純孝）	17
	6 宗教関係日誌—昭和 49 年 7 月～12 月—	18
宗務関係事務の概況	1 法人の設立	21
	2 法人の解散	21
	3 法人の事務所の変更	21
	4 最近の都道府県知事所轄宗教法人規則認証等事務処理状況から	22
	5 静岡県の宗務行政事務の概況（松浦敏明〈静岡県総務部学事文書課主事〉）	24
	6 広島県の宗務行政の現況について（深川英昭〈広島県総務部文教課管理係主任主事〉）	26
	7 昭和 49 年度法人税関係法令の改正等に伴う法人税の取扱いについて	27
会議	1 宗教法人審議会	28
	2 都道府県宗教法人事務連絡協議会	29
	3 ブロック会議	29
	4 実務研修会	31
論説	イスラーム教について（片倉もとこ〈津田塾大学講師〉）	32
宗教関係民法法人めぐり(14)	財団法人金光教徒社（佐藤代三郎〈金光教徒社理事〉）	45
	社団法人全日本仏教婦人連盟（船口暉子〈全日本仏教婦人連盟事務局長〉）	46
人事		47
文献紹介	（洗建，松野純孝）	50
随想	（河和田唯賢〈元宗務課課長補佐〉）	52
報告	昭和 48 年度宗教法人の法人活動実態調査	54
	昭和 48 年度宗教法人の行う事業調査	60
調査・統計	宗教団体・教師・信者数の現況	62
編集後記	（Z・M）	64
No. 35	（昭和 50 年 9 月発行）	
	本号の概要	1

論説	東南アジアの宗教（藤吉慈海〈花園大学教授〉）	2
	韓国の宗教事情について—韓国仏教の歴史と現状—（鎌田茂雄〈東京大学教授〉）	13
宗教界の動き	1 神道系（洗建）	23
	2 仏教系（横山紘一）	24
	3 キリスト教系（洗建）	26
	4 諸教	27
	5 その他（横山紘一）	28
	6 宗教関係日誌—昭和 50 年 1 月～6 月—	30
宗務関係事務 の概況	1 法人の解散	33
	2 法人の名称・事務所の変更	33
	3 最近の都道府県知事所轄宗教法人規則認証等事務処理状況から	34
	4 群馬県の宗教行政事務の現状（秋谷恭子〈群馬県総務部学事文書課文教係〉）	36
	5 沖縄県の宗務行政事務の現況（金城貞治〈沖縄県総務部文書学事課長〉）	38
	6 私立学校法等の一部改正について	42
	7 代表役員等の登記について	44
会議	1 宗教法人審議会	46
	2 都道府県宗教法人事務主管課長会議	46
	3 ブロック会議	46
	4 実務研修会	49
論説	外国人のみた日本人の宗教意識— 一外国人の若干の考察—（ヤン・スインゲドー〈オリエンズ宗教研究所副所長〉）	50
	宗教法人の現状と課題（向井忠夫〈元大阪府宗教法人担当係長〉）	60
宗教関係民法法 人めぐり(15)	28 財団法人光明修養会（今井光喜〈光明修養会理事〉）	65
	29 財団法人日本英霊奉讃会（川村秀文〈日本英霊奉讃会会長〉）	65
人事		67
文献紹介	（横山紘一，洗建）	71
随想	自然と宗教（高岡久勝〈元宗務課課長補佐〉）	73
報告	昭和 49 年度宗教法人の法人活動実態調査	74
	「世界の宗教事情調査」から	76
編集後記	（K. A）	
No. 36	（昭和 51 年 3 月発行）	
	本号の概要	1
論説	日本文化と宗教（松本滋〈聖心女子大学教授〉）	2
宗教界の動き	1 神道系（洗建）	15
	2 仏教系（竹村牧男）	16
	3 キリスト教系（洗建）	19
	4 諸教（竹村牧男）	21
	5 その他（竹村牧男）	22
	6 宗教関係日誌—昭和 50 年 7 月～12 月—	23
宗務関係事務 の概況等	1 法人の設立	27
	2 法人の解散	27

	3 法人の事務所の変更	27
	4 最近の都道府県知事所轄宗教法人規則認証等事務処理状況から	27
	5 茨城県の宗務行政事務の現況（石川享〈茨城県総務部文書課法制係〉）	29
	6 宮崎県の宗務行政事務の現況（荒川博〈宮崎県総務部総務課文教係主査〉）	32
	7 専修学校制度について	34
会議	1 都道府県宗教法人事務連絡会議	42
	2 ブロック会議	42
	3 都道府県宗教法人事務担当職員研修会	45
	4 実務研修会	46
宗教関係民法法人めぐり(16)	30 財団法人天理教一れつ会（三谷治孝〈天理教一れつ会庶務課長〉）	47
	31 社団法人好善社（藤原偉作〈好善社理事長〉）	48
	人事	49
	宗教法人事務主管課・担当者一覧	51
文献紹介	（洗建，竹村牧男）	54
随想等	森と宗教環境（埴瑞比古〈前宗教法人審議会委員〉）	57
報告	昭和 49 年度宗教法人の行う事業調査	58
調査・統計	1 宗教団体・教師・信者数の現況	60
	2 全国民間放送宗教番組調査	61
編集後記	（K. A）	63
No. 37	（昭和 51 年 8 月発行）	
論説	イギリスにおけるユース・カルチャと新宗教運動（ブライアン・R. ウィルソン〈オックスフォード大学〉著，中村恭子〈東京大学助手〉訳）	2
宗教界の動き	1 神道系（洗建）	10
	2 仏教系（竹村牧男）	12
	3 キリスト教系（洗建）	14
	4 諸教（竹村牧男）	16
	5 その他（竹村牧男）	17
	6 宗教関係日誌—昭和 51 年 1 月～6 月—	18
宗務関係事務の概況	1 法人の事務所の変更	22
	2 最近の都道府県知事所轄宗教法人規則認証等事務処理状況から	22
	3 岡山県における宗務行政（竹内雅彦〈岡山県総務部文書学事課学事係主事〉）	24
	4 神奈川県における宗務行政の現況（阿部雍博〈神奈川県総務部学事宗教課課長補佐〉）	26
	5 昭和 51 年度宗務課等行事予定	28
解説	1 会計面からみた立正佼成会の事業活動	29
	2 社寺への奉納と改正公職選挙法	31
	3 宗教用語の商標登録について	32
会議	1 宗教法人審議会	34
	2 都道府県宗教法人事務主管課長会議	34
	3 実務研修会	34

	4 ブロック会議	34
宗教関係民法法 人めぐり(17)	32 財団法人式内社頭彰会(上杉千郷〈式内社頭彰会常任理事〉)	39
	人事	42
	宗教法人事務主管課・担当者一覧	44
論説	近代日本とキリスト教(鈴木範久〈立教大学助教授〉)	50
文献紹介	(山下博司, 洗建)	60
報告	世界の宗教事情調査から(洗建)	62
編集後記	(K. A.)	65
No. 38	(昭和 52 年 3 月発行)	
宗教界の動き	1 神道系(洗建)	1
	2 仏教系(竹村牧男)	2
	3 キリスト教系(洗建)	4
	4 諸教(竹村牧男)	6
	5 その他(竹村牧男)	7
	6 宗教関係日誌—昭和 51 年 7 月～12 月—	8
宗務関係事務 の概況	1 法人の設立	10
	2 法人の名称変更	10
	3 法人の事務所の変更	10
	4 最近の都道府県知事所轄宗教法人規則認証等事務処理状況から	10
会議	1 宗教法人審議会	13
	2 都道府県宗教法人事務担当職員研修会	14
	3 実務研修会	14
	4 ブロック会議	14
	5 都道府県宗教法人事務連絡協議会	17
論説	東と西の出会い—仏教の国際協力—(奈良康明〈駒澤大学教授〉)	19
宗教関係民法法 人めぐり(18)	33 財団法人日本キリスト教青年会同盟	28
	34 財団法人国際ギデオン協会	29
人事		30
文献紹介	(竹村牧男, 洗建)	32
事例紹介	学校における宗教教育(竹村牧男〈宗務課専門職員〉)	35
報告	1 宗教法人等の行う事業調査報告(高野良弘〈調査係長〉, 洗建〈専門職員〉)	62
	2 宗教法人の法人活動実態調査報告(高野良弘〈調査係長〉, 竹村牧男〈専門職員〉)	82
	3 宗教団体・教師・信者数の現況	94
No. 39	(昭和 52 年 7 月発行)	
宗教界の話題	神社本庁神道教化のあり方について—「敬神生活綱領」について—(小野迪夫〈神社本庁教学研究室長〉)	1
	参与会と一寺院—事業運動について—(阿部野竜正〈高野山真言宗宗務総長〉)	4
	法統系承式の意義(白鳥幸雄〈浄土真宗本願寺派宗務総合企画委員会事務室主幹〉)	7
	カトリック広報活動の一例—UNDA JAPAN の紹介—(水浦征男)	10

	〈カトリック広報委員会事務局〉	
	WCRP 日本委員会, 第 5 回平和のための宗教者研究集会	13
論説	宗教における小集会活動—その意義— (井門富二夫 〈筑波大学教授〉)	16
我が教団にと つての小集 会活動	我が教団にとっての小集会活動—創価学会— (山崎尚見 〈創価学会副会長〉)	22
	パーフェクトリバティーン教団における小集会活動 (川島通資 〈パーフェクトリバティーン教団文教部次長〉)	25
	我が教団の小さな集会—末日聖徒イエス・キリスト教会— (坂井圭 〈末日聖徒イエス・キリスト教会翻訳事務部マネージャー〉)	27
	我が教団にとっての小集会活動—立正佼成会の法座のあらまし— (斉藤安彦 〈立正佼成会教務部教育課長〉)	29
報告	世界の宗教事情調査中間報告—中近東・アジア地域—	32
	1 タイ国における国家と宗教 (石井米雄 〈京都大学教授〉)	32
	2 インド, スリランカ, サウジ・アラビアにおける国家と宗教 (奈良康明 〈駒澤大学教授〉)	45
宗務課調査報 告 (事業・法 人活動) への 感想	(中野尹亮 〈神社本庁〉)	56
	(鹿子木旦夫 〈教派神道連合会〉)	58
	(鱒淵正浩 〈全日本仏教会〉)	59
	(曾根田健二 〈日本キリスト教連合会〉)	61
解説	(木村光夫 〈認証係長〉)	63
文献紹介	(洗建, 竹村牧男)	64
宗務行政ミニ 通信	1 宗教法人世界基督教統一神霊協会問題	67
	2 宗教法人, 財団法人の設立	67
	3 人事異動	68
	4 宗務時報の増刊 (石井久夫 〈宗務課長〉)	68
その他	1 第 13 期 宗教法人審議会委員名簿	69
	2 宗教法人事務主管課・担当者一覧	70
	3 昭和 52 年度都道府県別宗教法人事務に関する事業の概要	73
No. 40	(昭和 52 年 11 月発行)	
論説	社会福祉と仏教思想 (吉田久一 〈日本社会事業大学教授〉)	1
宗教界の動き	1 神道系	12
	2 仏教系	14
	3 キリスト教系	16
	4 諸教	19
	5 その他	20
	6 宗教関係日誌—昭和 52 年 1 月～6 月—	21
宗務関係事務 の概況	1 法人の設立	24
	2 法人寺院の事務所の変更	24
	3 最近の都道府県知事所轄宗教法人規則認証等事務処理状況から	24

	4 岩手県における宗務行政の現況（藤原和夫〈岩手県総務部学事文書課副主幹兼外事係長〉）	26
	5 福岡県における宗務行政事務の現況について（中村博介〈福岡県総務部総務課宗教係長〉）	28
会議	1 宗教法人審議会	30
	2 実務研修会	30
	3 ブロック会議	30
	4 都道府県宗教法人事務連絡協議会	32
判例	「津市地鎮祭」の最高裁判所の判決について	35
事例紹介	1 宗教法人大本の日本伝統芸術学苑について（石井久夫〈宗務課長〉）	56
	2 天理教の厚生・福祉活動	57
新設宗教法人紹介	1 光明念仏身語聖宗（木原覚英〈光明念仏身語聖宗管長〉）	63
	2 滅後仏教と我が教団（牛尾日勇〈正法事門法華宗管長〉）	64
	3 カンバーランド長老キリスト教会日本中会〈岩井義人（カンバーランド長老キリスト教会日本中会議長）〉	66
人事		68
文献紹介	（竹村牧男，洗建）	70
調査・報告	浄土真宗本願寺派宗勢基本調査	73
No. 41	（昭和 53 年 1 月発行）	
宗教界の話題	黒住教独立の経緯とその後百年の歩み（赤木立夫〈黒住教総務部長〉）	1
	浄土宗芸術家協会について（飯田信弘〈浄土宗社会局長〉）	4
	曹洞宗婦人会について（佐藤正道〈曹洞宗宗務庁教化部長〉）	7
	ローマ・カトリック教会と聖公会—分裂から対話の回復まで—（八代崇〈日本聖公会東京教区司祭〉）	9
	世界仏教徒連盟（WFB）—その組織と理念—（鱒淵正浩〈全日本仏教会事務総長〉）	12
論説	現代と宗教（ヨゼフ・ピタウ〈上智大学学長〉）	15
事例紹介	我が教団における海外布教の理念	28
	1 金光教における海外布教の理念（金光教布教部）	28
	2 浄土宗における海外布教の理念（古屋道雄〈浄土宗教学局長〉）	30
	3 霊友会における海外布教の理念（小沢慶作〈霊友会海外布教局長〉）	33
	4 ブラジルにおける生長の家の発展の軌跡と現状について（田村大〈生長の家国際局長〉）	37
	5 印度山日本寺の建設と運営（福田永禄〈財団法人国際仏教興隆協会事務局長〉）	40
参考	新しい宗教法人規則のひな形（愛知・京都・大阪・兵庫四府県連絡協議会）	45
調査報告	宗教法人と学校教育事業—宗教系私立学校（小・中・高）一覧—（竹村牧男〈専門職員〉）	54
文献紹介		87
	昭和 52 年度宗教法人実務研修会実施状況（洗建，竹村牧男）	89
	『宗教時報』（No.31～No.40）所載論説・報告等総目録	90
No. 42	（昭和 53 年 3 月発行）	

論説	神道と祭り—神社神道の周辺— (菌田稔 〈國學院大學助教授〉)	1
宗教界の動き	1 神道系 (洗建)	11
	2 仏教系 (竹村牧男)	12
	3 キリスト教系 (洗建)	15
	4 諸教 (竹村牧男)	17
	5 その他 (竹村牧男)	18
	6 宗教関係日誌—昭和 52 年 7 月～12 月—	19
宗務関係事務 の概況	1 法人の合併	22
	2 法人の事務所の変更	22
	3 最近の都道府県知事所轄宗教法人規則認証等事務処理状況から	22
	4 千葉県における宗務行政の現状 (白井陽 〈千葉県総務部学事課主任主事〉)	23
	5 香川県の宗務行政事務の現況 (白井清 〈香川県総務部学事文書課宗教法人担当係長〉)	26
	6 行政不服申し立てについて—事例紹介—	27
会議	1 宗教法人審議会	30
	2 都道府県宗教法人事務主管課長会議及び事務担当職員研修会	30
	3 ブロック会議	30
	4 包括宗教法人等管理者研究協議会	34
判例研究	被包括宗教法人の離脱について (若原茂 〈愛知学院大学助教授〉)	36
宗教関係民法 人めぐり(19)	35 財団法人日蓮正宗国際センター	44
事例紹介	スエーデンの学校における宗教教育—世界の宗教事情調査から— (洗建 〈宗務課専門員〉)	45
人事		54
文献紹介	(洗建, 竹村牧男)	56
調査・報告	昭和 51 年宗教団体・教師・信者数の現況	58
No. 43	(昭和 53 年 6 月発行)	
宗教界の話題	1 大本と米国聖公会の交流について (大石栄 〈大本総務〉)	1
	2 孝道教団大道場の建設 (秋好正隆 〈孝道教団広報国際課長〉)	4
	3 「日米臨済禅交流協会」の発足について (千坂精道 〈臨済宗妙心寺派花園会本部長〉)	7
	4 キリスト教教育を担って 70 年—NCC 教育部の歩みと展望— (水谷光子 〈日本キリスト教協議会 (NCC) 教育部総主事〉)	9
	5 難民対策とカリタス・ジャパン (松村菅和 〈カリタス・ジャパン理事長〉)	12
論説	サンガの理念 (平川彰 〈早稲田大学教授, 東京大学名誉教授〉)	16
事例紹介	我が教団における後継者の養成	
	1 神社本庁における後継者の養成 (渋川謙一 〈神社本庁教学部長〉)	25
	2 禊教における後継者の育成とその方針 (松井嘉和 〈禊教教典研究所主任研究員〉)	26
	3 天台宗における後継者の養成 (可児光永 〈天台宗総務課長〉)	28
	4 真如苑における後継者の養成 (平島元長 〈真如苑参与〉)	30
	5 真宗興正派における教化活動の研究と推進 (大平信楽 〈真宗興正派教学部主任〉)	31

	6 日本基督教団における教師の養成（柏井創〈日本基督教団幹事〉）	33
	7 創価学会における人材育成（桐村泰次〈創価学会教学部主任部長〉）	34
調査報告	世界の宗教事情調査中間報告—南アメリカ地域—（竹村牧男〈宗務課専門職員〉）	37
会議	昭和 52 年度包括宗教法人等管理者研究協議会報告	53
	あいさつ（犬丸直〈文化庁長官〉）	53
	あいさつ（品田聖平〈日本宗教連盟理事〉）	54
	開催趣旨説明（鹿海信也〈文化庁文化部長〉）	55
	研究協議（1） 宗教法人の行う事業について（司会（正）：中野尹亮〈神社本庁秘書部長〉，（副）：小笠原忍〈日本キリスト教連合会，日本聖公会司祭〉）	57
	1 宗教法人のふさわしい事業の理念（小山謙三〈日本キリスト教連合会，カトリック中央協議会法務顧問〉）	57
	2 宗教法人の事業（宮部公男〈新日本宗教団体連合会，立正佼成会総務課長〉）	58
	研究協議（2） 宗教法人の組織について（司会（正）：井上瑞雄〈全日本仏教会，日蓮宗長耀寺住職〉，（副）：折茂正光〈新日本宗教団体連合会，大日然教教主〉）	61
	1 宗教法人における信者の地位，その範囲，権利義務，参加等の問題（瀬川和雄〈日本キリスト教連合会，日本基督教団年金局常任理事〉）	61
	2 宗教法人の組織について（枅井幸吉〈天理教教務部長〉）	63
	研究協議（3） 被包括関係について（司会（正）：松村菅和〈日本キリスト教連合会，カトリック中央協議会事務局長〉，（副）：植村彰〈教派神道連合会，大本神教宣伝部長〉）	66
	1 被包括関係（三上茂〈神社本庁中央研修所講師〉）	67
	2 被包括関係について（井上瑞雄〈全日本仏教会，日蓮宗長耀寺住職〉）	68
	まとめ（柳川啓一〈東京大学教授〉）	71
文献紹介	（古賀和則，竹村牧男）	73
その他	昭和 53 年度宗教法人実務研修会実施要項	75
	宗教団体連合会名簿	77
	宗教法人事務主管課・担当者一覧	78
	昭和 53 年度都道府県別宗教法人事務に関する事業の概要	81
No. 44	（昭和 53 年 9 月発行）	
論説	宗教と人間と文化（野村暢清〈九州大学教授〉）	1
宗教界の動き	1 神道系（古賀和則）	13
	2 仏教系（竹村牧男）	14
	3 キリスト教系（古賀和則）	16
	4 諸教	18
	5 その他（竹村牧男）	19
	6 宗教関係日誌—昭和 53 年 1 月～6 月—	20
宗務関係事務の概況	1 法人の事務所の変更	22
	2 最近の都道府県知事所轄宗教法人規則認証等事務処理状況から	22

	3 岐阜県の宗務行政事務の現況について（生野雅司〈岐阜県総務部総務課法令係長〉）	24
	4 福島県における宗務行政の現況（高野博〈福島県総務部文書学事課主事〉）	25
会議	1 宗教法人審議会	28
	2 実務研修会	28
	3 ブロック会議	28
宗教関係民法法人めぐり(20)	36 社団法人日本バプテスト宣教団	30
調査報告	学校法人と学校教育事業（2）—宗教系私立学校（大学・短大）一覽一（吉田幸士〈調査係長〉，竹村牧男〈専門職員〉）	32
随想	宗務行政雑感（石井久夫〈文部省大学局学生課長〉）	45
資料	宗教行政のあゆみ	49
人事		58
文献紹介	（竹村牧男，古賀和則）	60
	昭和 53 年度包括宗教法人等管理者研究協議会（京都会場）実施要項	63
No. 45	（昭和 54 年 1 月発行）	
論説	世界の宗教事情（中村元〈東京大学名誉教授，東方学院長〉）	1
宗教界の話題	1 神社本庁火災共済制度について（川井清敏〈神社本庁共済部長〉）	15
	2 ダーナ会について—聞法会小集団活動—（川端光宣〈真宗仏光寺派宗務長〉）	18
	3 日蓮宗海外布教の振興について（渡辺一之〈日蓮宗教学課長〉）	20
	4 『新約聖書 共同訳』の完成（新見宏〈日本聖書協会総主事〉）	23
	5 日本バチカン宗教代表者会議（ネミ会議）—世界倫理の確立をめざす—（世界連邦日本宗教委員会事務局）	26
〔行政資料〕	宗教法人「宝蔵寺」の規則変更の認証に係る審査請求に対する裁決について	30
	無限連鎖講の防止に関する法律の制定について（安藤幸男〈宗務課長〉）	34
会議	1 宗教法人審議会	35
	2 都道府県宗教法人事務主管課長会議及び事務担当職員研修会	35
	3 ブロック会議	35
	4 包括宗教法人等管理者研究協議会	43
	5 昭和 53 年度宗教法人実務研修会実施状況	44
〔会議〕	昭和 53 年度包括宗教法人等管理者研究協議会（京都会場）報告	45
	あいさつ 1（吉久勝美〈文化庁次長〉）	45
	あいさつ 2（篠田康雄〈日本宗教連盟理事長〉）	46
	あいさつ 3（林田悠紀夫〈京都府知事〉，代理：荒巻禎一〈副知事〉）	47
	開催趣旨説明（安藤幸男〈文化庁宗務課長〉）	48
	研究協議 1 宗教法人の組織について（司会：高橋勇音〈臨済宗妙心寺派総務部長〉）	51
	発題 1 宗教法人事務の決定と，宗教活動に関する決定のあり方（嶋津正三〈神社本庁中央研修所講師〉）	51
	発題 2 責任役員制度の諸問題（藤野滋〈カトリック大阪大司教区事務所法人事務担当〉）	54

	研究協議 2 被包括関係について（司会：柴田卓也〈円応教祭典課長〉）	65
	発題 1 被包括法人の規則変更と包括法人（小林弘侑〈真言宗御室派庶務主事〉）	65
	発題 2 宗教団体における包括—被包括の関係並びに法人法第 26 条第 1 項について—（葛川真三〈天恩教理事長〉）	72
	自由討議（司会：中野尹亮〈日本宗教連盟事務局長〉）	85
	昭和 53 年度包括宗教法人等管理者研究協議会（京都会場）に関するアンケート調査結果	94
事例紹介	我が法人の意思決定の構造とその理念	99
	1 三五教の場合（渡辺茂〈三五教〉）	99
	2 真言宗智山派の場合（大津頼宥〈真言宗智山派財務部長〉）	102
	3 浄土真宗本願寺派の場合（白鳥幸雄〈浄土真宗本願寺派宗務総合企画委員会主幹〉）	103
	4 日本聖公会の場合（梶原史朗〈日本聖公会管区事務所総主事司祭〉）	106
調査統計	宗教意識調査から	110
	1 『世界青年意識調査（第 2 回）結果報告書（中間報告）』—総理府—	110
	2 『全国県民意識調査・結果の概要』—NHK—	113
	3 宗教団体，教師，信者数の現況—宗務課—	118
文献紹介	（古賀和則，竹村牧男）	119
No. 46	（昭和 54 年 3 月発行）	
宗教界の動き	1 神道系（古賀和則）	1
	2 仏教系（竹村牧男）	2
	3 キリスト教系（古賀和則）	4
	4 諸教	6
	5 その他（竹村牧男，古賀和則）	7
	6 宗教関係日誌—昭和 53 年 7 月～12 月—	8
調査報告	「世界の宗教事情調査」をかえりみて（出席者：久保正幡〈司会・座長〉，相沢久，洗建，霜田美樹雄，中村元，奈良康明，柳川啓一，J・D・リード〈書面参加〉，古賀和則，竹村牧男）	11
論説	医療と宗教のはざまに（岩田啓靖〈山口女子大学助教授〉）	43
[資料]	昭和 54 年度宗務課関係予算（案）及び事業計画について（松本保之〈宗務課庶務係長〉）	54
	第 14 期宗教法人審議会の発足	56
宗務関係事務の概況	1 法人の設立	57
	2 法人の事務所の変更	57
	3 最近の都道府県知事所轄宗教法人規則認証等事務処理状況から	57
	秋田県の宗務行政事務の現況について（大井康〈秋田県総務部地方課長補佐〉）	59
	鳥取県の宗務行政の現況について（松村秀雄〈鳥取県総務部広報文書課監理文教係主事〉）	61
宗教関係民法法人めぐり(21)	37 財団法人鹿野山禅青少年研修所（楠本一雄〈鹿野山禅青少年研修所理事，東京事務所長〉）	64
人事		66

文献紹介	(竹村牧男, 古賀和則)	68
宗教団体連合 会名簿		71
No. 47	(昭和 54 年 6 月発行)	
論説	宗教文化の新潮流 (山折哲雄 <東北大学助教授>)	1
宗教界の動き	1 宗教界の動き (古賀和則, 竹村牧男)	11
	2 宗教関係日誌—昭和 54 年 1 月～3 月—	18
	3 事例紹介	20
	被包括団体をどのように指導しているか—本門佛立宗の場合— (津崎日愿 <本門佛立宗総務局長>)	20
	被包括法人の指導 (天理教教務部宗教法人課)	22
	法人意識の稀薄と包括関係の疎遠から生じた失敗の事例 (杉山 一太郎 <扶桑教教務部長>)	24
宗務報告	1 民法法人に関する文部省令の改正について (吉田幸士 <宗務課 認証係長>)	28
	2 宗務関係事務の概況	36
	3 会議	37
	4 人事	38
連載	宗教法講座 (1) (渡部蒔 <宗務課課長補佐>)	40
資料	自衛隊らによる合祀手続の取消等請求事件の判決について	59
会議報告	昭和 53 年度包括宗教法人等管理者研究協議会 (東京会場) 報告	105
	あいさつ (犬丸直 <文化庁長官>)	105
	あいさつ (篠田康雄 <日本宗教連盟理事長>)	106
	開催趣旨説明 (別府哲 <文化庁文化部長>)	107
	研究協議 1 宗教法人の組織について (司会: 板橋宥成 <真言宗智 山派宗機顧問>)	110
	発題 1 宗教法人法における公告制度について (磯貝洋一 <神社本 庁参事>)	110
	発題 2 議会制度の理念と問題点・決定事項の範囲 (小西慶雄 <金 光教東京主張所長>)	113
	研究協議 2 宗教法人の事業について (司会: 今野栄志 <大本東京 本部総務部長>)	131
	発題 1 宗教団体 (法人) と社会福祉活動 (石出安蔵 <救世軍総務 部長>)	131
	発題 2 宗教法人の事業 (小林俊弘 <解脱会総務部長>)	134
	自由討議 (司会: 瀬川和雄 <日本基督教団年金局常任理事>)	151
文献紹介	(古賀和則, 竹村牧男)	161
その他	昭和 54 年宗教法人実務研修会実施要項	164
	宗教法人事務主管課・担当者一覧	166
	昭和 54 年度都道府県別宗教法人事務に関する事業の概要	169
No. 48	(昭和 54 年 9 月発行)	
論説	世俗化の問題—その予備的分析— (田丸徳善 <東京大学助教授>)	1
宗教界の動き	1 宗教界の動き (古賀和則, 竹村牧男)	14
	2 宗教関係日誌—昭和 54 年 4 月～6 月—	20
	3 事例紹介	22
	立正佼成会における事業について (宮部公男 <立正佼成会企画 室企画課長>)	22

	解脱会における事業（小林俊弘〈解脱会内務局長〉）	24
宗務報告	1 宗務関係事務の概況	28
	2 会議	29
	3 人事	32
	4 富山県の宗務行政の現況について（上田隆司〈富山県総務課法規係主事〉）	33
	5 島根県の宗務行政事務の現況について（小山益男〈島根県総務課文化学事係主事〉）	34
連載	宗教法講座（2）（渡辺蒔〈宗務課課長補佐〉）	37
宗教法人事務 コーナー	登録免許税の非課税についての事例紹介（綾部健吾〈東京都行政 部指導課宗教法人係長〉）	53
調査報告	統計数理研究所第6回「日本人の国民性」調査結果から	56
資料	昭和54年度包括宗教法人等管理者研究協議会（京都会場）発題要 旨	57
	研究議題1 宗教法人の行う事業について（司会：中川平〈神社本 教庶務部長〉）	57
	発題1 宗教法人の行う公益事業—特に児童の教育・福祉事業につ いて—（信ヶ原良文〈浄土宗保育協会副理事長〉）	57
	発題2 営利事業を行う宗教法人の報告（宮城泰年〈本山修験宗総 本山聖護院執事長〉）	60
	研究協議2 包括法人の被包括法人に対する指導について（司会： 永尾隆徳〈天理教西陣大教会長〉）	62
	発題1 被包括法人規則の見直しについて（山本宜男〈京都府総務 部文教課宗教係長〉）	62
	発題2 被包括法人の指導について（水谷激道〈浄土宗総務局長〉）	63
文献紹介	（古賀和則，竹村牧男）	68
No. 49	（昭和55年1月発行）	
論説	宗教と社会生活（藤井正雄〈大正大学教授〉）	1
宗教界の動き	1 宗教界の動き（古賀和則，竹村牧男）	14
	2 宗教関係日誌—昭和54年7月～9月—	20
宗務報告	1 宗教法人の規則における目的規定の「業務」と「事業」につい て（渡辺蒔）	22
	2 宗教関係事務の概況	26
	3 会議	27
	4 人事	34
	5 都道府県宗務行政の現況	35
	三重県における宗務行政の現況（森忍〈三重県総務部学事文書課 主査〉）	35
	徳島県における宗教行政の現況（堀口良晴〈徳島県総務部総務課 主事〉）	36
資料	国会の審議から	39
宗教法人事務 コーナー	不活動法人の解散命令について（林重幸〈兵庫県総務部教育課課 長補佐〉）	53
〔報告〕	昭和54年度包括宗教法人等管理者研究協議会（東京会場）資料	76
	1 実施要項	76
	2 発題要旨	78
	研究協議1 被包括法人に対する包括法人の指導について（司会： 本間満〈黒住教東京支庁〉）	78

	発題 1 代表役員の法的理念 (木村照 (岐阜県神社庁参事))	78
	発題 2 被包括法人に対する包括法人の指導 (黒田関男 (円応教庶務部長))	80
	研究協議 2 宗教法人の社会的役割 (司会: 浜田進 (神社本庁教学部長))	82
	発題 1 現代社会における宗教的活動の意義 (梶原史朗 (日本聖公会管区事務所総主事司祭))	82
	発題 2 教団における組織機構 (山内舜雄 (曹洞宗教化研修所講師))	84
	3 事例紹介	85
	被包括法人の指導について (豊田英世 (日蓮宗庶務部長))	85
	被包括法人の指導について (相曾義弘 (パーフェクトリバティール教団総務部第三次長))	87
	都道府県の所轄庁から包括法人へ望むこと (佐藤誠 (埼玉県総務部学事課学事宗教法人係長))	91
	都道府県の所轄庁から包括法人へ望むこと (中村博介 (福岡県総務部総務課宗教係長))	93
[報告]	昭和 54 年度包括宗教法人等管理者研究協議会 (京都会場) 報告	96
	あいさつ (別府哲 (文化庁次長))	96
	あいさつ (庭野日敬 (日本宗教連盟理事長))	98
	あいさつ (林田悠紀夫 (京都府知事), 代理: 荒巻禎一 (副知事))	99
	あいさつ (鈴木日出年 (近畿宗教連盟理事長))	100
	開催趣旨説明 (安藤幸男 (文化庁文化部宗務課長))	102
	研究協議 1 宗教法人の行う事業について (司会: 中川平 (神社本教庶務部長))	103
	発題 1 宗教法人の行う公益事業一特に児童の教育・福祉事業について一 (信ヶ原良文 (浄土宗保育協会副理事))	103
	発題 2 営利事業を行う宗教法人の報告 (宮城泰年 (本山修験宗総本山聖護院執事長))	108
	研究協議 2 包括法人の被包括法人に対する指導について (司会: 永尾隆徳 (天理教西陣大教会長))	119
	発題 1 被包括法人規則の見直しについて (山本宜男 (京都府総務部文教課宗教係長))	119
	発題 2 被包括法人の指導について (宮川義孝 (浄土宗宗務総長))	123
	自由討議 (司会: 鈴木隆太郎 (日本宗教連盟事務局長))	137
調査統計	統計からみた我が国の宗教 (文化庁文化部宗務課)	150
文献紹介	(古賀和則, 竹村牧男)	158
No. 50	(昭和 55 年 3 月発行)	
論説	宗教運動の展開過程 (森岡清美 (成城大学教授))	1
	宗務行政の現状と展望 (安藤幸男 (宗務課長))	10
随想	『宗務時報』創刊の頃 (中城堅吉 (元宗務課長, 日本学校安全会監事))	16
座談会	戦後宗務行政の歩みを語る (出席者: 福田繁 (国立科学博物館長), 大塚喬清 (京都大学事務局長), 河和田唯賢 (報仏寺住職), 大田周夫 (女子美術大学教授), 近藤春文 (大妻女子大学教授), 中城堅吉 (日本学校安全会監事), 萬波教 (日本医師会嘱託), 高岡久勝 (奈良教育大学事務局長), 鈴木博司 (国立社会教育研修所所長), 佐伯信男 (社会教育官), 山本研一 (東京学芸大学	20

	事務局長), 司会: 安藤幸男 (宗務課長))	
資料	戦後宗務関係略年譜	45
宗教界の動き	1 宗教界の動き (古賀和則, 竹村牧男)	49
	2 宗教関係日誌—昭和 55 年 10 月~12 月—	57
宗務報告	1 昭和 55 年度宗務課関係予算 (案) 及び事業計画について (原秀栄 (宗務課庶務係長))	59
	2 宗務関係事務の概況	61
	3 人事	62
	4 昭和 54 年宗務行政事務の回顧	62
	5 都道府県宗務行政の現況	65
	佐賀県と宗教 (檜垣南治子 (佐賀県総務部総務学事課文教係主査))	65
	長野県における宗務行政の現況 (宮島洋子 (長野県総務部文書学事課主査))	67
連載	宗教法講座 (3) (渡辺蒔 (宗務課課長補佐))	70
文献紹介	(古賀和則, 竹村牧男)	86
資料	『宗務時報』 (No.1~No.50) 所載論説・報告等総目録	88
No. 51	(昭和 55 年 6 月発行)	
論説	宗教民俗学の研究動向 (桜井徳太郎 (駒澤大学教授))	1
宗教界の動き	1 宗教界の動き (古賀和則, 竹村牧男)	10
	2 宗教関係日誌—昭和 55 年 1 月~3 月—	17
[その他]	昭和 55 年度宗務課関係事業日程	18
宗務報告	1 宗務関係事務の概況	19
	2 会議	20
	3 人事	21
	4 都道府県宗務行政の現況	22
	東京都の宗教法人行政の概況 (綾部健吾 (東京都宗教法人係長))	22
	和歌山県における宗務行政の現況 (西岡容子 (和歌山県総務学事課主事))	23
随想	宗教法人運営をめぐる所感 (中野尹亮 (志波彦神社・鹽竈神社権宮司))	26
宗教法人実務コーナー	宗教法人の税務 (柳田孝一 (国税庁法人税課))	31
連載	宗教法講座 (4) (渡辺蒔 (宗務課課長補佐))	41
報告	昭和 54 年度包括宗教法人等管理者研究協議会 (東京会場) 報告	52
	あいさつ (犬丸直 (文化庁長官))	52
	あいさつ (庭野日敬 (日本宗教連盟理事長))	53
	開催趣旨説明 (安藤幸男 (文化庁文化部長宗務課長))	54
	研究協議 1 被包括法人に対する包括法人の指導 (司会: 本間満 (黒住教東京支庁))	56
	発題 1 代表役員の法的理念 (木村照 (岐阜県神社庁参事))	56
	発題 2 被包括法人に対する包括法人の指導 (黒田関男 (円応教庶務部長))	59
	研究協議 2 宗教法人の社会的役割 (司会: 浜田進 (神社本庁教学部長))	74
	発題 1 現代社会における宗教的活動の意義 (梶原史朗 (日本聖公会管区事務所総主事司祭))	74
	発題 2 教団における組織機構 (山内舜雄 (曹洞宗教化研修所講師))	78

	自由討議（司会：小笠原忍〈日本キリスト教連合会常任理事〉，瀬川和雄〈日本キリスト教連合会常任理事〉）	92
文献紹介	（古賀和則，竹村牧男）	103
その他	宗教法人事務主管課・担当者一覧	105
	昭和 55 年都道府県別宗教法人事務に関する事業の概要	109
No. 52	（昭和 55 年 11 月発行）	
論説	プロテスタント教会における教会行政の諸形態（熊澤義宣〈東京神学大学教授〉）	1
座談会	戦後宗教法人の歩みと宗務行政（井門富二夫〈筑波大学教授〉，河和田唯賢〈報仏寺住職〉，松野純孝〈鶴見大学教授〉，洗建〈駒澤大学助教授〉，阿部美哉〈東京農業大学客員教授〉）	14
宗教界の動き	1 宗教界の動き（古賀和則，竹村牧男）	39
	2 宗教関係日誌—昭和 55 年 4 月～6 月—	44
宗務報告	1 宗務関係事務の概況	47
	2 会議	48
	3 人事	48
	4 都道府県宗務行政の現況	49
	栃木県における宗務行政の現況（木村俊一〈栃木県総務部文書学事課主事〉）	49
	福井県の宗務行政事務の現況（石塚博英〈福井県総務部総務課法規係〉）	50
解説	民法等の一部改正について（原克己〈宗務課専門職員兼調査係長〉）	53
連載	宗教法講座（5）（渡辺蒔〈宗務課課長補佐〉）	60
宗教法人実務コーナー	宗教法人の事務の管理（小山謙三〈カトリック中央協議会法人顧問〉）	73
調査報告	「昭和 54 年度宗教法人の組織・事業等に関する調査」について—書面調査結果の概要—（原克己〈専門職員兼調査係長〉，古賀和則〈専門職員〉，竹村牧男〈専門職員〉）	90
資料	都道府県宗教団体連合会名簿（古賀和則，竹村牧男）	170
文献紹介		171
No. 53	（昭和 56 年 1 月発行）	
論説	信教の自由と宗教法人制度について（相沢久〈宗教法人審議会委員〉，上智大学教授）	1
宗教界の動き	1 宗教界の動き（古賀和則，竹村牧男）	12
	2 宗教関係日誌—昭和 55 年 7 月～9 月—	18
宗務報告	1 「宗教法人の組織・運営等に関する調査」について（原克己〈宗務課調査係長〉）	20
	2 宗務関係事務の概況	21
	3 会議	22
	4 人事	27
	5 都道府県宗務行政の現況	
	愛媛県における宗務行政の現況（栗上岳久〈愛媛県総務部地方課学事法人係〉）	28
	熊本県の宗務行政（千羽一樹〈熊本県文書文教課主事〉）	30
資料	「靖国神社問題」に関する質問に対する答弁書	32
	国務大臣の靖国神社参拝について—昭和 55 年 11 月 17 日政府統一見解—	36

事例報告	本山修験宗の再出発について（宮城泰年〈聖護院執事長，本山修験宗庶務部長〉）	37
連載	宗教法講座（6）（渡辺蒞〈宗務課課長補佐〉）	43
宗教学人実務 コーナー	宗教学人の登記（鈴木順政〈司法書士〉）	55
会議報告	昭和 55 年度包括宗教学人等管理者研究協議会（京都会場）報告	80
	あいさつ（別府哲〈文化庁次長〉）	80
	あいさつ（林田悠紀夫〈京都府知事〉，代理：荒巻禎一〈副知事〉）	82
	あいさつ（鱒淵正浩〈日本宗教連盟理事長〉）	83
	あいさつ（鈴木日出年〈近畿宗教連盟理事長〉）	84
	開催趣旨説明（安藤幸男〈文化庁文化庁宗務課長〉）	85
	研究協議 1 不活動宗教学人をめぐって（司会：谷口義昭〈天台真盛宗庶務部長〉）	87
	発題 1 不活動宗教学人の解散について（盛川光範〈高野山真言宗総務部長〉）	87
	発題 2 所轄庁から見た不活動宗教学人（大川秀二郎〈兵庫県総務部教育課宗務係長〉）	89
	研究協議 2 宗教学人の公益性について—地域社会との関連において—（司会：宮城泰年〈本山修験宗庶務部長〉）	103
	発題 1 地域社会における宗教学人の役割—神社の場合—（寺井種伯〈大阪府神社庁参与〉）	103
	発題 2 地域社会における宗教学人の役割—寺院の場合—（梶原重道〈浄土宗寺院調停委員会委員長〉）	107
	自由討論（司会：馬場道男〈日本宗教連盟事務局長〉）	119
	昭和 55 年度包括宗教学人等管理者研究協議会（京都会場）アンケート結果	128
文献紹介	（古賀和則，竹村牧男）	131
No. 54	（昭和 56 年 3 月発行）	
論説	宗教学人の管理運営の適正化（安藤幸男〈文化庁文化庁宗務課長〉）	1
講演	宗教団体と宗教学人（若原茂〈愛知学院大学法学部助教授〉）	5
調査報告	「昭和 54 年度宗教学人の組織・事業等に関する調査」結果の概要から—書面調査結果の分析—	
	宗教学人の組織と運営（洗建〈駒澤大学助教授〉）	17
	宗教学社会学の立場からみた宗教学人の組織と運営（森岡清美〈成城大学教授〉）	24
	宗教学人の組織に関する若干の法的考察（安武敏夫〈龍谷大学教授〉）	30
宗教界の動き	1 宗教界の動き（古賀和則，竹村牧男）	37
	2 宗教関係日誌—昭和 55 年 10 月～12 月—	42
宗務報告	1 昭和 56 年度宗務課関係予算（案）及び事業計画について	45
	2 宗務関係事務の概況	47
	3 人事	48
	4 宗教学人の事務所の変更	48
	5 昭和 55 年宗務行政事務の回顧	49
	6 第 15 期宗教学人審議会	51
連載	宗教法講座（7）（渡辺蒞〈宗務課課長補佐〉）	52
宗教学人実務 コーナー	宗教学人の会計（田代収〈公認会計士〉）	69

文献紹介	(古賀和則, 竹村牧男)	76
No. 55	(昭和 56 年 7 月発行)	
論説	宗教法人の社会的役割と責任 (森岡清美 (成城大学教授))	1
	日本人は宗教をどう考えているか (西平重喜 (統計数理研究所附属統計技術員養成所長))	7
宗教界の動き	1 宗教界の動き (古賀和則, 竹村牧男)	21
	2 宗教関係日誌—昭和 56 年 1 月～3 月—	29
裁決	宗教法人「本願寺」規則の変更の認証に係る審査請求に対する裁決について	31
宗務報告	1 宗務関係事務の概況	33
	2 会議	34
	3 人事	35
	4 宗教法人の事務所の変更	36
調査報告	宗務課調査報告への感想	37
	神社の組織と運営について (川井清敏 (前神社本庁秘書部長))	37
	宗教法人の組織, 運営について (吉田仁六 (教派神道連合会))	39
	仏教系宗教法人の組織と運営について (馬場道男 (全日本仏教会庶務部長))	40
	キリスト教系宗教法人の組織と運営について (小笠原忍 (日本キリスト教連合会常任委員))	41
	新日本宗教団体連合会 (略称・新宗連) 加盟の宗教法人の組織と運営について (鈴木隆太郎 (新日本宗教団体連合会事務局次長))	42
宗教法人実務コーナー	租税特別措置法第 40 条の適用と宗教法人の規則 (原克己 (宗務課認証係長))	44
連載	宗教法講座 (8) (渡辺蒔 (宗務課課長補佐))	50
報告	昭和 55 年度包括宗教法人等管理者研究協議会 (東京会場) 報告	71
	あいさつ (佐野文一郎 (文化庁長官))	71
	あいさつ (鱒淵正浩 (日本宗教連盟理事長))	73
	開催趣旨説明 (安藤幸男 (文化庁文化庁宗務課長))	74
	研究協議 1 宗教法人における法人意識の高揚について (司会: 鈴木隆太郎 (新日本宗教団体連合会事務局次長))	76
	発題 1 宗教教団と後継者育成について (濱田進 (神社本庁教学部長))	76
	発題 2 伝統的規範と宗教法人規則について (小山謙三 (カトリック中央協議会法人顧問))	81
	研究協議 2 宗教法人の管理について (司会: 宍野健之 (扶桑教参元))	96
	発題 1 被包括宗教法人に対する包括宗教法人の指導 (中井啓吾 (曹洞宗庶務課長))	96
	発題 2 宗教法人の財産管理について—とくに真言宗豊山派における共済制度を事例として— (杉本亮一 (真言宗豊山派財務課長))	101
	自由討議 (司会: 本間満 (黒住教東京支庁員))	114
文献紹介	(竹村牧男, 古賀和則)	120
その他	宗教法人事務主管課・担当者一覧	122
	昭和 56 年都道府県別宗教法人事務に関する事業の概要	128

No. 56	(昭和 56 年 10 月発行)	
宗教界の動き	1 宗教界の動き (古賀和則, 竹村牧男)	1
	2 宗教関係日誌—昭和 56 年 4 月～6 月—	8
宗務報告	1 宗務関係事務の概況	11
	2 会議	12
	3 宗教法人の名称変更	12
	4 人事	12
	5 宗教法人の事務所の変更	13
宗教法人実務 コーナー	6 昭和 57 年度宗教法人実務研修会, ブロック会議開催予定県 「宗教法人の管理運営に関する自己診断表」について	13 14
連載	宗教法講座 (9) (渡辺蒔 <宗務課課長補佐>)	19
調査報告	昭和 55 年度宗教法人の組織・運営等に関する調査—書面調査結果 の概要 (1) — (古賀和則, 竹村牧男)	38
報告	昭和 56 年度包括宗教法人等管理者研究協議会 (京都会場) 報告	72
	あいさつ (山中昌裕 <文化庁次長>)	72
	あいさつ (林田悠紀夫 <京都府知事>, 代理: 荒巻禎一 <副知事>)	74
	あいさつ (松村菅和 <日本宗教連盟理事長>)	76
	あいさつ (中川平 <近畿宗教連盟副理事長>)	78
	開催趣旨説明 (安藤幸男 <文化庁文化庁宗務課長>)	79
	研究協議 1 宗教法人の財務運営 (司会: 中川平 <神社本教副主管>)	82
	発題 1 宗教法人の財産処分等について (栃尾泰治郎 <神社本庁庶 務部長>)	82
	発題 2 被包括宗教法人の財務管理等についての指導の実情 (杜多 信雄 <天台宗財務部長>)	86
	研究協議 2 宗教法人における法人意識の普及・高揚について (司 会: 宮城泰年 <本山修験宗庶務部長>)	97
	発題 1 被包括宗教法人の新設に当たっての指導と承認基準 (川口 善教 <法華宗 <本門流>庶務部長>)	97
	発題 2 宗教法人意識の高揚について (長野悦司 <天理教教務部宗 教法人課長>)	99
	自由討議 (司会: 小笠原忍 <日本宗教連盟事務局長>)	113
文献紹介	(古賀和則, 竹村牧男)	124
No. 57	(昭和 57 年 1 月発行)	
座談会	宗教法人法施行 30 年の歩みを語る—宗教法人法 30 周年記念座談 会— (出席者: 篠田康雄 <神社本庁総長>, 芝原郷音 <浄土真宗 本願寺派築地本願寺輪番>, 松村菅和 <日本キリスト教連合会委 員長>, 久保正幡 <東京大学名誉教授>, 井門富二夫 <筑波大学 教授>, 司会: 安藤幸男 <文化庁宗務課長>)	1
論説	宗教法人制度と宗教法人の現状について (安武敏夫)	24
宗教界の動き	1 宗教界の動き (古賀和則, 竹村牧男)	34
	2 宗教関係日誌—昭和 56 年 7 月～9 月—	41
宗務報告	1 宗務関係事務の概況	43
	2 会議	44
	3 人事	45
	4 事務所の変更	45
資料	宗教法人「東京本願寺」規則の変更の認証に係る審査請求の裁決 について	46

	「法人税基本通達等の一部改正」について（国税庁）	49
事例紹介	我が宗教法人における監査制度について	52
	我が宗団における監査制度について（盛川光範〈高野山真言宗 総務部長〉）	52
	我が法人における監査制度について（中本仁一〈日本バプテス ト同盟総主事〉）	52
	我が法人における監査制度（瀬川和雄〈日本基督教団新生教会 代表役員〉）	54
宗教法人実務 コーナー	宗教法人の管理運営について—担当事件を通じて—（長谷川正浩 〈弁護士〉）	58
連載	宗教法講座（10）（渡辺蒔〈宗務課課長補佐〉）	64
調査報告	昭和 55 年度「宗教法人の組織・運営等に関する調査」（承前）— 書面調査結果の概要（2）—（竹村牧男）	87
文献紹介	（古賀和則）	95
No. 58	（昭和 57 年 3 月発行）	
論説	宗務行政の現状と展望（安藤幸男〈宗務課長〉）	1
宗教界の動き	1 宗教界の動き（古賀和則，竹村牧男）	6
	2 宗教関係日誌—昭和 56 年 10 月～12 月—	12
宗務報告	1 昭和 57 年度宗務課関係予算案及び事業計画について	14
	2 宗務関係事務の概況	16
	3 昭和 56 年宗務行政事務の回顧	17
	4 宗教法人審議会委員の異動	24
資料	宗教法人「真宗大谷派」規則の変更認証に係る異議申立てに対す る決定について	25
宗教法人実務 コーナー	宗教法人に対する収益事業課税の概要（堀之内健二〈国税庁法人 税課〉）	27
連載	宗教法講座（11）（渡辺蒔〈宗務課課長補佐〉）	40
調査報告	昭和 56 年度宗教法人の組織・運営等に関する調査—書面調査結果 の概要—（古賀和則，竹村牧男）	56
会議報告	昭和 56 年度包括宗教法人等管理者研究協議会（東京会場）報告	84
	あいさつ（佐野文一郎〈文化庁長官〉）	87
	あいさつ（松村菅和〈日本宗教連盟理事長〉）	88
	開催趣旨説明（安藤幸男〈文化庁文化部宗務課長〉）	90
	研究協議 1 包括宗教法人の監査制度について（司会：土橋勝夫〈神 社本庁共済部長〉）	95
	発題 1 宗教法人監査制度・今後の課題（宍野健之〈扶桑教教嗣〉）	95
	発題 2 日蓮宗における監査制度について（高桑正温〈日蓮宗企画 調整課長〉）	99
	研究協議 2 宗教法人の運営と規則について（司会：磯山福正〈全 日本仏教会庶務部長〉）	111
	発題 1 宗教法人の運営と規則について（小山謙三〈カトリック中 央協議会法人顧問〉）	111
	発題 2 宗教法人の公共性と規則について（小林永司〈妙智会教団 理事〉）	114
	自由討議（司会：松本昌親〈神社本庁秘書部長〉）	129
文献紹介	（古賀和則，竹村牧男）	137
No. 59	（昭和 57 年 7 月発行）	

対談	宗教法人の現状と課題 (1) —神社神道関係を中心に— (金子安平 〈群馬県神社庁長, 元宗教法人審議会委員〉, 桜井勝之進〈多賀 大社宮司, 宗教法人審議会委員〉, 安藤幸男〈文化庁文化部宗務 課長〉)	1
宗教界の動き	1 宗教界の動き (古賀和則, 竹村牧男)	19
	2 宗教関係日誌—昭和 57 年 1~3 月—	26
宗務報告	1 『宗教法人の管理運営の手引き』—第 1 集・宗教法人の規則の 刊行— (文化庁文化部宗務課)	28
	2 都道府県における認証事務処理の推移について (北迫フヂ子 〈宗務課調査係長〉)	30
	3 宗務関係事務の概況	32
	4 会議	33
	5 人事	34
資料	宗教法人「本願寺別院大通寺」規則変更の不認証に係る不服申立 てについて	35
報告	宗教法人の組織・運営の現状と課題	40
	1 神社の場合 (栃尾泰治郎〈神社本庁庶務部長〉)	40
	2 金光教の被包括法人について (藤原務正〈金光教東京布教セン ター次長〉)	42
	3 ある寺院の場合 (河和田唯賢〈報仏寺代表役員〉)	45
	4 キリスト教会の場合 (瀬川和錐〈日本基督教団新生教会代表役 員〉)	48
	5 新宗教の立場から (鈴木隆太郎〈新日本宗教団体連合会事務局 長〉)	52
事例紹介	我が宗教法人の教区制度について	55
	1 東京都神社庁の活動現況報告 (大野達夫〈東京都神社庁主事〉)	55
	2 真言宗智山派の教区制度について (堀井隆俊〈真言宗智山派総 務部長〉)	57
	3 本門佛立宗の教区制度について (吉井淳諦〈本門佛立宗宗制改 正委員会〉)	60
	4 立正佼成会の教区制度について (菅谷誠吾〈立正佼成会教会課 長〉)	62
	5 日本聖公会の教区業務について (成田邦雄〈日本聖公会神戸教 区主事〉)	64
	6 天理教の教区制度について (長野悦司〈天理教宗教法人課長〉)	66
解題	宗教調査とくに官庁調査の現状—『戦後における宗教調査の実情』 出版を回顧しつつ— (井門富二夫〈筑波大学教授〉)	70
連載	宗教法講座 (12) (渡辺菊〈宗務課課長補佐〉)	85
文献紹介	(古賀和則, 竹村牧男)	109
その他	宗教法人事務主管課・担当者一覧	111
	昭和 57 年都道府県別宗教法人事務に関する事業の概要	119
No. 60	(昭和 57 年 9 月発行)	
対談	宗教法人の現状と課題 (2) —伝統仏教関係を中心に— (阿部野竜 正〈高野山真言宗宗務総長〉, 藤岡義昭〈浄土真宗本願寺派総務, 元宗教法人審議会委員〉, 塩田義朗〈日蓮宗宗務総長, 宗教法人 審議会委員〉, 安藤幸雄〈文化庁宗務課長 (現長官官房庶務課 長)〉)	1
宗教界の動き	1 宗教界の動き (古賀和則, 竹村牧男)	25

	2 宗教関係日誌—昭和 57 年 4 月～6 月—	30
宗務報告	1 宗務関係事務の概況	33
	2 会議	34
	3 人事	34
	4 宗教法人の事務所の変更	35
	5 宗務課異動	35
資料	宗教法人「本願寺」規則の変更認証に係る審査請求に対する裁決について	36
連載	宗教法講座 (13) (渡辺 翫)	38
会議報告	昭和 57 年度包括宗教法人等管理者研究協議会 (京都会場) 報告	79
	あいさつ (北橋徹 (文化庁文化部長))	79
	あいさつ (林田悠紀夫 (京都府知事), 代理: 吉田弘正 (総務部長))	81
	あいさつ (坂田安儀 (日本宗教連盟理事長))	82
	あいさつ (小林忍戒 (近畿宗教連盟理事長))	84
	開催趣旨説明 (安藤幸男 (宗務課長))	85
	研究協議 1 被包括法人における責任役員会のあり方の指導について (司会: 中川平 (神社本教副主管))	89
	発題 1 被包括宗教法人の責任役員会の諸問題について (白鳥幸雄 (浄土真宗本願寺派法制専門主任))	89
	発題 2 被包括宗教法人の責任役員会の諸問題について (永尾隆徳 (天理教責任役員))	93
	研究協議 2 包括宗教法人における教区行政の課題について (司会: 小林弘侑 (真言宗御室派総務課長))	107
	発題 1 教区行政の諸問題について (舎野幸治 (金光教東近畿教務所次長))	107
	発題 2 教区行政の諸問題について (小口輝雄 (浄土宗総務局長))	110
	自由討議 (司会: 藤原務正 (日本宗教連盟事務局長))	127
	昭和 57 年度包括宗教法人等管理者研究協議会 京都会場アンケート結果について	136
資料	最近の宗教関係意識調査から	138
文献紹介	(古賀和則, 竹村牧男)	147
資料	『宗務時報』 (No.51～No.60) 所載論説・報告等総目録	150
No. 61	(昭和 58 年 1 月発行)	
講演	日本仏教の成立と展開 (井上光貞 (国立歴史民俗博物館長))	1
宗教界の動き	1 宗教界の動き (古賀和則, 竹村牧男)	17
	2 宗教関係日誌—昭和 57 年 7 月～9 月—	23
宗務報告	1 宗務関係事務の概要	25
	2 会議	26
	3 人事	27
	4 宗教法人の事務所の変更	28
	5 私立学校振興助成法の一部改正について	29
事例紹介	不活動宗教法人の処理事例よりみた若干の考察 (大川秀二郎 (兵庫県総務部教育課宗務係長))	30
論説	宗教法人の社会的役割について (田澤康三郎 (宗教法人審議会委員))	41
	青年と宗教 (雲藤義道 (武蔵野女子学院学院長))	53
座談会	包括宗教法人等管理者研究協議会の 10 回開催をふりかえって (松本昌親 (日本宗教連盟幹事, 神社本庁), 藤原務正 (日本宗教連	63

	盟幹事（事務局長），教派神道連合会），磯山福正（日本宗教連盟幹事，全日本仏教会），小笠原忍（日本宗教連盟幹事，日本キリスト教連合会），細谷浩一郎（日本宗教連盟幹事，新日本宗教団体連合会），中川平（近畿宗教連盟副理事長），山本宣男（京都府文教課課長補佐），古賀和則（文化庁宗務課専門職員），竹村牧男（文化庁宗務課専門職員）	
	包括宗教法人等管理者研究協議会実績一覧	88
資料	最近の宗教関係判例紹介（1）（渡辺隆）	90
No. 62	（昭和 58 年 3 月発行）	
対談	宗教法人の現状と課題（3）—キリスト教関係を中心として—（松村菅和（カトリック，カリタスジャパン理事長，宗教法人審議会委員），中本仁一（日本バプテスト同盟総主事，宗教法人審議会委員），大家重夫（文化庁文化庁宗務課長））	1
論説	宗教と家族（坂井信生（九州大学助教授））	29
宗教界の動き	1 宗教界の動き（古賀和則，竹村牧男）	38
	2 宗教関係日誌—昭和 57 年 10 月～12 月—	46
宗務報告	1 昭和 58 年度宗務課関係の予算案及び事業計画について	48
	2 宗務関係事務の概況	50
	3 昭和 57 年宗務行政事務の回顧	52
	4 宗教法人審議会委員の異動	60
資料	最近の宗教関係判例紹介（2）—昭和 48 年（1）—（賀須井昭平）	61
会議報告	昭和 57 年度包括宗教法人等管理者研究協議会（東京会場）報告	74
	あいさつ（佐野文一郎（文化庁長官））	74
	あいさつ（坂田安儀（日本宗教連盟理事長））	75
	開催趣旨説明（大家重夫（文化庁文化庁宗務課長））	77
	全体協議 1（司会者：小笠原忍（日本キリスト教連合会常任委員），助言者：金子安平（群馬県神社庁，元宗教法人審議会委員），鳥居慎誉（真言宗豊山派財務部長），安武敏夫（龍谷大学法学部長））	80
	発題 1 責任役員その他の役員の資格，任免，任期等について（今井香（東京都神社庁理事））	80
	発題 2 被包括法人における責任役員会，その他の機関の運営について（大山義信（曹洞宗福祉課長））	85
	発題 3 宗教法人における財務処理について（小林俊弘（解脱会内務局長））	89
	全体協議 2（司会者：小笠原忍（日本キリスト教連合会常任委員））	96
	第 1 分科会報告（藤原務正（日本宗教連盟事務局長））	96
	第 2 分科会報告（宮部公男（立正佼成会共済会常務理事））	98
	第 3 分科会報告（神野真一（全日本仏教会監事））	101
	アンケート結果について	107
	日程	110
文献紹介		112
No. 63	（昭和 58 年 7 月発行）	
宗務課 70 周年 特集	宗務課 70 周年記念のつどい	1
	あいさつ（福田繁（宗教法人審議会会長））	4
	あいさつ（庭野日敬（日本宗教連盟理事長））	7
	乾杯のあいさつ（有光次郎（日本芸術院長））	9

	宗務課 70 年のあゆみ (大家重夫 (宗務課長))	11
対談	宗団法人の現状と課題 (4) — 教派神道関係を中心として — (黒住宗晴 (黒住教教主, 宗団法人審議会委員), 坂田安儀 (禊教管長, 日本宗教連盟理事), 安田好三 (金光教教監, 元宗団法人審議会委員), 大家重夫 (文化庁文化部宗務課長))	14
論説	宗教法をめぐる諸問題 (谷口知平 (宗教学学会理事長))	40
宗教界の動き	1 宗教界の動き (古賀和則, 竹村牧男)	52
	2 宗教関係日誌—昭和 58 年 1 月～3 月—	60
宗務報告	1 『宗団法人の管理運営の手引』—第 2 集「宗団法人の事務」の刊行について—	62
	2 「任意解散の手続」を「解散の事由」として登記したものの取り扱いについて	64
	3 宗務関係事務の概要	67
	4 会議	68
	5 人事	70
宗団法人実務コーナー	宗団法人と源泉徴収 (春日清弘 (国税庁法人税課課長補佐))	71
資料	最近の宗教関係判例紹介 (3) — 昭和 48 年 (2) (承前) — (賀須井昭平)	82
文献紹介	(古賀和則)	98
資料	宗教関係定期刊行物一覧—昭和 58 年 5 月現在—	100
	宗団法人事務主管課, 担当者一覧	118
	昭和 58 年度都道府県宗団法人事務に関する事業の概要	124
No. 64	(昭和 58 年 10 月発行)	
対談	宗団法人の現状と課題 (5) — 新しい宗教運動を中心として — (田澤康三郎 (松緑神道大和山教主), 長沼基之 (立正佼成会理事長), 深田充啓 (円応教教主), 大家重夫 (宗務課長))	1
講演	現代社会と宗教—宗教の根本的機能をあらためて問う— (井門富二夫 (筑波大学教授))	18
宗教界の動き	1 宗教界の動き (古賀和則, 竹村牧男)	43
	2 宗教関係日誌—昭和 58 年 4 月～6 月—	50
宗務報告	1 宗務関係事務の概要	52
	2 会議	53
	3 人事	54
	4 宗団法人の事務所の変更	54
	5 第 16 期宗団法人審議会委員	55
資料	宗団法人「福德教会」規則の変更認証に係る審査請求に対する裁判について	56
宗団法人実務コーナー	我が法人 (教団) の財務運営—その特質と包括法人の被包括法人に対する指導の実情—	58
	1 神社本庁の財務運営 (嶋津正三 (熊野那智大社宮司))	58
	2 金光教の財務運営 (藤原務正 (金光教東京布教センター副所長))	65
	3 仏所護念会教団の財務運営 (関口孝 (仏所護念会教団渉外部長))	69
	4 日本バプテスト連盟の財務運営 (鈴木重義 (日本バプテスト連盟総務部長))	77
	5 真言宗智山派寺院の財務運営 (磯山福正 (全日本仏教会庶務部	85

	長，正福寺代表役員))	
資料	アメリカの宗教判例 (1) (S. O.)	91
	最近の宗教関係判例紹介 (4) —昭和 49 年 (1) — (原克己)	93
会議報告	昭和 58 年度包括宗教法人等管理者研究協議会 (京都会場) 報告	107
	あいさつ (浦山太郎 (文化庁次長))	107
	あいさつ (林田悠紀夫 (京都府知事), 代理: 荒巻禎一 (副知事))	109
	あいさつ (黒神直久 (日本宗教連盟理事長))	110
	あいさつ (小林忍戒 (近畿宗教連盟理事長))	112
	開催趣旨説明 (大家重夫 (文化庁文化庁宗務課長))	113
	発題要旨	116
	第 1 分科会発題要旨 (木村幹彦 (京都府神社庁理事))	116
	第 2 分科会発題要旨 (中野浩道 (臨濟宗妙心寺派財務部長))	121
	第 3 分科会発題要旨 (小野一郎 (京都キリスト教協議会会長, 日本基督教団平安教会牧師))	123
	全体協議 (司会: 中山平 (近畿宗教連盟副理事))	127
	第 1 分科会報告 (山上英夫 (京都府神社庁経理担当理事))	127
	第 2 分科会報告 (橋本玄進 (臨濟宗妙心寺派総務部長))	130
	第 3 分科会報告 (関本肇 (京都キリスト教協議会副会長))	131
	第 1 分科会助言者 (岡本信彦 (神社本庁財務部長))	134
	第 2 分科会助言者 (細川信元 (真宗大谷派総務・財務長))	135
	第 3 分科会助言者 (阿部光伸 (円応教監事, 新日本宗教団体連合会評議員))	136
	昭和 58 年度包括宗教法人等管理者研究協議会 (京都会場) アンケート結果について	140
	日程	144
No. 65	(昭和 59 年 1 月発行)	
座談会	終戦直後の宗務行政 (福田繁 (宗教法人審議会会長, 元文部事務次官), 渋川謙一 (神社本庁事務局長), 河和田唯賢 (報仏寺住職, 元宗務課専門員), 阿部美哉 (放送教育開発センター教授, 元宗務課専門職員), 大家重夫 (文化庁宗務課長))	1
資料	終戦直後宗教関係年表	37
講演	国家と宗教 (芦部信喜 (東京大学法学部教授))	47
宗教界の動き	1 宗教界の動き (古賀和則, 竹村牧男)	59
	2 宗教関係日誌—昭和 58 年 7 月~9 月—	66
宗務報告	1 宗教法人法の一部改正	68
	2 宗教関係事務の概要	68
	3 宗教法人の解散	70
	4 宗教法人の名称変更	70
	5 人事	70
統計	宗教法人・教師・信者数の現況	71
資料	アメリカの宗教判例 (2)	73
	最近の宗教関係判例紹介 (5) —昭和 49 年 (2) —	75
文献紹介		95
No. 66	(昭和 59 年 3 月発行)	
座談会	現代宗教の諸相 (出席者: 川又志郎 (フェリス女学院短期大学教授), 藪田稔 (國學院大學教授), 藤井正雄 (大正大学教授), 松本滋 (聖心女子大学教授), 司会: 古賀和則 (宗務課専門職員),	1

	竹村牧男〈宗務課専門職員〉	
宗教界の動き	1 宗教界の動き（古賀和則，竹村牧男）	42
	2 宗教関係日誌—昭和 58 年 10 月～12 月—	48
宗務報告	1 昭和 59 年度宗務課関係の予算案及び事業計画について	51
	2 宗務関係事務の概要	53
	3 昭和 58 年宗務行政事務の回顧	55
	4 宗教法人審議会委員の異動	66
報告	宗教法人課税の動きについて（文化庁文化部宗務課）	67
判例	宗教法人「本願寺」（東本願寺）規則変更認証取消請求事件の判決について（文化庁文化部宗務課）	70
資料	アメリカの宗教判例（3）（S. O.）	85
	最近の宗教関係判例紹介（7）（渡辺隆）	87
会議報告	昭和 58 年度包括宗教法人等管理者研究協議会（東京会場）報告	104
	あいさつ（鈴木勲〈文化庁長官〉）	104
	あいさつ（黒神直久〈日本宗教連盟理事長〉）	106
	開催趣旨説明（大家重夫〈文化庁文化部宗務課長〉）	108
	全体協議 1 包括宗教法人の事務（司会：神原佑司〈日本宗教連盟事務局長〉）	110
	発題 1 包括宗教法人の意思決定のしくみと課題について（藤波勝正〈基督兄弟団総務部長〉）	110
	発題 2 包括宗教法人の事務執行の実務と課題について（岡本智光〈真言宗豊山派庶務課長〉）	116
	発題 3 包括宗教法人の監査制度とその課題について（天谷忠央〈立正佼成会企画室課長〉）	122
	全体協議 2 包括宗教法人の事務（司会：神原佑司〈日本宗教連盟事務局長〉）	126
	第 1 分科会報告（生田茂夫〈新日本宗教連合会〉）	126
	第 2 分科会報告（安田晃昌〈神道修成派社会部長〉）	129
	第 3 分科会報告（豊田英世〈全日本仏教会総務局長〉）	131
	討議	134
	昭和 58 年度包括宗教法人等管理者研究協議会（東京会場）アンケート報告	144
文献紹介	（古賀和則，竹村牧男）	148
No. 67	（昭和 59 年 7 月発行）	
論説	寺院の歴史と機能（中尾堯〈立正大学教授〉）	1
宗教界の動き	1 宗教界の動き—昭和 59 年 1 月～3 月—（古賀和則，松田慎也）	8
	2 宗教関係日誌—昭和 59 年 1 月～3 月—	14
〔その他〕	『宗教法人の財務（改訂版）』（宗教法人の管理運営の手引・第 3 集）の刊行について	16
調査報告	宗教法人の行う事業の概要—宗教法人の組織・運営に関する調査から—（古賀和則〈宗務課専門職員〉，協力：石井研士〈東京大学大学院博士課程宗教学専攻〉）	18
報告	「神道指令」の執筆者バンス博士に聞く（阿部美哉〈放送教育センター教授〉）	47
外国事情報告	アメリカの宗教団体に関する課税制度—法人格制度の検討を含めて—（石村耕治〈帝京大学法学部講師〉）	57
行政実例	宗教法人の被包括関係廃止に関し偽造した認証書によりなされた登記が登記官職権により抹消された例（的場功巳〈滋賀県総務	79

	部総務課専門員（兼）文教係長）	
判例	宗教関係判例紹介（7）—昭和51年（1）—（賀須井昭平）	87
宗務報告	1 宗教法人関係事務の概要	100
	2 会議	101
	3 昭和59年度都道府県宗教法人事務に関する事業の概要	102
	4 文部大臣所轄宗教法人の代表役員の変動	107
資料	宗教法人の出版物	108
	宗教法人事務主管課・担当者一覧	123
No. 68	（昭和59年12月発行）	
論説	神社の歴史と機能（真弓常忠〈皇学館大学教授〉）	1
会議報告	昭和59年度包括宗教法人等管理者研究協議会（京都会場）報告	10
	あいさつ（十文字孝夫〈文化庁文化部長〉）	10
	あいさつ（林田悠紀夫〈京都府知事〉，代理：荒巻禎一〈副知事〉）	12
	あいさつ（亀谷荘司〈日本宗教連盟理事長〉）	13
	あいさつ（小林忍戒〈近畿宗教連盟理事長〉）	15
	講演（要旨） 宗教法人の運営について（福田繁〈宗教法人審議会会長〉）	16
	研究協議（司会：宮城泰年〈近畿宗教連盟常務理事〉）	22
	発題1 神社の財産管理指導について（飯尾直樹〈神社本庁庶務部主任主事〉）	23
	発題2 被包括宗教法人における財務運営の課題と包括法人の指導（清雲栄玄〈真言宗智山派会計監査員〉）	28
	発題3 被包括法人における財務運営の課題と包括法人の指導（田子憲正〈円心教教務部長〉）	33
	自由討議（司会：宮城泰年〈近畿宗教連盟常務理事〉，助言者：伊藤治雄〈宗教法人審議会委員，前曹洞宗宗務総長〉，安田好三〈元宗教法人審議会委員，金光教前教監〉）	43
	日程	54
	昭和59年度包括宗教法人等管理者研究協議会（京都会場）アンケート結果について	55
宗教界の動き	1 宗教界の動き—昭和59年4月～9月—（古賀和則，松田慎也）	59
	2 宗教関係日誌—昭和59年4月～9月—	67
判例	宗教関係判例紹介（8）—昭和51年（2）—（賀須井昭平）	71
宗務報告	1 宗教法人関係事務の概要	81
	2 会議	83
	3 人事	84
	4 文部大臣所轄宗教法人の事務所の変更（古賀和則，松田慎也）	84
文献紹介		86
No. 69	（昭和60年3月発行）	
論説	いわゆる宗教回帰現象について（森岡清美〈成城大学教授〉）	1
会議報告	昭和59年度包括宗教法人等管理者研究協議会（東京会場）報告	11
	あいさつ（鈴木勲〈文化庁長官〉）	11
	あいさつ（庭野日敬〈日本宗教連盟理事長〉）	13
	全体協議 1 被包括宗教法人における財務運営に対する包括宗教法人の指導（司会：鈴木隆太郎〈新日本宗教団体連合会事務局長〉）	11
	発題1 会計事務処理（高桑正温〈日蓮宗総合企画部企画調整課	15

	長))	
	発題 2 財産の管理と処分 (生沼忠 (セブンスデー・アドベンチスト教団会計))	18
	発題 3 公益事業以外の事業 (大野達夫 (東京都神社庁参事補))	22
	全体協議 2 (司会: 鈴木隆太郎 (新日本宗教団体連合会事務局長))	32
	第 1 分科会報告 (小島英治 (神社本庁財務部主任主事))	32
	第 2 分科会報告 (猪飼聖紀 (禊教広報部長))	34
	第 3 分科会報告 (佐藤丈史 (浜田山キリスト教会))	37
	日程	48
	昭和 59 年度包括宗教法人等管理者研究協議会 (東京会場) アンケート結果について	50
宗教界の動き	1 宗教界の動き—昭和 59 年 10 月~12 月— (古賀和則, 松田慎也)	54
	2 宗教関係日誌—昭和 59 年 10 月~12 月—	60
判例	宗教法人「真宗大谷派」規則変更認証取消請求事件の判決について	63
	宗教関係判例紹介 (9) —昭和 52 年— (木村光夫)	78
宗務報告	1 昭和 60 年度宗務課関係の予算案及び事業計画について	90
	2 宗教法人関係事務の概要	92
	3 昭和 59 年宗務行政事務の回顧	94
	4 宗教法人審議会委員の異動	104
No. 70	(昭和 60 年 7 月発行)	
論説	「日本人の宗教」論の動向 (柳川啓一 (東京大学教授))	1
宗教界の動き	1 宗教界の動き—昭和 60 年 1 月~3 月— (古賀和則, 松田慎也)	10
	2 宗教関係日誌—昭和 60 年 1 月~3 月—	15
宗教情報	最近の宗教意識調査から (古賀和則)	18
	現代日本の宗教地図 (松田慎也)	30
行政資料	「靈法宗」規則不認証処分に係る審査請求に対する裁決について	42
	昭和 60 年度宗教法人関係税制改正について	45
判例	宗教関係判例紹介 (10) —昭和 53 年— (大島有史)	48
宗務報告	1 宗教法人関係事務の概要	57
	2 会議	59
	3 昭和 60 年度都道府県宗教法人事務に関する事業の概要	60
	4 第 17 期宗教法人審議会委員	64
文献紹介	(古賀和則, 松田慎也)	65
資料	宗教法人事務主管課・担当者一覧	67
	『宗務時報』 (No.61~No.70) 所載論説・報告等総目録	73
No. 71	(昭和 61 年 1 月発行)	
論説	国際宗教学宗教史学会の動向 (田丸徳善 (東京大学教授))	1
会議報告	昭和 60 年度包括宗教法人等管理者研究協議会 (京都会場) 報告	11
	あいさつ (加戸守行 (文化庁次長))	11
	あいさつ (福田繁 (宗教法人審議会会長))	13
	あいさつ (林田悠紀夫 (京都府知事), 代理: 植田穂積 (副知事))	15
	あいさつ (阿部慶昭 (日本宗教連盟理事長))	16
	あいさつ (鈴木日出年 (近畿宗教連盟理事長))	17
	講演 宗教法人 (被包括法人) の現状と課題 (安武敏夫 (龍谷大学教授))	18

	研究協議 宗教法人の活性化と不活動法人の対策（司会：植村彰 〈近畿宗教連盟副理事長〉）	29
	発題 1 被包括宗教法人の活動状況の把握（二株明生〈臨済宗妙 心寺派総務課長〉）	29
	発題 2 被包括宗教法人の活性化の対策（山上英夫〈京都府神社 庁，貴船神社宮司〉）	33
	発題 3 不活動宗教法人の対策（池月孝文〈天台宗参務・庶務部 長〉）	36
	助言（助言者：桜井勝之進〈神社本庁副総長，宗教法人審議会委 員〉，黒住宗晴〈黒住教教主，宗教法人審議会委員〉，阿倍野竜 正〈前高野山真言宗宗務総長〉）	40
	自由討議	44
	日程	53
	昭和 60 年度包括宗教法人等管理者研究協議会（京都会場）アンケ ート結果について	54
宗教界の動き	1 宗教界の動き—昭和 60 年 4 月～9 月—（古賀和則，松田愼也）	57
	2 宗教関係日誌—昭和 60 年 4 月～9 月—	63
判例	宗教法人「真宗大谷派」規則変更認証取消請求事件の控訴審判決 について	67
	宗教関係判例紹介（11）—昭和 53 年（2）—（大島有史）	75
宗務報告	1 宗教法人関係事務の概要	88
	2 会議	91
	3 宗務課異動	91
文献紹介	（古賀和則，松田愼也）	92
No. 72	（昭和 61 年 4 月発行）	
論説	現代中国の宗教事情（鎌田茂雄〈東京大学教授〉）	2
講演	日本人の宗教意識（山折哲雄〈国立歴史民俗博物館教授〉）	12
会議報告	昭和 60 年度包括宗教法人等管理者研究協議会（東京会場）報告	22
	あいさつ（三浦朱門〈文化庁長官〉）	22
	あいさつ（亀谷荘司〈日本宗教連盟理事〉）	24
	開催趣旨説明（高橋一之〈文化庁文化庁宗務課長〉）	26
	全体協議 1（司会：川島宏之〈日本宗教連盟事務局長〉）	28
	発題 1 公益事業について（山根清志〈金光教総務部長〉）	28
	発題 2 収益事業について（川井匡俊〈浄土宗財務局長〉）	32
	発題 3 その他の社会活動について（布施浩志〈立正佼成会渉外部 長〉）	35
	助言（中本仁一〈宗教法人審議会委員〉，田澤康三郎〈前宗教法人 審議会委員〉，佐藤進〈日本女子大学文学部長〉）	40
	全体協議 2（司会：川島宏之〈日本宗教連盟事務局長〉）	47
	第 1 分科会報告（斉藤彰男〈大宮八幡権宮司〉）	47
	第 2 分科会報告（斎藤謙次〈新日本宗教団体連合会事務局員〉）	49
	第 3 分科会報告（佐藤丈史〈浜田山キリスト教会〉）	50
	日程	63
	昭和 60 年度包括宗教法人等管理者研究協議会（東京会場）の実績 及びアンケート結果について（古賀和則）	65
宗教界の動き	1 宗教界の動き—昭和 60 年 10 月～12 月—（松田愼也，古賀和 則）	68
	2 宗教関係日誌—昭和 60 年 10 月～12 月—	73

判例	宗教関係判例紹介 (12) —昭和 54 年— (原克己)	77
宗務報告	1 昭和 61 年度宗務課関係の予算案及び事業計画について	84
	2 宗教法人関係事務の概要	86
	3 昭和 60 年宗務行政事務の回顧	88
	4 宗教法人審議会委員の異動	99
	5 宗務課異動	99
No. 73	(昭和 61 年 8 月発行)	
論説	戦後新宗教の変容と新新宗教の台頭 (西山茂〈東洋大学社会学部助教授〉)	1
宗教界の動き	1 宗教界の動き—昭和 61 年 1 月～3 月— (古賀和則, 松田慎也)	13
	2 宗教関係日誌—昭和 61 年 1 月～3 月—	19
行政資料	宗教法人「本願寺別院大通寺」・宗教法人「本願寺別院」の規則の変更認証処分に係る審査請求について	22
判例	大阪地蔵像違憲請求事件 大阪地裁判決	25
	日曜日授業欠席処分取消等請求事件 東京地裁判決	49
	宗教関係判例紹介 (13) —昭和 55 年— (木村光夫)	75
宗務報告	1 宗教法人事務の概要	86
	2 会議	89
資料	宗教法人事務主管課・担当者一覧	93
文献紹介	(古賀和則, 松田慎也)	99
文化庁コーナー	1 文化庁異動	101
	2 国民文化祭の開催と作品募集について (国民文化祭担当官室)	102
No. 74	(昭和 62 年 2 月発行)	
論説	日本宗教の特質 (中村元〈東京大学名誉教授〉)	1
講演	物質時代から生命時代へ—宗教への期待— (渡辺格〈慶應義塾大学名誉教授, 日本学術会議会員〉)	10
会議報告	昭和 61 年度包括宗教法人等管理者研究協議会 (京都会場) 報告	20
	開会挨拶 (長谷川正明〈文化庁文化庁宗務課長〉)	20
	開会挨拶 (荒巻禎一〈京都府知事〉, 代理: 植田穂積〈副知事〉)	22
	開会挨拶 (鈴木日出中〈近畿宗教連盟理事長〉)	23
	開催趣旨説明 (長谷川正明〈文化庁文化庁宗務課長〉)	24
	研究協議 1 (司会: 中川平〈近畿宗教連盟副理事長〉)	27
	発題 1 宗教法人の規則について (小椋章夫〈大阪府企画部教育課宗教学事係主事〉)	27
	発題 2 宗教法人の事務について (河合孝志〈愛知県総務部私学振興室主任文化専門員〉)	31
	研究協議 2 (司会: 中川平〈近畿宗教連盟副理事長〉)	42
	発題 3 宗教法人の財務について (西島保治〈東京都総務局行政部指導課宗教法人担当主査〉)	43
	発題 4 宗教法人の事業について (片桐卓朗〈岐阜県総務部総務課法令係〉)	47
	発題 5 不活動宗教法人について (里見俊実〈兵庫県総務部教育課宗務係長〉)	51
	発題 6 被包括関係について (大島有史〈文化庁宗務課課長補佐〉)	54
	日程	61

	昭和 61 年度包括宗教法人等管理者研究協議会（京都会場）アンケート結果の概要	63
宗教界の動き	1 宗教界の動き—昭和 61 年 4 月～9 月—（古賀和則，松田慎也）	67
	2 宗教関係日誌—昭和 61 年 4 月～9 月—	73
行政資料	宗教法人「妙巖寺」の規則の変更認証処分に係る審査請求について	77
	宗教法人「真宗大谷派名古屋別院」の規則の変更認証処分に係る審査請求について	80
	宗教法人「福因寺」の規則の変更不認証処分に係る審査請求について	84
判例	宗教関係判例（14）—昭和 56 年—（西影憲二）	88
資料	都道府県における宗教団体連合会	96
宗務報告	1 宗教法人事務の概要	114
	2 会議	117
文化庁コーナー	文化庁異動	119
	—	
No. 75	（昭和 62 年 5 月発行）	
随想	宗教法人の現状と課題	1
	宗教法人の課題（福田繁〈前宗教法人審議会会長〉）	1
	宗教法人の現状と課題（亀谷荘司〈前日本宗教連盟理事長〉）	4
会議報告	昭和 61 年度包括宗教法人等管理者研究協議会（東京会場）報告	6
	開会挨拶（大崎仁〈文化庁長官〉）	6
	開会挨拶（亀谷荘司〈日本宗教連盟理事長〉）	7
	開催趣旨説明（長谷川正明〈文化庁文化部宗務課長〉）	9
	全体協議 1（司会：小笠原忍〈日本宗教連盟事務局長〉）	11
	発題 1 代表権のあり方（出居茂〈修養団捧誠会副総裁〉）	11
	発題 2 運営組織のあり方（長谷川正浩〈全日本仏教会顧問弁護士〉）	15
	発題 3 信者組織のあり方（杉本澄磨〈東京都神社庁参事〉）	19
	全体協議 2（司会：小笠原忍〈日本宗教連盟事務局長〉）	27
	第 1 分科会報告（栗田行雄〈実行教総務〉）	27
	第 2 分科会報告（児玉悦寛〈基督聖協団総務部長〉）	29
	第 3 分科会報告（斎藤謙次〈新日本宗教団体連合会事務局員〉）	30
	閉会挨拶（前畑安宏〈文化庁文化部長〉）	41
	日程	43
	昭和 61 年度包括宗教法人等管理者研究協議会（東京会場）アンケート結果について	45
宗教界の動き	1 宗教界の動き—昭和 61 年 10 月～12 月—（古賀和則，松田慎也）	49
	2 宗教関係日誌—昭和 61 年 10 月～12 月—	56
判例	1 「岩手玉ぐし料」訴訟・「岩手靖国公式参拝」訴訟 盛岡地裁判決	59
	2 宗教関係判例紹介—昭和 57 年—（大島有史）	86
都道府県における宗教行政の現状と課題	1 北海道における宗務行政の実情（相川敦〈北海道総務部学事課〉）	97
	2 三重県の宗務行政事務の概要（木戸博〈三重県総務部学事文書	98

	課))	
宗務報告	1 昭和 62 年度宗務課関係の予算及び事業計画について	101
	1 宗教法人関係事務の概要	103
	3 昭和 61 年宗務行政事務の回顧	105
	4 第 18 期宗教法人審議会委員	119
	5 宗務課異動	119
No. 76	(昭和 62 年 7 月発行)	
論説	ホスピス運動—その思想と歴史— (柏木哲夫 (淀川キリスト教病院副院長・ホスピス長))	1
実践実例	聖隷ホスピスにおける実践の中から (佃和男 (聖隷三方原病院チャプレン, 遠州キリストの家牧師))	7
	聖母病院のターミナルケア (寺本松野 (聖母病院看護教育婦長))	12
	四天王寺悲田院—地域とともに— (坂本徳雄 (四天王寺悲田院院長))	16
宗教界の動き	1 宗教界の動き—昭和 62 年 1 月～3 月— (古賀和則, 松田慎也)	21
	2 宗教関係日誌—昭和 62 年 1 月～3 月—	27
判例	1 宗教法人「本願寺別院」及び宗教法人「本願寺別院大通寺」の規則変更に係る行政事件訴訟 大津地裁判決	29
	2 宗教法人「福德教会」の規則変更に係る行政事件訴訟 横浜地裁判決	37
	3 宗教法人「本願寺」の規則変更に係る行政事件訴訟 最高裁判決	45
	4 宗教関係判例紹介—昭和 58 年— (木村光夫)	75
都道府県における宗教行政の現状と課題	1 青森県における宗務行政の現状と課題 (田中真紀子 (青森県総務部文書課))	87
	2 滋賀県における宗務行政の現状と課題 (大谷雅代 (滋賀県総務部総務課))	89
資料	宗教法人事務主管課・担当者一覧	91
宗務報告	1 宗教法人事務の概要	97
	2 昭和 62 年度都道府県宗教法人事務に関する事業の概要	100
	3 宗務課異動	104
No. 77	(昭和 63 年 3 月発行)	
論説	現代日本における家族変動と宗教 (孝本貢 (明治大学教授))	1
特別講演	日本の宗教について—神道と仏教— (梅原猛 (国際日本文化研究センター所長))	11
講演	文化行政としての宗務行政 (根本昭 (文化庁文化部宗務課長))	24
調査報告	宗教教団のメディア利用の概況—「宗教放送等の実状」調査報告— (文化庁文化部宗務課)	34
会議報告	昭和 62 年度包括宗教法人等管理者研究協議会 (京都会場) 報告	55
	1 開会挨拶 (横瀬庄次 (文化庁次長))	55
	開会挨拶 (荒巻禎一 (京都府知事), 代理: 草木慶治 (副知事))	57
	開会挨拶 (広瀬静水 (日本宗教連盟理事長))	58
	開会挨拶 (鈴木日出年 (近畿宗教連盟理事長))	60
	2 シンポジウム 包括宗教法人等管理者研究協議会の回顧と展望 (パネラー: 出口真人 (日本宗教連盟事務局長), 中川平 (近	61

	畿宗教連盟副理事長), 安武敏夫 (龍谷大学教授), 平野照夫 (大阪府企画部教育課宗教学事係長, 現大阪府生活文化部私学課宗教学事係長), 司会: 根木昭 (文化庁文化部宗務課長))	
	3 参考資料日程	71
	昭和 62 年度包括宗教法人等管理者研究協議会 (京都会場) アンケート結果の概要	72
宗教界の動き	1 宗教界の動き—昭和 62 年 4 月~9 月—	77
	2 宗教関係日誌—昭和 62 年 4 月~9 月—	84
行政資料	宗教法人「福井別院本瑞寺」の規則変更認証処分に係る審査請求について	88
判例	1 箕面忠魂碑慰霊祭訴訟事件 大阪高裁判決 (昭和 62 年 7 月 16 日) 骨子	91
	2 宗教法人「真宗大谷派」規則変更認証取消請求事件の最高裁判決 (昭和 62 年 11 月 12 日)	96
	3 宗教関係判例紹介—昭和 59 年— (森澤良水)	101
都道府県における宗教行政の現状と課題	1 岩手県における宗務行政の現状と課題 (松岡博 (岩手県総務部総務学事課))	110
	2 奈良県における宗務行政の現状と課題 (川田純央 (奈良県総務部文書学事課))	111
宗務報告	宗教法人事務の概要	114
	1 最近の都道府県知事所轄宗教法人規則認証事務処理状況 (昭和 62 年 4 月~9 月)	114
	2 文部大臣所轄宗教法人の設立	119
	3 文部大臣所轄宗教法人の事務所の変更	119
	4 文部大臣所轄宗教法人の名称の変更	119
	5 文部大臣所轄宗教法人の合併	120
	6 文部大臣所轄宗教法人の代表役員の変更	121
	7 第 18 期宗教法人審議会員の異動	122
	8 会議	122
文化庁コーナー	文化庁異動	123
	—	
No. 78	(昭和 63 年 7 月発行)	
論説	自分史のなかの宗教 (鈴木廣 (九州大学教授))	1
講演	日本における教団組織の諸類型 (森岡清美 (成城大学教授))	10
会議報告	昭和 62 年度包括宗教法人等管理者研究協議会 (東京会場) 報告	22
	開会挨拶 (大崎仁 (文化庁長官))	22
	開会挨拶 (広瀬静水 (日本宗教連盟理事長))	22
	開催趣旨説明 (根木昭 (文化庁文化部宗務課長))	26
	発言要旨	29
	第 1 分科会 一般被包括宗教団体の取扱いについて (末安大孝 (神社本庁庶務部長))	29
	第 2 分科会 教区の取扱いについて (松倉治 (日本バプテスト連盟常務理事))	31
	第 3 分科会 本山等の取扱いについて—高野山真言宗の場合— (寿山良知 (高野山真言宗総務部長))	35
	全体協議 (司会: 出口真人 (日本宗教連盟事務局長))	38

	第1分科会報告（松原通雄〈立正佼成会渉外課〉）	38
	第2分科会報告（飯尾直樹〈神社本庁庶務部主任〉）	39
	第3分科会報告（三枝良充〈カトリック中央協議会〉）	41
	閉会挨拶（根本昭〈文化庁文化部宗務課長〉）	53
	参考資料1 日程	54
	参考資料2 昭和62年度包括宗教法人等管理者研究協議会（東京会場）アンケート結果について	56
	参考資料3 包括宗教法人等管理者研究協議会実績一覧	59
トピックス	宗教法人をめぐる最近の諸状況について（根本昭〈文化庁文化部宗務課長〉）	63
宗教界の動き	1 宗教界の動き—昭和62年10月～12月—（古賀和則）	66
	2 宗教関係日誌—昭和62年10月～12月—	71
判例	宗教関係判例紹介—昭和60年—（木村光夫）	74
都道府県における宗教行政の現状と課題	1 秋田県における宗務行政の現状と課題（松淵秀次〈秋田県総務部文書広報課〉）	80
	2 和歌山県における宗務行政の現状と課題（西岡俊雄〈和歌山県総務部総務学事課〉）	82
宗務報告	1 昭和63年度宗務課関係の予算及び事業計画について	84
	2 宗教法人関係事務の概要	86
	3 昭和62年宗務行政事務の回顧	90
	4 第18期宗教法人審議会委員	106
	5 昭和63年度宗教法人事務に関する事業の概要	107
	6 宗務課異動	111
	7 文化庁異動	111
No. 79	（昭和63年12月発行）	
論説	検証 GHQの宗教政策（福田繁〈日本育英会会長〉）	1
	生命倫理をめぐる（島田裕巳〈放送教育開発センター助教授〉）	25
講演	宗教法人法の制度的特徴（根本昭〈文化庁文化部宗務課長〉）	35
トピックス	“宗務管理論”の提唱（根本昭〈文化庁文化部宗務課長〉）	42
宗教界の動き	1 宗教界の動き—昭和63年1月～3月—	44
	2 宗教関係日誌—昭和63年1月～3月—	49
行政資料	1 宗教法人「真宗大谷派」と宗教法人「本願寺」との合併認証処分に係る異議申立てについて	53
	2 宗教法人に関する認証事務等の取扱いについて（通達）	55
判例	1 自衛官合祀違憲訴訟 最高裁大法廷判決（昭和63年6月1日）	56
	2 宗教法人「本願寺別院」及び宗教法人「本願寺別院大通寺」の規則変更認証処分取消請求訴訟の大阪高裁判決（昭和63年8月31日）	81
	3 宗教法人「福因寺」の規則変更不認証処分取消請求訴訟の天津地裁判決（昭和63年9月19日）	86
	4 宗教関係判例紹介—昭和61年—（森澤良水）	92
都道府県における宗教行政の現状と課題	1 兵庫県における宗務行政の現状と課題（福井仁志〈兵庫県総務部教育課〉）	100
	2 福島県における宗務行政の現状と課題（井戸田英典〈福島県総	102

	務部文書学事課))	
書評	1 林知己夫『日本人の心をはかる』(石井研士)	105
	2 道元禅師全集『永平広録』(河野訓)	105
資料	宗教法人事務主管課・担当者一覧	107
	1 文化庁文化部宗務課	107
	2 都道府県	108
宗務報告	宗教法人事務の概要	113
	1 最近の都道府県知事所轄宗教法人規則認証事務処理状況(昭和63年1月~3月)	113
	2 文部大臣所轄宗教法人の代表役員の変更	117
	3 文部大臣所轄宗教法人の解散	117
	4 文部大臣所轄から都道府県知事所轄に変更の包括宗教法人	117
	5 文部大臣所轄宗教法人の事務所所在地の変更	118
	6 会議	119
No. 80	(平成元年3月発行)	
論説	墓地問題の現状と将来(藤井正雄(大正大学教授))	1
トピックス	宗教法人と消費税	11
会議報告	昭和63年度包括宗教法人等管理者研究協議会(大阪会場)報告	15
	1 開会挨拶(横瀬庄次(文化庁次長),代読:宗務課長)	15
	開会挨拶(茶谷幸一(近畿宗教連盟副理事長))	17
	2 パネルディスカッション1 宗教法人をめぐる諸問題について(司会:根木昭(文化庁文化部宗務課長),フロアインタビュアー:大谷雅代(滋賀県総務部))	18
	サブテーマ1 宗教法人の税制をめぐる諸問題について(長谷川正浩(全日本仏教会顧問弁護士))	18
	サブテーマ2 宗教法人設立と認証をめぐる諸問題(神山完治(岡山県総務部総務学事課))	24
	サブテーマ3 宗教法人の社会的評価(竹川俊治(大阪府宗教連盟,天理教飾大分教会))	26
	2 パネルディスカッション2 宗教法人の社会的責任と意義(司会:根木昭(文化庁文化部宗務課長),フロアインタビュアー:大谷雅代(滋賀県総務部))	34
	サブテーマ1 宗教法人の社会的意義(関ワカコ(聖母訪問会舞鶴修道会シスター))	34
	サブテーマ2 宗教法人に期待するもの(西田武(財団法人懺悔奉仕光泉林理事長))	36
	サブテーマ3 宗教法人の社会的責任(大村英昭(大阪大学教授))	41
	全体協議	51
	3 参考資料 昭和63年度包括宗教法人等管理者研究協議会(大阪会場)アンケート集計結果	56
	日程	59
宗教界の動き	1 宗教界の動き—昭和63年4月~9月—	60
	2 宗教関係日誌—昭和63年4月~9月—	66
行政資料	商業登記法等の一部改正とこれに伴う宗教法人法一部改正について(藤部富美男(法務省民事局第四課))	69
判例	1 箕面市遺族会補助金交付等損害賠償請求訴訟 大阪地裁判決(昭和63年10月14日)(概要)	74

	2 宗教関係判例紹介—昭和 62 年— (木村光夫)	84
都道府県における宗教行政の現状と課題	1 茨城県における宗教行政の現状と課題 (潮田勝利〈茨城県総務部総務課〉)	89
	2 大阪府における宗教行政の現状と課題 (東田光弘〈大阪府生活文化部私学課〉)	90
書評	1 紀野一義『仏教のキイ・ワード』 (河野訓)	94
	2 高柳俊一『聖書を読む 1 マタイによる福音書』 (河野訓)	94
	3 「宗教情報」編集部編『インタビュー 宗教を語る』 (石井研士)	95
宗教報告	宗教法人事務の概要	97
	1 最近の都道府県知事所轄宗教法人規則認証事務処理状況 (昭和 63 年 4 月～9 月)	97
	2 文部大臣所轄宗教法人の代表役員の変更	103
	3 会議	103
	4 宗務課異動	103
資料	『宗務時報』 (No.71～No.80) 所載論説・報告等総目録	104
No. 81	(平成元年 6 月発行)	
論説	宗教と瞑想—初期仏教經典にみる瞑想の世界— (松田慎也〈上越教育大学助教授〉)	1
講演	宗教法人の公益性と事業活動 (佐藤進〈日本女子大学教授〉)	10
会議報告	昭和 63 年度包括宗教法人等管理者研究協議会 (東京会場) 報告	27
	1 開会挨拶 (植木浩〈文化庁長官〉)	27
	開会挨拶 (櫻井勝之進〈日本宗教連盟会長〉)	29
	2 パネルディスカッション 宗教法人の公益性と事業活動 (パネリスト: 岩橋淳一〈カトリック中央協議会事務局長〉, 寺内大吉〈作家, 浄土宗東京事務所長〉, 田澤康三郎〈松緑神道大和山教主〉, 佐藤進〈日本女子大学教授〉, 司会: 阿部美哉〈放送教育開発センター教授〉)	30
	3 参考資料 1 日程	57
	参考資料 2 昭和 63 年度包括宗教法人等管理者研究協議会 (東京会場) アンケート集計	58
宗教界の動き	1 宗教界の動き—昭和 63 年 10 月～12 月—	63
	2 宗教関係日誌—昭和 63 年 10 月～12 月—	66
行政資料	1 民事保全法の制定に伴う宗教法人法の一部改正について	70
	2 出入国管理法及び難民認定法の一部改正について	72
	3 不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令について	74
判例	1 愛媛玉ぐし料訴訟 松山地裁判決 (平成元年 3 月 17 日) (骨子・要旨)	75
	2 宗教関係判例紹介—昭和 63 年 (1) — (森澤良水)	81
都道府県における宗教行政の現状と課題	1 埼玉県における宗教行政の現状と課題 (千島陽子〈埼玉県総務部学事課〉)	89
	2 鳥取県における宗教行政の現状と課題 (齋木弘志〈鳥取県総務部広報文書課〉)	91

書評	1 柳川啓一編『セミナー宗教学講義』（石井研士）	93
	2 福永光司著『中国の哲学・宗教・芸術』（河野訓）	94
資料	宗教法人事務主管課・担当者一覧	96
	1 文化庁文化部宗務課	96
	2 都道府県	97
宗務報告	1 平成元年度宗務課関係の予算及び事業計画について	102
	2 宗教法人関係事務の概要	104
	3 平成元年度宗教法人事務に関する事業の概要	110
	4 昭和 63 年宗務行政事務の回顧	114
	5 第 19 期宗教法人審議会委員	129
	6 宗務課異動	130
	7 文化庁異動	130
No. 82	（平成元年 10 月発行）	
論説	ブッダとオカルティズム（玉城康四郎〈東京大学名誉教授〉）	1
トピックス	宗教法人と公益性（板橋一太〈文化庁文化部宗務課長〉）	14
宗教界の動き	1 宗教界の動き—平成元年 1 月～3 月—	19
	2 宗教関係日誌—平成元年 1 月～3 月—	22
判例	1 宗教法人「真宗大谷派」の即決和解無効確認請求訴訟 京都地裁判決（平成元年 5 月 31 日）	25
	2 宗教関係判例紹介—昭和 63 年（2）—（野田頭勉）	35
都道府県における宗務行政の現状と課題	1 宮城県における宗務行政の現状と課題（岡田光悦〈宮城県総務部総務課学事宗教係〉）	47
	2 京都府における宗務行政の現状と課題（京都府総務部文教課）	51
書評	1 「宗教マンガ」について（石井研士）	54
	2 川崎信定訳『原典訳チベット死者の書』（河野訓）	55
宗務報告	1 宗教法人関係事務の概要	57
	（1）最近の都道府県知事所轄宗教法人規則認証事務処理状況	57
	（2）文部大臣所轄宗教法人の代表役員の変更	60
	（3）文部大臣所轄宗教法人の事務所所在地の変更	60
	（4）会議	61
	2 宗務課異動	61
No. 83	（平成 2 年 3 月発行）	
講演	現代日本の宗教状況（井上順孝〈國學院大學日本文化研究所助教授〉）	2
会議報告	平成元年度包括宗教法人等管理者研究協議会（京都会場）報告	12
	1 開会挨拶（糟谷正彦〈文化庁文化部長〉）	12
	開会挨拶（荒巻禎一〈京都府知事〉，代理：草木慶治〈副知事〉）	14
	開会挨拶（植村彰〈近畿宗教連盟理事長〉）	15
	2 基調報告 浄土真宗本願寺派における不活動宗教法人に対する取り組み（白鳥幸雄〈浄土真宗本願寺派総合企画室長〉）	16
	3 研究協議（司会：中川平〈近畿宗教連盟副理事長〉）	30
	発題 1 不活動宗教法人への対応（佐伯虎之進〈山口県神社庁副庁長〉）	30
	発題 2 天理教における不活動宗教法人の整理（中西洋行〈天理教総務部宗教法人課課長代理〉）	34

	発題 3 不活動法人への対応（長沢香静〈京都仏教会事務局長〉）	40
	発題 4 不活動法人対策について（見市清臣〈兵庫県総務部教育課課長補佐〉）	43
	4 参考資料 日程	60
	平成元年度宗教法人指導者講習会（京都会場）報告	61
宗教界の動き	1 宗教界の動き—平成元年 4 月～9 月—	63
	2 宗教関係日誌—平成元年 4 月～9 月—	67
行政資料	1 宗教法人「源興院」の規則変更認証処分に係る審査請求について	70
	2 民事保全法の制定に伴う宗教法人法の一部改正について	72
	3 出入国管理及び難民認定法の一部改正について	73
判例	1 日蓮正宗「蓮華寺」の建物明渡、代表役員等地位確認請求事件最高裁判決（平成元年 9 月 8 日）	74
	2 宗教法人「福因寺」の規則変更不認証処分取消請求訴訟の大阪高裁判決（平成元年 10 月 31 日）	80
都道府県における宗務行政の現状と課題	1 山形県における宗務行政の現状と課題（山形県総務部文書学事課学事宗教係）	91
	2 岡山県における宗務行政の現状と課題（岡山県総務部総務学事課学事班）	92
書評	1 渡辺章悟『追善供養の仏さま—十三仏信仰—』（河野訓）	95
	2 神社本庁教学研究所監修『神道作法のしきたりと心得』（石井研士）	96
宗務報告	宗教法人事務の概要	98
	1 最近の都道府県知事所轄宗教法人規則認証事務処理状況	98
	2 文部大臣所轄宗教法人の事務所所在地の変更	101
	3 文部大臣所轄宗教法人の代表役員の変更	101
	4 第 19 期宗教法人審議会委員の異動	102
	5 会議	102
	6 宗務課異動	104
No. 84	（平成 2 年 8 月発行）	
基調講演	宗教団体の後継者養成のパターンと実情—管理事務後継者養成を促進するために—（中野東禅〈曹洞宗教化研修所主事〉）	1
会議報告	平成元年度包括宗教法人等管理者研究協議会（東京会場）報告	16
	1 開会挨拶（遠山敦子〈文化庁次長〉）	16
	開会挨拶（庭野日敬〈日本宗教連盟理事長〉）	17
	2 研究協議（司会：細谷浩一郎〈日本宗教連盟事務局長〉）	18
	発題 1（藤原務正〈金光教東京布教センター所長〉）	18
	発題 2（新居祐政〈高野山真言宗総務部長〉）	22
	発題 3（石原寛〈日本福音ルーテル教会常議員〉）	25
	発題 4（久保文剛〈生長の家総務部法務課本部講師〉）	30
	助言（島藪進〈東京大学助教授〉、栃尾泰治郎〈神社本庁総務部長〉）	36
	日程	45
	3 参考資料 平成元年度宗教法人指導者講習会（東京会場）報告	46
宗教界の動き	1 宗教界の動き—平成元年 10 月～12 月—	47
	2 宗教関係日誌—平成元年 10 月～12 月—	49

判例	1 長崎忠魂碑訴訟 長崎地裁判決（平成2年2月20日）（骨子・要旨）	51
	2 宗教法人「真宗大谷派」の即決和解無効確認請求訴訟 大阪高裁判決（平成2年3月29日）	54
都道府県における宗務行政の現状と課題	1 群馬県における宗務行政の現状と課題（群馬県総務部学事文書課法規係）	60
	2 山口県における宗務行政の現状と課題（山口県総務部文書課学事宗務係）	62
書評	1 井上順孝・孝本貢・対馬路人・中牧弘允・西山茂編『新宗教事典』（石井研士）	64
	2 國學院大學日本文化研究所編『近代化と宗教ブーム』（石井研士）	64
	3 別冊宝島 114『いまどきの神さま』（石井研士）	64
	4 松原哲明『西域仏教の旅』（河野訓）	64
資料	宗教法人事務主管課・担当者一覧	66
宗務報告	1 平成2年度宗務課関係の予算及び事業計画について	72
	2 宗教法人関係事務の概要	74
	3 平成元年宗務行政事務の回顧	82
	4 第19期宗教法人審議会委員	97
	5 平成2年度宗教法人事務に関する事業の概要	98
	6 宗務課異動	102
	7 文化庁異動	102
No. 85	（平成3年3月発行）	
講演	日本文明と宗教（上山春平〈京都国立博物館館長〉）	1
会議報告	平成2年度包括宗教法人等管理者研究協議会報告	17
	1 開会挨拶（渡辺通弘〈文化部長〉）	17
	開会挨拶（白川良純〈日本宗教連盟理事長〉）	19
	開会挨拶（植村彰〈近畿宗教連盟理事長〉，代理：長尾隆徳）	20
	開催趣旨説明（赤間孔正〈宗務課長〉）	21
	2 研究協議（司会：中川平〈近畿宗教連盟副理事長〉）	23
	発題1（廣橋隆〈東京都宗教連盟事務局長〉）	23
	発題2（並河顕周〈日蓮宗宗務院総合企画部〉）	28
	発題3（千島陽子〈埼玉県総務部学事課主任〉）	33
	発題4（小笠原忍〈日本キリスト教連合会常任委員〉）	38
	助言（古賀和則〈龍谷大学助教授〉，嶋田達久〈神社本庁研修所研修室長心得〉）	47
	閉会挨拶（赤間孔正〈宗務課長〉）	53
	3 参考資料 日程	55
宗教界の動き	1 宗教界の動き—平成2年1月～3月—	56
	2 宗教関係日誌—平成2年1月～3月—	58
行政資料	宗教法人法の一部改正を内容とする民事保全法の施行について	61
判例	1 宗教法人「真宗大谷派」と宗教法人「本願寺」との合併認証処分取消請求訴訟 東京地裁判決（平成2年7月13日）	62
	2 宗教法人「真宗大谷派」の即決和解無効確認請求訴訟 最高裁判決（平成2年9月28日）	67
都道府県にお	1 千葉県における宗務行政の現状と課題（吉田和彦〈千葉県総務	70

ける宗務行政の現状と課題	部学事課管理係)	
	2 広島県における宗務行政の現状と課題 (広島県総務部学事振興室文教係)	72
宗務報告	1 宗教法人事務の概要	76
	(1) 最近の都道府県知事所轄宗教法人規則認証事務処理状況	76
	(2) 文部大臣所轄宗教法人の代表役員の変更	83
	(3) 会議	84
No. 86	(平成3年9月発行)	
論説	仏教と仏教研究 (江島恵教 <東京大学教授>)	1
会議報告	平成2年度宗教法人指導者講習会報告	10
	1 開会挨拶 (渡辺通弘 <文化庁文化部長>)	10
	2 最近の宗務行政について (赤間孔正 <文化庁宗務課長>)	12
	宗教法人の管理運営について (菅原政壽 <文化庁宗務課課長補佐>)	19
	宗教法人の会計事務 (田代収 <公認会計士>)	22
	被包括宗教法人に対する指導体制及び指導方法について	35
	発題1 (三原正彦 <扶桑教教務部長>)	35
	発題2 (佐藤政司 <本門佛立宗法人局長>)	40
	発題3 (石原嘉宣 <日本アッセンブリーズ・オブ・ゴッド教団総務局長>)	44
	発題4 (高川喜彦 <天照皇大神宮教教務部副責任者>)	48
	3 参考資料 日程	53
宗教界の動き	1 宗教界の動き—平成2年4月～12月—	54
	2 宗教関係日誌—平成2年4月～12月—	58
行政資料	1 宗教法人と地価税	63
	2 消費税法の一部改正について	66
	3 宗教法人「興運院」の規則変更認証処分に係る審査請求について	67
	4 宗教法人「井波別院瑞泉寺」の規則変更認証申請書の返戻に係る審査請求について	69
判例	1 宗教法人「福井別院本瑞寺」の規則変更認証処分取消請求訴訟 福井地裁判決 (平成3年5月24日)	71
都道府県における宗務行政の現状と課題	1 栃木県における宗務行政の現状と課題 (重田恭一 <栃木県総務部文書学事課>)	76
	2 香川県における宗務行政の現状と課題 (宮脇隆 <香川県総務部学事文書課>)	78
資料	宗教法人事務主管課・担当者一覧	82
	1 文化庁文化部宗務課	82
	2 都道府県	83
宗務報告	1 平成3年度宗務課関係の予算及び事業計画について	88
	2 宗教法人関係事務の概要	90
	3 平成2年宗務行政事務の回顧	98
	4 第20期宗教法人審議会委員	114
	5 平成3年度宗教法人事務に関する事業の概要	115

	6 文化庁異動	119
	7 宗務課異動	119
No. 87	(平成3年12月発行)「宗教法人法施行40周年記念号」	
宗教法人法施行40周年記念	宗教法人法制定40周年によせて(梶野慎一〈文化庁宗務課長〉)	1
	宗教法人法との取り組み	3
	1 宗教法人法に対する神社本庁の取り組み(轡田勝繁〈神社本庁総務部神社課課長主事〉)	3
	2 宗教法人法に対する教派神道連合会の取り組み(清野正一〈教派神道連合会幹事〉)	7
	3 全日本仏教会の宗教法人法への対応(石上智康〈全日本仏教会事務総長〉)	11
	4 日本の法としての宗教法人法(亀谷荘司〈日本キリスト教連合会委員長〉)	14
	5 新日本宗教団体連合会と宗教法人法(水野義之〈新日本宗教団体連合会事務局長〉)	17
	宗教界最近20年の歩み	20
宗教界の動き	1 宗教界の動き	34
	2 宗教関係日誌—平成3年1月～3月—	37
行政資料	地方自治法の一部を改正する法律について(寺田達史〈自治省行政局行政課課長補佐〉)	40
判例	1 宗教法人「本願寺別院」及び宗教法人「本願寺別院大通寺」の規則変更認証処分取消請求訴訟 最高裁判決(平成3年9月27日)	46
	2 宗教法人「福因寺」の規則変更不認証処分取消請求訴訟 最高裁判所(平成3年9月27日)	51
都道府県における宗務行政の現状と課題	1 神奈川県における宗務行政の現状と課題(小川郁生〈神奈川県民部私学宗教課管理・宗教法人班〉)	65
	2 島根県における宗務行政の現状と課題(川本直樹〈島根県総務部総務課〉)	68
宗務報告	1 宗教法人関係事務の概要	70
	(1) 最近の都道府県知事所轄宗教法人規則認証事務処理状況	70
	(2) 文部大臣所轄宗教法人規則認証事務処理状況	73
	(3) 会議	74
	2 宗務課異動	75
No. 88	(平成4年3月発行)	
講演	現代宗教の動向(島蘭進〈東京大学助教授〉)	1
会議報告	平成3年度宗教法人指導者講習会報告	20
	1 開会挨拶(渡辺通弘〈文化部長〉)	20
	2 最近の宗務行政について(梶野慎一〈宗務課長〉)	22
	宗教法人管理運営上の諸問題について(安武敏夫〈龍谷大学法学部教授〉)	29
	宗教法人の会計事務について(山本謙介〈公認会計士〉)	44
	宗教法人の税務について(島田雅士〈大阪国税局課税第二部法	54

	人税課実務指導専門官))	
	宗教法人の法人税について (太田克実 (大阪国税局課税第二部 法人税課審理係長))	65
	3 日程	74
宗教界の動き	1 宗教界の動き—平成3年4月～9月—	75
	2 宗教関係日誌—平成3年4月～9月—	79
行政資料	1 借地借家法の改正 (安田錦治郎 (法務省民事局参事官室))	82
都道府県にお ける宗務行 政の現状と 課題	1 東京都における宗務行政の現状と課題 (長谷川進 (東京都総務 局行政部指導課))	88
	2 徳島県における宗務行政の現状と課題 (黒石康夫 (徳島県総務 部総務課))	91
宗務報告	1 宗教法人関係事務の概要	93
	(1) 最近の都道府県知事所轄宗教法人規則認証事務処理状況 (平 成3年4月～6月)	93
	(2) 文部大臣所轄宗教法人規則認証事務処理状況	96
	(3) 会議	97
No. 89	(平成4年7月発行)	
講演	宗教の時代の社会心理 (小田晋 (筑波大学教授))	1
会議報告	平成3年度包括宗教法人等管理者研究協議会報告	22
	1 開会挨拶 (川村恒男 (文化庁長官))	22
	開会挨拶 (亀谷荘司 (日本宗教連盟理事長))	25
	2 開催趣旨説明 (梶野慎一 (文化庁宗務課長))	27
	3 会議報告	29
	発題1 (落合偉洲 (神社本庁総務部長))	29
	発題2 (羽生雅則 (真言宗智山派真福寺住職, 弁護士))	36
	発題3 (持永伝雄 (リーゼンペラ・キリスト教会連合石岡教会, 日本キリスト教連合会常任委員))	41
	発題4 (松原通雄 (立正佼成会総務課長))	47
	全体協議 (総合司会: 清野正一 (日本宗教連盟幹事))	55
	4 参考資料 日程	68
宗教界の動き	1 宗教界の動き—平成3年10月～12月—	69
	2 宗教関係日誌—平成3年10月～12月—	73
行政資料	1 伝統的建築物と建築規制の現状 (元木周二 (建設省住宅局建築 指導課))	76
判例	1 岩手靖国訴訟 仙台高裁判決 (平成3年1月10日) (骨子・ 要旨)	83
	2 岩手靖国訴訟 上告に対する仙台高裁決定 (平成3年3月12 日)	91
	3 岩手靖国訴訟 特別抗告に対する最高裁決定 (平成3年9月 24日)	96
	4 宗教法人「真宗大谷派名古屋別院」の規則変更認証処分取消請 求訴訟 名古屋地裁判決 (平成4年1月31日)	98
	5 九州 (福岡) 靖国訴訟 福岡高裁判決 (平成4年2月28日)	115
都道府県にお ける宗務行 政の現状と	1 新潟県における宗務行政の現状と課題 (榎真司 (新潟県総務部 文書学事課))	135

課題	2 愛媛県における宗務行政の現状と課題（赤坂克洋〈愛媛県総務部学事文書課〉）	137
資料	宗教法人事務主管課・担当者一覧	141
	1 文化庁文化部宗務課	141
	2 都道府県宗教法人事務主管課	142
宗務報告	1 平成4年度宗務課関係の予算及び事業計画について	147
	2 宗教法人事務の概要	149
	3 平成3年宗務行政事務の回顧	157
	4 第20期宗教法人審議会委員	173
	5 平成4年度宗教法人事務に関する事業の概要	174
	6 文化庁異動	179
	7 宗務課異動	179
No. 90	（平成5年1月発行）	
論説	諸外国の宗教団体・事情について—フランスの場合—（大石眞〈九州大学教授〉）	1
宗教界の動き	1 宗教界の動き—平成4年1月～3月—	13
	2 宗教関係日誌—平成4年1月～3月—	17
行政資料	1 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律について	19
判例	1 愛媛玉串料訴訟 高松高裁判決（平成4年5月12日）	22
	2 大阪靖国訴訟 大阪高裁判決（平成4年7月30日）	39
	3 宗教法人「井波別院瑞泉寺」の規則変更認証申請書の返戻に係る行政事件訴訟 富山地裁判決（平成4年9月11日）	55
都道府県における宗務行政の現状と課題	1 富山県における宗務行政の現状と課題（佐度清〈富山県総務部文書学術課法規係〉）	62
	2 高知県における宗務行政の現状と課題（門田誠朗〈高知県総務部文書学事課私学班〉）	64
連載	宗教法人法入門講座（1）（原克己）	67
宗務報告	1 宗教法人事務の概要	72
	（1）最近の都道府県知事所轄宗教法人規則認証事務処理状況—平成4年1月～6月—	72
	（2）文部大臣所轄宗教法人規則認証事務処理状況	78
	（3）文部大臣所轄宗教法人の代表役員の変更	78
	（4）会議	79
	2 宗務課異動	79
資料	『宗務時報』（No.81～No.90）所載論説・報告等目録	80
No. 91	（平成5年7月発行）	
講演	諸外国の宗教団体制度とその税制—諸外国と我が国との比較—（石村耕治〈朝日大学教授〉）	1
論説	日本の宗教文化と祭り（藺田稔〈京都大学教授〉）	36
会議報告	平成4年度包括宗教法人等管理者研究協議会報告	53
	1 研究協議	53
	発題1（落合偉洲〈神社本庁総務部長〉）	53
	発題2（木田松平〈大本本部財務部長〉）	61

	発題 3 (山本堯俊 (天台宗庶務部長))	72
	発題 4 (鈴木重義 (財団法人日本バプテスト連盟医療団理事, 日本キリスト教連合会参与))	81
	全体協議 (総合司会: 中川平 (近畿宗教連盟副理事))	90
	2 参考資料 日程	101
宗教界の動き	1 宗教界の動き—平成 4 年 4 月～9 月—	102
	2 宗教関係日誌—平成 4 年 4 月～9 月—	108
行政資料	1 宗教法人「井波別院瑞泉寺」規則の変更認証処分に係る審査請求について	114
	2 宗教法人「了慶寺」規則の変更不認証処分に係る審査請求について	122
判例	1 大阪地蔵像違憲請求事件 最高裁判決 (平成 4 年 11 月 16 日)	131
	2 宗教法人「真宗大谷派名古屋別院」の規則変更認証処分取消請求訴訟 名古屋高裁判決 (平成 4 年 12 月 15 日)	134
	3 長崎忠魂碑訴訟 福岡高裁判決 (平成 4 年 12 月 18 日)	140
都道府県における宗務行政の現状と課題	1 石川県における宗務行政の現状と課題 (森田典子 (石川県総務部総務課法規係))	165
	2 福岡県における宗務行政の現状と課題 (相川和之 (福岡県総務部私学学事振興局学事課宗教係))	170
連載	宗教法人法入門講座 (2) (原克己)	174
宗務報告	1 宗教法人関係事務の概要	183
	(1) 最近の都道府県知事所轄宗教法人規則認証事務処理状況—平成 4 年 7 月～9 月—	183
	(2) 文部大臣所轄宗教法人規則認証事務処理状況	187
	(3) 文部大臣所轄宗教法人の代表役員の変更	187
	(4) 会議	188
	2 文化庁異動	189
	3 宗務課異動	189
No. 92	(平成 5 年 11 月発行)	
論説	ドイツの宗教団体法制度の研究—日本の宗教法人法の問題点を探るために— (笹川紀勝 (国際基督教大学教授))	1
会議報告	平成 4 年度宗教法人指導者講習会	19
	1 開会あいさつ (田原昭之 (文化庁文化部長))	19
	2 最近の宗務行政について (梶野慎一 (文化庁文化部宗務課長))	21
	講習 1 宗教法人制度の概要 (富岡逸郎 (文化庁文化部宗務課専門員))	30
	講習 2 宗教法人の規則について (原克己 (文化庁文化部宗務課課長補佐))	44
	講習 3 被包括宗教法人に対する包括宗教法人の指導と役割 (高橋神奈男 (文化庁文化部宗務課認証係長))	53
	講習 4 税金をめぐる非違事項に関する指導のポイント (田中豊 (国税庁課税部法人税課課長補佐))	65
	3 参考資料 日程	94
宗教界の動き	宗教界の動き—平成 4 年 10 月～12 月—	95
	宗教関係日誌—平成 4 年 10 月～12 月—	99
行政資料	1 宗教法人「大経寺」規則の変更認証処分に係る審査請求について	103

	て		
判例	1 箕面忠魂碑慰霊祭訴訟事件 最高裁判決(平成5年2月16日)	111	
	2 播磨靖国訴訟 大阪高裁判決(平成5年3月18日)	132	
都道府県における宗務行政の現状と課題	1 福井県における宗務行政の現状と課題(平井芳和〈福井県総務部文書学事課法規係〉)	137	
	2 佐賀県における宗務行政の現状と課題(西村宏之〈佐賀県総務部総務学事課文教係〉)	141	
資料	宗教法人事務主管課・担当者一覧	145	
宗務報告	1 平成5年度宗務課関係の予算及び事業計画について	160	
	2 宗教法関係事務の概要	162	
	3 平成4年度宗務行政事務の回顧	169	
	4 第21期宗教法法人審議会委員	202	
	5 平成5年度宗教法人事務に関する事業の概要	203	
No. 93	(平成6年3月発行)		
講演	日本人の宗教心(高崎直道〈鶴見大学長〉)	1	
会議報告	平成5年度宗教法法人指導者講習会	34	
	1 開会あいさつ(福島忠彦〈文化庁文化部長〉)	34	
	2 最近の宗務行政について(中根孝司〈文化庁文化部宗務課長〉)	36	
	宗教法人の管理運営について(富岡逸郎〈文化庁文化部宗務課専門員〉)	53	
	宗教法人の登記について(西村省三〈京都地方法務局首席登記官〉)	65	
	宗教法人の税務について(畑健治〈大阪国税局課税第二部法人税課課長補佐〉, 平井俊則〈大阪国税局課税第二部法人税課実務指導専門官〉)	88	
	3 参考資料 日程	104	
宗教界の動き	1 宗教界の動き—平成5年1月～6月—	105	
	2 宗教関係日誌—平成5年1月～6月—	112	
都道府県における宗務行政の現状と課題	1 山梨県における宗務行政の現状と課題(真田健康〈山梨県総務部私学文書課私学担当〉)	118	
	2 長崎県における宗務行政の現状と課題(吉野康弘〈長崎県総務部総務学事課〉)	122	
連載	宗教法法人入門講座(3)	126	
宗務報告	1 宗教法法人関係事務の概要	131	
	(1) 最近の都道府県知事所轄宗教法法人規則認証事務処理状況—平成5年1月～3月—	131	
	(2) 文部大臣所轄宗教法法人の代表役員の変更	135	
	(3) 会議	136	
	2 宗務課設置80年	136	
No. 94	(平成6年7月発行)		
論説	宗教と宗教研究(脇本平也〈東京大学名誉教授〉)	1	
会議報告	平成5年度包括宗教法法人等管理者研究協議会報告	18	
	1 開催趣旨説明(中根孝司〈文化庁文化部宗務課長〉)	18	

	2 会議報告	22
	講演 1 (竹島琢夫 (兵庫県総務部教育課課長補佐))	22
	講演 2 (斉藤直子 (青森県総務部文書課主事))	33
	発題 1 (永井康雄 (新潟県神社庁副庁長, 蒼柴神社宮司))	48
	発題 2 (神田繁雄 (金光教本部教庁教会課長))	57
	発題 3 (小林正雄 (日蓮宗宗務院庶務部寺院僧籍課長))	65
	発題 4 (藤波勝正 (基督兄弟団総務局長))	76
	発題 5 (水野義之 (新日本宗教団体連合会事務局長))	83
	全体協議 (総合司会: 打田文博 (日本宗教連盟事務局長))	89
	3 参考資料 日程	102
宗教界の動き	1 宗教界の動き—平成 5 年 7 月～12 月—	103
	2 宗教関係日誌—平成 5 年 7 月～12 月—	110
行政資料	1 行政手続法及び行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律	116
	2 平成 6 年度宗教法人関係税制改正について	137
行政事例	宗教法人規則変更認証申請に係る処分 (不認証) について (福島正一 (宮崎県総務部総務課文教係主任主事))	141
判例	1 日蓮正宗「大経寺」の規則変更認証取消の審査請求に対する裁決取消請求事件に係る執行停止申立事件 東京地裁判決 (平成 5 年 8 月 13 日)	152
	2 滋賀献穀祭訴訟 大津地裁判決 (平成 5 年 10 月 25 日)	158
都道府県における宗務行政の現状と課題	1 長野県における宗務行政の現状と課題 (熊谷英親 (長野県総務部広報文書課学事係))	211
	2 熊本県における宗務行政の現状と課題 (小野寺孝 (熊本県総務部私学文書課初等宗教係))	215
資料	宗教法人事務主管課・担当者一覧	221
宗務報告	1 平成 6 年度宗務課関係の予算及び事業計画について	238
	2 宗教法人関係事務の概要	240
	3 平成 5 年宗務行政事務の回顧	257
	4 第 21 期宗教法人審議会委員	292
	5 平成 6 年度宗教法人事務に関する事業の概要	293
	6 宗務課異動	297
No. 95	(平成 7 年 2 月発行)	
お見舞い	謹んで阪神・淡路大震災のお見舞いを申し上げます (文化庁文化 部宗務課)	
講演	現代の宗教と日本人の宗教心 (木村清孝 (東京大学教授))	1
宗教界の動き	1 宗教界の動き—平成 6 年 1 月～6 月—	29
	2 宗教関係日誌—平成 6 年 1 月～6 月—	36
行政資料	1 行政手続法の施行及びこれに伴う宗教法人法の一部改正について (通達)	41
	2 平成 7 年度宗教法人関係税制改正について	51
判例	1 宗教法人「井波別院瑞泉寺」の規則変更認証申請書の返戻に係る行政事件訴訟 最高裁判決 (平成 6 年 6 月 21 日)	52
	2 日蓮正宗「大経寺」の規則変更認証取消の審査請求に対する裁決取消請求事件 東京地裁判決 (平成 6 年 10 月 31 日)	65
都道府県にお	1 岐阜県における宗務行政の現状と課題 (内木禎 (岐阜県総務部	83

ける宗務行政の現状と課題	総務県民課))	
	2 大分県における宗務行政の現状と課題 (野中信孝 (大分県総務部総務課法規訟務担当))	87
連載	宗教法人法入門講座 (4)	92
宗務報告	1 宗教法人関係事務の概要	97
	(1) 最近の都道府県知事所轄宗教法人規則認証事務処理状況—平成6年1月～6月—	97
	(2) 文部大臣所轄宗教法人規則認証事務処理状況	107
	(3) 文部大臣所轄宗教法人代表役員の変更	107
	(4) 会議	108
	2 文化庁異動	109
	3 宗務課異動	109
No. 96	(平成7年12月発行)	
インタビュー	宗教法人の「公益性」をめぐる諸問題 (語り手: 田丸徳善 (大正大学教授), 聞き手: 中根孝司 (前宗務課長))	1
報告	世論調査から見た近年の日本人の宗教意識と宗教行動 (石井研土 (國學院大學助教授))	72
会議報告	平成6年度包括宗教法人等管理者研究協議会報告	98
	1 開催趣旨説明 (中根孝司 (文化庁文化部宗務課長))	98
	2 講演 宗教法人の公益性について (阿部美哉 (國學院大學教授))	101
	3 会議報告	128
	発題1 (岡田一郎 (大阪府神社庁参事, 片埜神社宮司))	128
	発題2 (出口真人 (大本総務, 大本大道場次長))	136
	発題3 (加藤圭璋 (高野山真言宗光明院住職))	146
	発題4 (生沼忠 (日本キリスト教連合会参与))	154
	全体協議 (司会: 中川平 (京都府宗教連盟副会長))	164
	4 参考資料 日程	183
宗教界の動き	1 宗教界の動き—平成6年7月～12月—	184
	2 宗教関係日誌—平成6年7月～12月—	188
トピックス	1 阪神・淡路大震災に伴う宗教法人の被災状況 (平成7年4月1日現在判明分)	192
	2 阪神・淡路大震災における宗教団体の援助	193
判例	1 エホバの証人・進級拒否処分取消請求控訴事件, 退学命令処分等取消請求控訴事件 大阪高裁判決 (平成6年12月22日)	200
	2 会計帳簿等閲覧謄写請求控訴事件 東京高裁判決 (平成6年3月23日)	238
都道府県における宗務行政の現状と課題	1 静岡県における宗務行政の現状と課題 (海野一郎 (静岡県総務部学事課専修学校係))	257
	2 宮崎県における宗務行政の現状と課題 (赤木孝 (宮崎県総務部総務課))	261
宗務報告	1 宗教法人関係事務の概要	266
	(1) 文部大臣所轄宗教法人規則認証事務処理状況	266
	(2) 代表役員の変更	267

	(3) 会議	267
	2 文化庁異動	268
	3 宗務課異動	268
No. 97	(平成8年7月発行)	
	宗教法人法の一部改正について	1
	公共・公益法人の公益事業用の建物等の災害復旧のための寄付金の取扱いについて一阪神・淡路大震災に係る指定寄付金制度について一	21
会議報告	平成6年度宗教法人指導者講習会	32
	1 最近の宗務行政について(中根孝司〈文化庁文化部宗務課長〉)	32
	2 講習内容	46
	講習1 所轄庁の認証事務等について(原克己〈文化庁文化部宗務課課長補佐〉)	46
	講習2 宗教法人の管理運営について(石川博美〈文化庁文化部宗務課認証係長〉)	61
	講習3 宗教法人の税務について(山内克己〈国税庁課税部法人税課審理係長〉)	76
	3 参考資料 日程	96
宗教界の動き	1 宗教界の動き一平成7年1月～12月一	97
	2 宗教関係日誌一平成7年1月～12月一	103
行政資料	1 平成7年6月30日 次長通達〔宗教法人に関する事務の執行について(通達), 各都道府県知事宛て〕	109
	2 平成7年12月26日 次長通達〔宗教法人法の一部を改正する法律の公布及びその一部の施行に伴う事務処理について(通達), 各都道府県知事宛て〕	111
	3 税制改正について	124
判例	宗教法人「オウム真理教」解散命令申立に係る東京地裁決定(平成7年10月30日), 同即時抗告に係る東京高裁決定(平成7年12月19日)及び同特別抗告に係る最高裁決定(平成8年1月30日)	125
	2 日蓮正宗「大経寺」の規則変更認証取消の審査請求に対する裁決取消請求控訴事件(平成7年12月14日)	170
	3 エホバの証人・進級拒否処分取消請求上告事件, 退学命令処分等取消請求上告事件 最高裁判決(平成8年3月8日)	178
都道府県における宗務行政の現状と課題	1 愛知県における宗務行政の現状と課題(中村雅彦〈愛知県総務部私学振興室宗教法人担当〉)	187
	2 鹿児島県における宗務行政の現状と課題について(吉永秀作〈鹿児島県学事文書課〉)	191
	3 沖縄県における宗務行政の現状と課題(山城直吉〈沖縄県総務部文書学事課〉)	195
資料	1 文化庁文化部宗務課	201
	2 都道府県宗教法人事務担当者一覧	202
宗務報告	1 平成8年度宗務課関係の予算及び事業計画について	218
	2 宗教法人関係事務の概要	221
	3 平成6年宗務行政事務の回顧	255
	4 平成7年宗務行政事務の回顧	282

	5 第22期宗教法人審議会委員	310
	6 平成8年度宗教法人事務に関する事業の概要	311
	7 文化庁異動	316
	8 宗務課異動	317
No. 98	(平成9年3月発行)	
講演	現代社会と宗教(竹村牧男〈筑波大学教授〉)	1
解説	宗教法人法の一部を改正する法律(平成7年法律第134号)の施行について	28
行政資料	1 平成8年6月4日 宗務課長通知〔宗教法人法附則第23項の規定に基づき文部大臣が定める額の範囲について(通知),各都道府県宗教法人事務主管課長宛て〕	47
	2 平成8年9月2日 事務次官通達〔宗教法人法の一部を改正する法律(平成7年法律第134号)の施行について(通達),各都道府県知事宛て〕	54
	3 平成8年9月2日 次長通達〔宗教法人法の一部を改正する法律(平成7年法律第134号)の施行に伴う所轄庁変更の事務処理について(通達),各都道府県知事宛て〕	65
	4 平成8年9月2日 次長通知〔宗教法人法の一部を改正する法律(平成7年法律第134号)の施行について(通知),各文部大臣所轄宗教法人代表役員宛て〕	80
	5 公益法人の設立許可及び指導監督基準	101
	6 宗教法人に関する「平成9年度税制改正」	109
	7 阪神・淡路大震災に係る震災寄付金の申請期限等の延長について	110
宗教界の動き	1 宗教界の動き—平成8年1月～6月—	112
	2 宗教関係日誌—平成8年1月～6月—	118
連載	宗教法人法入門講座(5)	123
宗務報告	1 宗教法人関係事務の概要	127
	(1) 最近の都道府県知事所轄宗教法人規則認証事務処理状況—平成8年1月～6月—	127
	(2) 文部大臣所轄宗教法人の代表役員の変更	137
	(3) 改正宗教法人法により文部大臣所轄となった宗教法人について	138
	(4) 会議	138
No. 99	(平成9年10月発行)	
報告	英仏における宗教団体についての行政制度—いわゆる「セクト」対策を中心に—(村上興匡〈東京大学大学院人文科学系研究科助手〉)	1
解説	改正宗教法人法の施行状況について	17
行政資料	1 平成9年5月19日 部長通知〔「愛媛玉ぐし料訴訟」最高裁判所判決について(通知),各都道府県宗教法人事務担当部長宛て〕	21
判例	1 愛媛玉ぐし料訴訟 最高裁判決(平成9年4月2日)	28
	2 エホバの証人・輸血拒否事件 東京地裁判決(平成9年3月12日)	113
	3 代表役員地位不存在確認請求上告事件 最高裁判決(平成8年6月24日)	136

宗教界の動き	1 宗教界の動き—平成8年7月～平成9年3月—	163
	2 宗教関係日誌—平成8年7月～平成9年3月—	167
連載	宗教法人法入門講座 (6)	174
資料	1 文化庁文化部宗務課	178
	2 都道府県宗教法人事務担当者一覧	179
宗務報告	1 平成9年度宗務課関係の予算及び事業計画について	195
	2 宗教法人関係事務の概要	198
	3 平成8年宗務行政事務の回顧	213
	4 第23期宗教法人審議会委員	243
	5 都道府県宗教法人事務所管課事業計画概要 (平成9年度)	244
	6 文化庁異動	249
	7 宗務課異動	250
No. 100	(平成10年5月発行)	
特別寄稿	『宗務時報』100号の刊行に寄せて (霜鳥秋則〈文化庁文化部長〉)	1
	宗務課時代の思い出 (安藤幸男〈三井生命顧問〉)	2
	『宗務時報』創刊の前後—専門職員の体験的観点から— (井門富二夫〈日本宗教学会会長, 筑波大学名誉教授〉)	5
解説	『宗務時報』の100号によせて (竹村牧男〈筑波大学教授〉)	10
	宗教法人の提出書類について (高口努〈文化庁文化部宗務課専門員〉)	14
行政資料	1 平成9年10月1日 次長通知〔商法等の一部改正に伴う宗教法人法の一部改正について (通知), 各都道府県知事宛て〕	45
	2 平成9年12月24日 課長通知〔「公益法人設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」の一部改正について (通知), 各公益法人代表者宛て〕	48
	3 平成10年3月3日 課長通知〔宗教法人からの書類の写しの提出に関する留意事項について (通知), 各都道府県宗教法人事務担当課長〕	115
判例	1 宗教法人の代表役員の地位喪失等を理由とする建物明渡請求控訴事件 名古屋高裁判決 (平成9年3月12日)	122
	2 日蓮正宗「大経寺」の規則変更認証取消の審査請求に対する裁判取消請求上告事件 最高裁判決 (平成9年9月4日)	150
	3 宗教法人の財産目録等閲覧請求事件 静岡地裁判決 (平成9年10月29日)	154
宗教界の動き	1 宗教界の動き—平成9年4月～平成9年9月—	159
	2 宗教関係日誌—平成9年4月～平成9年9月—	165
宗務報告	1 平成10年度宗務課関係の予算及び事業計画について	169
	2 宗教法人関係事務の概要	172
	3 第23期宗教法人審議会委員	196
	4 宗務課人事異動	197
[資料]	『宗務時報』(No.1～No.100) 所載論説・報告等総目録	199
No. 101	(平成10年8月発行)	
論説	現代人の死生観—葬儀習俗を中心として— (藤井正雄〈大正大学教授〉)	1
解説	宗務行政の当面する諸問題について (前川喜平〈前宗務課長〉)	28
判例	1 宗教的理由による輸血拒否に関する損害賠償請求控訴事件 東京高裁判決 (平成10年2月9日)	55

宗教界の動き	1 宗教界の動き—平成9年10月～平成10年3月—	78
	2 宗教関係日誌—平成9年10月～平成10年3月—	86
連載	宗教法人法入門講座 (7)	91
資料	1 文化庁文化部宗務課	95
	2 都道府県宗教法人所管課及び事務担当者一覧	96
宗務報告	1 宗教法人関係事務の概要	112
	2 平成9年度宗務行政事務の回顧	128
	3 都道府県宗教法人事務所管課事業計画概要—平成10年度—	160
	4 文化庁異動	167
	5 宗務課異動	168
No. 102	(平成11年7月発行)	
論説	心の教育 (山折哲雄〈白鳳女子短期大学学長〉)	1
解説	書類の提出状況及び未提出法人への対応について (小見夏生〈前文化庁文化部宗務課宗教法人室長〉)	25
	督促・過料事件通知に関する留意事項について (高口努〈前文化庁文化部宗務課専門員〉)	34
宗教界の動き	1 宗教界の動き—平成10年4月～12月—	44
	2 宗教関係日誌—平成10年4月～12月—	52
連載	宗教法人法入門講座 (8)	58
行政資料	1 情報公開条例に基づく宗教法人の提出書類の開示請求について (平成10年7月23日宗務課長通知)	64
	2 阪神・淡路大震災に係る震災寄付金の申請期限等の延長について	73
	3 中央省庁等改革に係る大綱 (平成11年1月26日中央省庁等改革推進本部決定)	76
資料	1 文化庁文化部宗務課	81
	2 都道府県宗教法人所管課	82
宗務報告	1 平成11年度宗務課関係の予算及び事業計画について	98
	2 宗教法人関係事務の概要	101
	3 平成10年宗務行政事務の回顧	129
	4 第24期宗教法人審議会委員	161
	5 都道府県宗教法人事務所管課事業計画概要—平成11年度—	162
	6 宗務課人事異動	169
No. 103	(平成12年10月発行)	
調査報告	宗教法人の組織・運営等に関する調査 集計結果の概要 (1)	1
判例	宗教的理由による輸血拒否に関する損害賠償請求上告事件 最高裁判決 (平成12年2月29日)	76
資料	1 文化庁文化部宗務課	81
	2 都道府県宗教法人事務所担当者一覧	82
宗教界の動き	宗教界の動き—平成11年1月～9月—	98
	宗教関係日誌—平成11年1月～9月—	105
行政資料	平成12年3月21日 宗務課長通知〔禁治産及び準禁治産の宣告に関する事務の変更について (通知) , 各都道府県宗教法人事務所主管課長宛て〕	113
宗務報告	1 平成12年度宗務課関係の予算及び事業計画について	116
	2 宗教法人関係事務の概要	119
	3 平成11年度宗務行政事務の回顧	163

	4 第24期宗教法人審議会委員	204
	5 都道府県宗教法人事務所管課事業計画概要—平成12年度—	205
	6 文化庁人事異動	213
	7 宗務課人事異動	213
No. 104	(平成12年12月発行)	
調査報告	宗教法人の組織・運営等に関する調査 集計結果の概要 (2)	1
	(1) ①単立宗教法人調査 調査票	2
	②単立宗教法人調査 集計結果	13
	(2) ①被包括宗教法人調査 調査票	35
	②被包括宗教法人調査 集計結果	47
判例	箕面市遺族会補助金等違憲訴訟最高裁判決 (平成11年10月21日最高裁第一小法廷)	72
宗教界の動き	1 宗教界の動き—平成11年10月～平成12年3月—	78
	2 宗教関係日誌—平成11年10月～平成12年3月—	84
宗務報告	1 宗教法人関係事務の概要	91
	(1) 文部大臣所轄宗教法人規則認証事務処理状況—平成12年7月～10月—	91
	(2) 文部大臣所轄宗教法人代表役員の変更	94
	(3) 所轄庁の変更	97
No. 105	(平成13年3月発行)	
論説	現代社会における宗教の役割—日本の場合を中心に— (木村清孝 (東京大学大学院人文社会系研究科教授))	1
解説	宗務行政を取り巻く諸状況について (江原幸紀 (文化庁文化庁宗務課専門官))	22
判例	代表役員の地位喪失等を理由とする建物明渡請求上告事件 (平成12年9月7日最高裁第一小法廷)	72
宗教界の動き	1 宗教界の動き—平成12年4月～9月—	80
	2 宗教関係日誌—平成12年4月～9月—	86
行政資料	平成13年1月4日 事務連絡 [文部科学省の発足に伴う留意事項 (通知), 各文部大臣所轄宗教法人事務局宛て]	92
宗務報告	文化庁人事異動	94
No. 106	(平成13年12月発行) 「宗教法人法施行50周年記念号」	
特集	宗教法人法施行50周年記念	1
	宗教法人法施行50周年にあたって (佐々木正峰 (文化庁長官))	1
	特別寄稿 宗教法人法施行50周年を迎えたいま (白柳誠一 (日本宗教連盟理事長))	4
	特別寄稿 宗務課時代の思い出 (河野訓 (皇學館大学助教授, 元宗務課専門職員))	6
	宗教法人法の改正状況	13
	宗教界最近10年の歩み—平成4年1月～平成13年3月—	16
	宗教法人制度の適正な施行のための取り組み	40
宗教界の動き	1 宗教界の動き—平成12年10月～平成13年3月—	44
	2 宗教関係日誌—平成12年10月～平成13年3月—	48
行政資料	1 宗教法人「円通寺」, 「弘福院」, 「靈光寺」の規則変更認証処分に係る審査請求について	53
	2 宗教法人「浄泉寺」規則の変更不認証処分に係る審査請求につ	69

	いて	
	3 平成 13 年 5 月 25 日 事務連絡〔宗教法人から提出された書類の取扱いについて、各都道府県宗教法人事務担当課宛て〕	77
宗務報告	1 第 25 期宗教法人審議会委員	92
	2 文化庁人事異動	93
No. 107	(平成 14 年 8 月発行)	
論説	キリスト教、イスラム教と空の立場 (立川武蔵〈国立民族学博物館教授〉)	1
	現代若者の宗教観 (松田慎也〈上越教育大学助教授〉)	18
判例	寺院規則変更認証処分取消請求事件	38
	1 平成 13 年 12 月 21 日 千葉地方裁判所判決 (弘福院・靈光寺)	38
	2 平成 14 年 1 月 23 日 さいたま地方裁判所判決 (円通寺)	45
	宗教法人解散命令申立事件	61
	平成 14 年 1 月 24 日 和歌山地方裁判所決定 (明覚寺)	
行政資料	1 平成 14 年 2 月 14 日 情報公開審査会答申	77
	2 平成 14 年 6 月 18 日 裁決 (岩間山正法寺)	86
宗教界の動き	1 宗教界の動き—平成 13 年 4 月～平成 13 年 12 月—	91
	2 宗教関係日誌—平成 13 年 4 月～平成 13 年 12 月—	97
宗務報告	1 第 25 期宗教法人審議会委員名簿	102
	2 文化庁人事異動	103
	3 宗務課人事異動	103
No. 108	(平成 15 年 8 月発行)	
論説	「生きる力」という現在日本の問題 (古賀和則〈龍谷大学教授〉)	1
	現代社会と宗教の役割 (竹村牧男〈東洋大学教授〉)	22
判例	1 佐賀自治会神社関係費支払拒否事件 (平成 14 年 4 月 12 日 佐賀地裁判決)	45
	2 鹿児島県知事大嘗祭参列事件 (平成 14 年 7 月 11 日 最高裁第一小法廷判決)	91
	3 宗教法人解散決定に対する抗告事件 (明覚寺)	95
	(1) 平成 14 年 9 月 27 日 大阪高裁決定	95
	(2) 平成 14 年 12 月 12 日 最高裁第一小法廷決定	105
	4 寺院規則変更認証処分取消請求事件 (真言宗霊雲寺派)	107
	(1) 平成 14 年 6 月 6 日 東京高裁判決 (霊光寺・弘福院)	107
	(2) 平成 14 年 11 月 8 日 最高裁第二小法廷決定 (霊光寺・弘福院)	113
	(3) 平成 14 年 6 月 19 日 東京高裁判決 (円通寺)	115
	(4) 平成 14 年 11 月 8 日 最高裁第二小法廷 (円通寺)	122
宗教界の動き	1 宗教界の動き—平成 14 年 1 月～12 月—	124
	2 宗教関係日誌—平成 14 年 1 月～12 月—	130
行政資料	宗教法人規則の変更認証に係る異議申立てに対する決定	137
宗務報告	1 第 26 期宗教法人審議会委員名簿	139
	2 文化庁人事異動	140
	3 宗務課人事異動	140
No. 109	(平成 16 年 3 月発行)	
論説	二十一世紀の宗教を考える (加藤智見〈東京工芸大学教授〉)	1
判例	1 靖国神社慰謝料等請求事件 (平成 16 年 1 月 30 日 札幌地裁判)	19

	決)		
	2 行政文書不開示決定取消請求事件（平成 16 年 2 月 6 日 東京地裁判決）	25	
行政資料	1 宗教法人「天理教豊文分教会」規則の変更認証に係る審査請求に対する裁決（平成 15 年 10 月 8 日）	35	
	2 平成 16 年 2 月 19 日 次長通知〔宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について（通知），各都道府県知事宛て〕	38	
宗教界の動き	1 宗教界の動き—平成 15 年 1 月～6 月—	49	
	2 宗教関係日誌—平成 15 年 1 月～6 月—	54	
宗務報告	1 第 26 期宗教法人審議会委員について	59	
	2 宗務課人事異動	59	
No. 110	（平成 19 年 3 月発行）		
講演	宗教による戦争から，宗教による平和へ（星川啓慈〈大正大学教授〉）	1	
判例	1 宗教法人「岩間山正法寺」規則変更不認証処分取消請求事件	13	
	（1）平成 16 年 7 月 26 日 大津地裁判決	13	
	（2）平成 17 年 2 月 24 日 大阪高裁判決	25	
	2 宗教法人「天理教豊文分教会」規則変更認証処分取消請求事件	29	
	（1）平成 16 年 10 月 29 日 長野地裁判決	29	
	（2）平成 17 年 4 月 28 日 東京高裁判決	40	
	（3）平成 18 年 6 月 9 日 最高裁決定	46	
	3 宗教法人「天理教水京分教会」規則変更認証処分取消請求事件	49	
	（1）平成 17 年 8 月 30 日 水戸地裁判決	49	
	（2）平成 18 年 6 月 28 日 東京高裁判決	62	
	4 宗教法人「圓光寺」裁決取消請求事件（平成 17 年 6 月 17 日東京地裁判決）	66	
	5 公文書開示決定取消請求事件	70	
	（1）平成 18 年 2 月 7 日 鳥取地裁判決	70	
	（2）平成 18 年 10 月 11 日 広島高裁松江支部判決	78	
行政資料	1 宗教法人「浄土真宗本願寺派」の規則変更認証処分に係る異議申し立てに対する決定（平成 16 年 3 月 2 日）	87	
	2 宗教法人「天理教水京分教会」の規則変更認証処分に係る審査請求に対する裁決（平成 16 年 4 月 27 日）	89	
	3 宗教法人「圓光寺」の規則変更認証処分に係る審査請求に対する裁決（平成 16 年 9 月 2 日）	92	
	4 宗教法人「龍光寺」の規則変更認証申請に係る審査請求に対する裁決（平成 17 年 11 月 17 日）	96	
	5 宗教法人「氣多神社」の規則変更認証処分に係る審査請求に対する裁決（平成 18 年 5 月 16 日）	99	
	6 宗教法人「氣多神社」の規則変更認証処分に係る審査請求に対する裁決（平成 18 年 5 月 16 日）	102	
宗務報告	1 宗教法人数・認証等件数の推移	105	
	（1）過去 5 年宗教法人数の推移（平成 12～16 年）	105	
	（2）過去 5 年宗教法人認証事務事務処理件数（平成 13～17 年）	105	
	2 研修会等の実施状況（平成 18 年度）	106	
	（1）宗教法人実務研修会	106	
	（2）宗教法人指導者講習会	108	

	3 宗教法人審議会開催状況	109
	4 人事異動	111
	(1) 宗教法人審議会	111
	(2) 文化庁人事異動	112
	(3) 宗務課人事異動	112
No. 111	(平成 22 年 9 月発行)	
講演	日本の宗教的特質と公益性 (星野英紀 (大正大学教授))	1
調査報告	宗教法人が行う事業に関する調査報告 (文化庁文化庁宗務課)	15
	1 調査の趣旨・方法	15
	2 全国 10%抽出の単位宗教法人の行う事業調査の結果	23
	3 宗教法人のグループ別比較	84
	4 意見調査の概要	145
判例	1 宗教法人「岩間山正法寺」規則変更不認証処分取消請求事件 (平成 19 年 3 月 13 日 最高裁判所第三小法廷決定)	162
	2 宗教法人「天理教水京分教会」規則変更認証処分取消請求事件 (平成 19 年 8 月 29 日 最高裁判所第一小法廷決定)	164
	3 公文書開示決定取消請求事件 (平成 19 年 2 月 22 日 最高裁判所第一小法廷決定)	165
	4 固定資産税・都市計画税賦課処分取消請求事件	167
	(1) 平成 18 年 3 月 24 日 東京地方裁判所判決	167
	(2) 平成 20 年 1 月 23 日 東京高等裁判所判決	179
	(3) 平成 20 年 7 月 17 日 最高裁判所第一小法廷決定	184
	5 法人税額決定処分等取消請求事件	185
	(1) 平成 17 年 3 月 24 日 名古屋地方裁判所判決	185
	(2) 平成 18 年 3 月 7 日 名古屋高等裁判所判決	213
	(3) 平成 20 年 9 月 12 日 最高裁判所第二小法廷決定	215
行政資料	1 宗教法人「大御堂寺」の規則変更認証決定に係る審査請求に対する裁決 (平成 19 年 9 月 13 日)	218
	2 宗教法人「冠纒神社」の規則変更不認証決定に係る審査請求に対する裁決 (平成 20 年 5 月 14 日)	220
	3 宗教法人「宝榮山妙法寺」の規則変更不認証決定に係る審査請求に対する裁決 (平成 22 年 2 月 2 日)	225
	4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う宗教法人法の一部改正について (通知) (平成 20 年 11 月 28 日)	228
宗務報告	1 宗教法人数・認証等件数の推移	233
	(1) 過去 5 年宗教法人数の推移 (平成 15~19 年)	233
	(2) 過去 5 年宗教法人認証事務処理件数 (平成 17~21 年)	233
No. 112	(平成 23 年 7 月発行)	
論説	日本の宗教団体の現状—9 千 5 百の宗教法人の調査から— (石井研士 (國學院大學神道文化学部長))	1
判例	1 宗教法人「氣多神社」裁決取消請求事件	15
	(1) 平成 19 年 9 月 13 日 東京地方裁判所判決	15
	(2) 平成 20 年 9 月 10 日 東京高等裁判所判決	23
	(3) 平成 22 年 4 月 20 日 最高裁判所第三小法廷判決	31
	2 宗教法人「冠纒神社」規則変更不認証取消請求事件	35
	(1) 平成 22 年 2 月 1 日 高松地方裁判所判決	35

	(2) 平成 22 年 7 月 22 日 高松高等裁判所判決	50
	(3) 平成 23 年 1 月 13 日 最高裁判所第一小法廷決定	57
宗務報告	1 宗教法人審議会	59
	(1) 宗教法人審議会委員の異動	59
宗務報告	(2) 宗教法人審議会開催状況	62
	2 宗教法人向け研修会等の実施状況 (平成 22 年度)	64
	(1) 宗教法人実務研修会	64
	(2) 不活動宗教法人対策会議 (包括宗教法人対象)	67
	(3) 宗教法人指導者講習会	67
	3 都道府県職員向け研修会等の実施状況 (平成 22 年度)	68
	(1) 都道府県宗教法人事務担当者研修会 (法令等研修会)	68
	(2) 都道府県宗教法人事務担当者研修会 (認証事務・不活動宗教法人対策)	68
No. 113	(平成 24 年 3 月発行)	
論説	教育における宗教情報リテラシー — 「宗教文化士」制度発足の背景 — (井上順孝〈國學院大學神道文化学部教授〉)	1
判例	1 財産管理を怠る事実の違法確認請求事件 (砂川政教分離訴訟：T 神社)	17
	(1) 平成 18 年 11 月 30 日 札幌地方裁判所判決	17
	(2) 平成 19 年 8 月 30 日 札幌高等裁判所判決	36
	(3) 平成 22 年 1 月 20 日 最高裁判所判決	40
	2 財産管理を怠る事実の違法確認請求事件 (砂川政教分離訴訟：S 神社)	45
	(1) 平成 18 年 3 月 3 日 札幌地方裁判所判決	45
	(2) 平成 19 年 6 月 26 日 札幌高等裁判所判決	65
	(3) 平成 22 年 1 月 20 日 最高裁判所判決	71
	(4) 平成 22 年 12 月 6 日 札幌高等裁判所判決	99
	(5) 平成 24 年 2 月 16 日 最高裁判所判決	120
行政資料	新公益法人制度と宗務課所管特例民法法人の移行状況等について (文化庁文化部宗務課)	127
宗務報告	1 宗教法人数・認証等件数の推移	135
	(1) 過去 5 年宗教法人数の推移 (平成 17～21 年)	135
	(2) 過去 5 年宗教法人認証事務処理件数 (平成 19～23 年)	135
	2 宗教法人審議会	136
	(1) 宗教法人審議会委員の異動	136
	(2) 宗教法人審議会開催状況	137
	3 宗教法人向け研修会等の実施状況 (平成 23 年度)	138
	(1) 宗教法人実務研修会	138
	(2) 不活動宗教法人対策会議 (包括宗教法人対象)	142
	4 都道府県職員向け研修会等の実施状況 (平成 23 年度)	144
	(1) 都道府県宗教法人事務担当者研修会 (法令等研修会)	144
	(2) 都道府県宗教法人事務担当者研修会 (認証事務・不活動宗教法人対策)	144
No. 114	(平成 24 年 9 月発行)	
論説	近年における外国籍住民とその宗教 (三木英〈大阪国際大学教授〉)	1
解説	沖縄県における宗務行政の変遷と現状 (沖縄県総務部総務私学課)	17
行政資料	東日本大震災により滅失・損壊をした公益的な施設等の復旧のため	24

	めの指定寄附金の取扱いについて	
宗務報告	1 宗教法人審議会	44
	(1) 宗教法人審議会委員の異動	44
	2 海外の宗教事情に関する調査概要	45
No. 115	(平成 25 年 3 月発行)	
論説	人口減少社会における心のあり方と宗教の役割 (櫻井義秀 (北海道大学大学院文学研究科教授))	1
講演	宗教法人の霊園・墓地に関する問題 (村上興匡 (大正大学人間学部教授))	19
判例	相続税更正処分取消等請求事件 (平成 24 年 6 月 21 日 東京地裁判決)	31
行政資料	1 宗教法人「鳴尾キリスト福音教会」の規則変更認証決定に係る審査請求に対する裁決 (平成 22 年 12 月 1 日)	44
	2 宗教法人「天将神社」の規則変更認証決定に係る審査請求に対する裁決 (平成 23 年 4 月 28 日)	48
	3 宗教法人「在日大韓基督教神戸東部教会」の規則変更認証決定に係る審査請求に対する裁決 (平成 23 年 12 月 5 日)	53
宗務報告	1 宗教法人数・認証等件数の推移	58
	(1) 過去 5 年宗教法人数の推移 (平成 19~23 年)	58
	(2) 過去 5 年宗教法人認証事務処理件数 (平成 20~24 年)	58
	2 宗教法人審議会	58
	(1) 宗教法人審議会の開催状況	58
	3 宗教法人向け研修会等の実施状況 (平成 24 年度)	59
	(1) 宗教法人実務研修会	59
	(2) 不活動宗教法人対策会議 (包括宗教法人対象)	62
	4 都道府県職員向け研修会等の実施状況 (平成 24 年度)	63
	(1) 都道府県宗教法人事務担当者研修会 (法令等研修会)	63
	(2) 都道府県宗教法人事務担当者研修会 (認証事務・不活動宗教法人対策)	63
	5 東日本大震災に係る指定寄附金制度の取組	65
No. 116	(平成 25 年 10 月発行) 「宗務課百周年記念号」	
特別寄稿	宗務行政の百年に寄せて (根木昭 (昭和音楽大学大学院音楽研究科長))	1
	宗務課専門職員を務めて (竹村牧男 (東洋大学学長))	4
解説	宗務課百年のあゆみ (文化庁文化部宗務課)	7
	宗教法人制度の概要と宗務行政の現状 (文化庁文化部宗務課)	16
座談会	宗務行政の回顧と展望 (司会: 石井研士 (國學院大學神道文化学部長), 出席者: 和泉正一 (金光教白金教会長), 打田文博 (小國神社宮司), 斎藤謙次 (新日本宗教団体連合会事務局長), 長尾博吉 (日本福音ルーテル教会引退牧師), 野生司祐宏 (浄土真宗本願寺派實相寺住職))	21
資料	宗務行政組織の変遷 (中央)	46
	宗務課所掌事務規程の変遷	47
	宗教法人審議会委員名簿	65
	宗教法人審議会の主な議題	79
	宗教局長及び宗務課長名簿	88
	年表	90

No. 117	(平成 26 年 3 月発行)	
論説	新宗教における過疎・高齢化の実態とその対応—金光教と立正佼成会を事例として— (渡辺雅子〈明治学院大学社会学部教授〉)	1
	宗教者による心のケアの課題と可能性—臨床宗教師養成の試み— (高橋原〈東北大学大学院文学研究科実践宗教学寄附講座准教授〉)	27
解説	戦後の宗務行政が実施した調査について (石井研士〈國學院大學神道文化学部長〉)	45
インタビュー	戦後宗務行政調査の回顧—井門富二夫氏, 西平重喜氏, 森岡清美氏に聞く— (文化庁文化部宗務課)	65
行政資料	情報公開法に基づく不開示決定 (存否応答拒否) に係る異議申立てに対する決定 (平成 25 年 5 月 16 日)	91
	1 宗教法人数・認証等件数の推移	97
	(1) 過去 5 年宗教法人数の推移 (平成 20~24 年)	97
	(2) 過去 5 年宗教法人認証事務処理件数 (平成 21~25 年)	97
	2 宗教法人審議会	98
	(1) 宗教法人審議会委員の異動	98
	(2) 宗教法人審議会の開催状況	99
	3 宗教法人向け研修会等の実施状況 (平成 25 年度)	100
	(1) 宗教法人実務研修会	100
	(2) 不活動宗教法人対策会議 (包括宗教法人対象)	103
	4 都道府県職員向け研修会等の実施状況 (平成 25 年度)	104
	(1) 都道府県宗教法人事務担当者研修会 (法令等研修会)	104
	(2) 都道府県宗教法人事務担当者研修会 (認証事務・不活動宗教法人対策)	104
	5 東日本大震災により被災した宗教法人の建物等の復旧のための指定寄附金制度の期間の延長等について	106
	(1) 平成 23 年 3 月 15 日付け財務省告示第 84 号	106
	(2) 指定寄附金制度に係る申請の手引 (宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集する場合)	108
	(3) 申請様式 (宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集する場合)	118
	(4) 指定寄附金制度の概要	134
	(5) 東日本大震災に係る指定寄附金の確認書の交付を受けた宗教法人の一覧—平成 26 年 1 月 31 日現在—	135
No. 118	(平成 26 年 10 月発行)	
論説	人口減少時代の宗教—高齢宗教者と信者の実態を中心に— (川又俊則〈鈴鹿短期大学生生活コミュニケーション学科教授〉)	1
インタビュー	琉球政府における宗務行政と宗教法人法の制定—大城藤六氏に聞く— (文化庁文化部宗務課)	19
行政資料	宗教法人「浄寶寺」の規則変更認証決定に係る審査請求に対する裁決 (平成 25 年 12 月 13 日)	34
	『宗務月報』 (昭和 32 年~昭和 39 年) 総目録	39
宗務報告	1 宗教法人審議会	61
	2 平成 26 年度宗教法人実務研修会の日程	62
	3 動画「宗教法人の管理運営」の公開	64
	4 『在留外国人の宗教事情に関する資料集』の概要	65

No. 119	(平成 27 年 3 月発行)	
論説	日本のイスラームムスリム・コミュニティの現状と課題―(店田廣文〈早稲田大学人間科学学術院教授〉, 岡井宏文〈早稲田大学イスラーム地域研究機構研究助手〉)	1
座談会	昭和 20 年代前後の教派神道と宗務行政(司会:石井研士〈國學院大學神道文化学部長〉, 出席者:新田邦夫〈神道修成派管長〉, 坂田安儀〈禊教教主〉)	23
特別寄稿	松野純孝先生の思い出(松田愼也〈上越教育大学大学院学校教育研究科教授〉)	39
行政資料	宗教法人に関連する最近の法令の概要	42
	新公益法人制度と宗務課所管特例民法法人の移行状況等について(2)	46
	宗教制度調査会名簿	49
	『宗務行政』(昭和 7 年~昭和 12 年)総目録	69
宗務報告	1 宗教法人数・認証等件数の推移	76
	(1) 過去 5 年宗教法人数の推移(平成 21~25 年)	76
	(2) 過去 5 年宗教法人認証事務処理件数(平成 22~26 年)	76
	2 宗教法人向け研修会等の実施状況(平成 26 年度)	77
	(1) 宗教法人実務研修会	77
	(2) 不活動宗教法人対策会議(包括宗教法人対象)	80
	3 都道府県職員向け研修会等の実施状況(平成 26 年度)	81
	(1) 都道府県宗教法人事務担当者研修会(法令等研修会)	81
	(2) 都道府県宗教法人事務担当者研修会(認証事務・不活動宗教法人対策)	81
	4 東日本大震災に係る指定寄附金の確認書の交付を受けた宗教法人の一覧―平成 27 年 1 月 1 日現在―	83
No. 120	(平成 27 年 10 月発行)	
論説	判例における政教分離原則(田近肇〈岡山大学教授〉)	1
	宗教法人と地方の人口減少(石井研士〈國學院大學副学長, 神道文化学部教授〉)	17
判例資料	納骨堂経営不許可決定処分取消請求事件	36
	『宗務時報』(No.1~No.120)総目録	47
宗務報告	1 宗教法人審議会	123
	(1) 宗教法人審議会委員の異動	123
	(2) 宗教法人審議会の開催状況	124
	2 平成 27 年度宗教法人実務研修会の日程	124
	3 『宗教関連統計に関する資料集』の作成	126

『宗務時報』発行状況

No. 1	(昭和 39 年 5 月)	No. 41	(昭和 53 年 1 月)	No. 81	(平成元年 6 月)
No. 2	(昭和 39 年 7 月)	No. 42	(昭和 53 年 3 月)	No. 82	(平成元年 10 月)
No. 3	(昭和 39 年 9 月)	No. 43	(昭和 53 年 6 月)	No. 83	(平成 2 年 3 月)
No. 4	(昭和 39 年 11 月)	No. 44	(昭和 53 年 9 月)	No. 84	(平成 2 年 8 月)
No. 5	(昭和 40 年 1 月)	No. 45	(昭和 54 年 1 月)	No. 85	(平成 3 年 3 月)
No. 6	(昭和 40 年 3 月)	No. 46	(昭和 54 年 3 月)	No. 86	(平成 3 年 9 月)
No. 7	(昭和 40 年 6 月)	No. 47	(昭和 54 年 6 月)	No. 87	(平成 3 年 12 月)
No. 8	(昭和 40 年 9 月)	No. 48	(昭和 54 年 9 月)	No. 88	(平成 4 年 3 月)
No. 9	(昭和 40 年 12 月)	No. 49	(昭和 55 年 1 月)	No. 89	(平成 4 年 7 月)
No. 10	(昭和 41 年 2 月)	No. 50	(昭和 55 年 3 月)	No. 90	(平成 5 年 1 月)
No. 11	(昭和 41 年 5 月)	No. 51	(昭和 55 年 6 月)	No. 91	(平成 5 年 7 月)
No. 12	(昭和 41 年 7 月)	No. 52	(昭和 55 年 11 月)	No. 92	(平成 5 年 11 月)
No. 13	(昭和 41 年 9 月)	No. 53	(昭和 56 年 1 月)	No. 93	(平成 6 年 3 月)
No. 14	(昭和 42 年 1 月)	No. 54	(昭和 56 年 3 月)	No. 94	(平成 6 年 7 月)
No. 15	(昭和 42 年 5 月)	No. 55	(昭和 56 年 7 月)	No. 95	(平成 7 年 2 月)
No. 16	(昭和 42 年 7 月)	No. 56	(昭和 56 年 10 月)	No. 96	(平成 7 年 12 月)
No. 17	(昭和 42 年 11 月)	No. 57	(昭和 57 年 1 月)	No. 97	(平成 8 年 7 月)
No. 18	(昭和 43 年 2 月)	No. 58	(昭和 57 年 3 月)	No. 98	(平成 9 年 3 月)
No. 19	(昭和 43 年 6 月)	No. 59	(昭和 57 年 7 月)	No. 99	(平成 9 年 10 月)
No. 20	(昭和 43 年 12 月)	No. 60	(昭和 57 年 9 月)	No. 100	(平成 10 年 5 月)
No. 21	(昭和 44 年 3 月)	No. 61	(昭和 58 年 1 月)	No. 101	(平成 10 年 8 月)
No. 22	(昭和 44 年 9 月)	No. 62	(昭和 58 年 3 月)	No. 102	(平成 11 年 7 月)
No. 23	(昭和 45 年 1 月)	No. 63	(昭和 58 年 7 月)	No. 103	(平成 12 年 10 月)
No. 24	(昭和 45 年 6 月)	No. 64	(昭和 58 年 10 月)	No. 104	(平成 12 年 12 月)
No. 25	(昭和 45 年 10 月)	No. 65	(昭和 59 年 1 月)	No. 105	(平成 13 年 3 月)
No. 26	(昭和 46 年 3 月)	No. 66	(昭和 59 年 3 月)	No. 106	(平成 13 年 12 月)
No. 27	(昭和 46 年 9 月)	No. 67	(昭和 59 年 7 月)	No. 107	(平成 14 年 8 月)
No. 28	(昭和 47 年 3 月)	No. 68	(昭和 59 年 12 月)	No. 108	(平成 15 年 8 月)
No. 29	(昭和 47 年 10 月)	No. 69	(昭和 60 年 3 月)	No. 109	(平成 16 年 3 月)
No. 30	(昭和 48 年 2 月)	No. 70	(昭和 60 年 7 月)	No. 110	(平成 19 年 3 月)
No. 31	(昭和 48 年 7 月)	No. 71	(昭和 61 年 1 月)	No. 111	(平成 22 年 9 月)
No. 32	(昭和 49 年 2 月)	No. 72	(昭和 61 年 4 月)	No. 112	(平成 23 年 7 月)
No. 33	(昭和 49 年 8 月)	No. 73	(昭和 61 年 8 月)	No. 113	(平成 24 年 3 月)
No. 34	(昭和 50 年 2 月)	No. 74	(昭和 62 年 2 月)	No. 114	(平成 24 年 9 月)
No. 35	(昭和 50 年 9 月)	No. 75	(昭和 62 年 5 月)	No. 115	(平成 25 年 3 月)
No. 36	(昭和 51 年 3 月)	No. 76	(昭和 62 年 7 月)	No. 116	(平成 25 年 10 月)
No. 37	(昭和 51 年 8 月)	No. 77	(昭和 63 年 3 月)	No. 117	(平成 26 年 3 月)
No. 38	(昭和 52 年 3 月)	No. 78	(昭和 63 年 7 月)	No. 118	(平成 26 年 10 月)
No. 39	(昭和 52 年 7 月)	No. 79	(昭和 63 年 12 月)	No. 119	(平成 27 年 3 月)
No. 40	(昭和 52 年 11 月)	No. 80	(平成元年 3 月)	No. 120	(平成 27 年 10 月)

(備考) 本誌における特集号は、次のとおりである。

- No. 11 (昭和 41 年 5 月) 「宗教法人法施行 15 年記念号」
- No. 28 (昭和 47 年 3 月) 「宗教法人法施行 20 周年記念号」
- No. 87 (平成 3 年 12 月) 「宗教法人法施行 40 周年記念号」
- No. 106 (平成 13 年 12 月) 「宗教法人法施行 50 周年記念号」
- No. 116 (平成 25 年 10 月) 「宗務課百周年記念号」

1 宗教法人審議会

(1) 宗教法人審議会委員の異動

- ① 第31期宗教法人審議会の任期満了に伴い、任期中の委員を除き、第32期宗教法人審議会委員については、平成27年4月1日付けで、下記の委員が文部科学大臣により任命された（任期は平成29年3月31日まで）。平成27年7月3日開催の第169回宗教法人審議会において、新井誠委員が会長に選出された。

第32期宗教法人審議会委員名簿（五十音順）

- 新 井 誠 （中央大学法学部教授）
- 石 井 研 士 （國學院大學副学長）
- 石 倉 寿 一 （大慧會教団次代会長）
- 打 田 文 博 （小國神社宮司）
- 大 橋 真由美 （成城大学法学部教授）
- 岡 田 泰 六 （崇教真光三代教え主，（公財）新日本宗教団体連合会理事）
- 巫 部 祐 彦 （神理教管長）
- 北 澤 安 紀 （慶應義塾大学法学部教授）
- 熊 野 明 夫 （光明寺住職，弁護士）
- 倉 澤 豊 明 （（公財）全日本仏教会事務総長，（公財）日本宗教連盟事務局長）
- 神 日 出 男 （八幡朝見神社宮司）
- 末 廣 久 美 （（公社）全日本仏教婦人連盟理事長）
- 錢 谷 眞 美 （東京国立博物館館長）
- 原 田 一 明 （立教大学法学部教授）
- 比 企 敦 子 （日本キリスト教協議会教育部総主事）
- 峰 ひろみ （首都大学東京法科大学院教授）
- 宮 本 みち子 （放送大学副学長）
- 村 鳥 邦 夫 （御嶽教管長）
- 矢 木 良 雄 （イムマヌエル綜合伝道団教団総務）
- 渡 辺 雅 子 （明治学院大学社会学部教授）

（注）○印は平成27年4月1日任命委員（15名）うち下線は新任委員（7名）

- ② 打田文博委員，神日出男委員の任期満了に伴い，平成27年10月1日付けで，下記の委員が文部科学大臣により任命された（任期は平成29年9月30日まで）。

打 田 文 博 （小國神社宮司）
神 日 出 男 （八幡朝見神社宮司）

（2）宗教法人審議会の開催状況

第169回宗教法人審議会

- 日 時 平成27年7月3日(金) 14時00分～
○場 所 文化庁特別会議室（旧文部省庁舎5階）
○議 題 （1）会長の選出について
（2）宗教法人審議会規則の一部改定について
（3）宗教法人「乗性寺」の規則変更認証決定に係る審査請求について（諮問）
（4）最近の宗務行政について
（5）その他

第170回宗教法人審議会

- 日 時 平成27年9月2日(水) 14時00分～
○場 所 文化庁特別会議室（旧文部省庁舎5階）
○議 題 （1）宗教法人「乗性寺」の規則変更認証決定に係る審査請求について(答申)
（2）その他

2 平成27年度宗教法人実務研修会の日程

文化庁では，全国の宗教法人等の法人事務担当者を対象として，法人意識の徹底，事務処理能力の向上等，宗教法人の管理運営の適正化に資するための「宗教法人実務研修会」を実施している。平成27年度の各地域における開催予定県は，右表のとおりである。いずれも文化庁と開催県との共催である。

- （1）1日目は「宗教法人の管理運営」等の講義，2日目は「宗教法人の税務・会計」等の講義を行う。いずれか1日のみの参加も可能で，参加費は無料である。テキスト等も無料で配布する。
- （2）各会場とも席に限りがあるので，参加を希望する場合は，事前に各開催県の連絡先へ確認をお願いしたい。
- （3）研修日程は，1日目は13時00分～16時50分（12時00分受付開始，12時30分～12時55分DVD「宗教法人の管理運営」上映（視聴は自由）），2日目

は10時00分～15時00分（9時30分受付開始）を予定しているが、日程・会場については変更が生じる場合もあるので、あらかじめ了承されたい。

(4) 日程が合わない場合は、他の開催都県の担当部署（「連絡先」を参照）との相談により、他の地区の研修会に参加できる可能性がある。

地区	開催県	日時・会場	連絡先
東北・北海道 (北海道, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島)	山形県	平成27年9月7日(月)・8日(火) ヤマコーホール 住所: 山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル7F 電話: 023-632-1324	山形県総務部学事文書課私学宗務担当 電話: 023-630-2191
関東 甲信越静 (茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 新潟, 山梨, 長野, 静岡)	静岡県	平成27年11月16日(月)・17日(火) 静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」 住所: 静岡市駿河区池田79番地の4 電話: 054-203-5713	静岡県経営管理部総務局法務文書課法人班 電話: 054-221-2455 内線(3280)
	東京都	平成27年10月21日(水)・22日(木) 国立大学法人一橋大学 一橋講堂 住所: 千代田区一ツ橋2丁目1番2号 電話: 03-4212-3900	東京都生活文化局都民生活部管理法人課宗教法人係 電話: 03-5321-1111
近畿・中部 (富山, 石川, 福井, 岐阜, 愛知, 三重, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山)	三重県	平成27年9月1日(火)・2日(水) ホテルグリーンパーク津 住所: 津市羽所町700番地 電話: 059-213-2111	三重県環境生活部文化振興課文化企画班 電話: 059-224-2176
	滋賀県	平成27年10月29日(木)・30日(金) 琵琶湖ホテル 住所: 大津市浜町2-40 電話: 077-524-7111	滋賀県総務部総務課宗教法人・県立大学係 電話: 077-528-3115
中国・四国 (鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知)	鳥取県	平成27年11月11日(水)・12日(木) ホープスターとっとり 住所: 鳥取市永楽温泉町556番地 電話: 0857-26-3311	鳥取県総務部行政監察・法人指導課団体検査担当 電話: 0857-26-7329
	広島県	平成27年10月8日(木)・9日(金) エソール広島 住所: 広島市中区富士見町11番6号 電話: 082-242-5252	広島県環境県民局学事課文教グループ 電話: 082-513-4496
九州 (福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄)	熊本県	平成27年11月26日(木)・27日(金) TKPガーデンシティ ネストホテル熊本 住所: 熊本市中央区辛島町4-39 電話: 096-312-1616	熊本県総務部総務私学局私学振興課初等宗教班 電話: 096-333-2063
	鹿児島県	平成27年11月5日(木)・6日(金) マリンパレスかごしま 住所: 鹿児島市与次郎2丁目8番8号 電話: 099-253-8822	鹿児島県総務部学事法制課私立学校係 電話: 099-286-2111 内線(2145)

備考: 本誌発行時において、既に開催された研修会がある。

3 『宗教関連統計に関する資料集』の概要

文化庁文化部宗務課では、このたび『宗教関連統計に関する資料集』を作成した。資料集は、都道府県宗教法人事務担当者向けに作成したものであるが、関係各方面への参考のため、これを紹介する。

(1) 調査の目的

宗教法人制度は、宗教法人法に基づいて運用されているが、現代社会の急激な変化に伴い、従来までは想定していなかった事案が生じることもある。そのため宗教法人の様々な諸課題に対応すべく、円滑な宗務行政に資することを目的として、平成24年度より「宗教法人等の運営に係る調査」を開始した。この調査は、年次ごとに個別課題を設定して調査するものである。

平成26年度は、文化庁文化部宗務課が昭和24年から実施している「宗教統計調査」の主な結果概要をとりまとめほか、他省庁や民間機関で実施している調査のうち、宗教に関する事項が含まれている調査結果を所収した。

(2) 構成

1. 宗教法人数，信者数等
 - (1) 宗教法人，教師，信者数
 - (2) 文部科学大臣所轄宗教法人数
 - (3) 都道府県知事所轄宗教法人数
 - (4) 宗教団体，教師，信者数
2. 明治～昭和初期の神社，寺院，教会数等
 - (1) 神社・神官神職
 - (2) 神道
 - (3) 仏教
 - (4) キリスト教
3. 宗教法人の認証，登記
 - (1) 認証事務処理件数（文化庁及び都道府県）
 - (2) 登記統計（法務省）
4. 宗教関係事業所数，従業者数等
 - (1) 経済センサス基礎調査（総務省）
 - (2) 国勢調査（総務省）
5. 宗教法人の財務
 - (1) 民間非営利団体実態調査（内閣府）
 - (2) 法人土地・建物基本調査（国土交通省）
 - (3) 公益法人等の調査事績（国税庁）

- (4) 寄付白書（日本ファンドレイジング協会）
- 6. 宗教に関する国民の意識と行動
 - (1) 日本人の国民性調査（統計数理研究所）
 - (2) 読売新聞全国世論調査
 - (3) 「日本人の意識」調査（NHK放送文化研究所）
 - (4) 葬儀に関する意識調査
 - (5) 墓地に関する意識調査
- 7. 家計における宗教関係の支出
- 8. 宗教用具，ろうそく，線香類の出荷数量と事業所数
 - (1) 宗教用具
 - (2) ろうそく
 - (3) 線香類
- 9. 死亡数と葬儀数，墓地数等
 - (1) 人口統計（厚生労働省，国立社会保障・人口問題研究所）
 - (2) 埋葬・火葬（厚生労働省）
 - (3) 墓地，納骨堂，火葬場（厚生労働省）
 - (4) 都市公園等整備現況調査（国土交通省）
- 10. 「信教の自由」をめぐる相談・事件処理
- 11. 宗教関係産業民間資格
 - (1) 葬祭ディレクター技能審査試験（葬祭ディレクター技能審査協会）
 - (2) 仏事コーディネーター資格制度（仏事コーディネーター資格審査協会）
 - (3) お墓ディレクター検定（一般社団法人日本石材産業協会）
- 12. 宗教目的の訪日外国人数
 - (1) 出入国管理統計（法務省）
 - (2) 在留外国人統計（法務省）
 - (3) ビザ（査証）発給統計（外務省）

以上，本書の概要を紹介したが，作成に当たっては各方面から協力をいただいた。本書は，文化庁のホームページにて公開しているので活用されたい。

宗教関連統計に関する資料集

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/shumu_kanrentokei/index.html

宗 務 時 報 No. 120

発行日 平成27年10月30日
編集・発行 文化庁文化部宗務課
〒100-8959
東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
電話 03-5253-4111 (代表)

印刷 株式会社ワーナー
